

平成 2 2 年度定期監査結果に基づき講じた措置

(個表 3)

企業庁	2 7 3
病院事業庁	2 9 6
議会事務局	3 1 2
監査委員事務局	3 1 6
人事委員会事務局	3 1 7
教育委員会事務局	3 1 8
海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局	3 7 0
警察本部	3 7 1

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 企業庁における収入未済は、1 事業者、636,300 円です。 当該事業者へは督促、給水停止、最終催告等の措置をとりましたが、納付されないため簡易裁判所に支払督促申立を行いました。</p> <p>2 取組の成果 当該事業者からは、支払督促に対する異議申立が提出されたため、裁判で判決を求めることとしています。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>裁判の結果を待って債権回収手続きを進めます。</p>

監査の結果
[共通意見] (収入未済) 各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 企業庁における収入未済は、1 事業者、636,300 円です。 企業庁では過去に債権回収の経験がないため、他部局における債権回収のノウハウ等の情報提供を受け対応を進めました。 2 取組の成果 現在も債権回収に至らず、裁判で判決を求めることとしています。
平成 23 年度以降（取組予定等） 裁判の結果を待って債権回収手続きを進めますが、必要な場合は他部局にノウハウの提供を依頼します。 また、情報提供依頼があった場合は情報を提供し共有を図ります。

監査の結果
[共通意見] (公共工事等) 入札・契約制度の競争性、公正性、透明性を確保するため、当初設計時の現場精査などを十分行い、引き続き、当初設計の精度向上に取り組まれない。
講じた措置
平成 22 年度 1 実施した取組内容 職員に対して当初設計の際には現場調査、設計期間、調整期間を十分確保したうえで設計を行うとともに、設計内容についてもこれまで以上にチェック体制を強化するよう周知徹底を図りました。 また、本庁決裁工事案件については、企業庁以外の職員も含む企業庁建設工事検討委員会を開催し、当該工事内容や契約方法等について検討することにより適正な執行を図っています。 2 取組の成果 当初設計の精度に関する職員の意識が高まりました。 また、本庁決裁工事案件については、企業庁建設工事検討委員会の中で企業庁以外の職員からのアドバイスを受けることにより、設計等の精度向上につながりました。
平成 23 年度以降（取組予定等） 引き続き、入札・契約に関する事務処理全般において、適正に行うよう努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業の民間譲渡)</p> <p>(1) 水力発電事業の民間譲渡については、鋭意取り組まれてきたところであるが、新たに中部電力株式会社の運転監視システムの整備が必要となったことなどから、譲渡の時期が平成 25 年度または 26 年度に延期されることとなった。 譲渡時期が再び延期されることのないよう、中部電力株式会社及び関係機関との協議を着実に進めるとともに、協議の進捗状況について、県民に対し十分な情報提供を行われたい。 (経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 中部電力(株)との総合調整部会、設備部会、用地部会において、譲渡価格、地域貢献、設備・用地などの課題ごとの協議を進めました。また、県庁関係部局による譲渡価格検討部会、流量回復運用ルール策定作業部会を開催し、検討を進めました。</p> <p>(2) 水力民間譲渡に伴う地元関係団体などとの協議を進めました。</p> <p>(3) 水力民間譲渡にかかる地元説明会(大台町 3 地区)を 6 月下旬から順次開催し、地域貢献課題の方向性などを説明しました。 また、協議の進行状況について、関係市町、関係団体に説明するとともに、企業庁ホームページに掲載しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 地域貢献の取組課題 14 項目のうち、かんがい補給の取組など 11 項目については、継承する方向で中部電力(株)に理解を得ました。 また、残りの 3 項目のうち、三浦湾への緊急発電放流については、大台町などへの説明の結果、譲渡条件としないこととして整理しました。さらに、森林環境保全事業や奥伊勢湖環境保全対策については、県が譲渡価格の中から事業費を負担することにより両事業を継続することとして整理しました。</p> <p>(2) 老朽化設備の前倒し補修などの設備改修や境界確認、用地測量等を進めました。</p> <p>(3) 譲渡価格については、公平性、透明性を担保できる適切な価格となるよう様々な要素を踏まえて検討を行い、中部電力(株)とは固定資産帳簿価格から国庫補助金相当分を差し引いた 105 億円を譲渡価格とすることで協議を進めることとしました。</p> <p>(4) 譲渡時期を平成 25 年度又は平成 26 年度として、運転監視システム整備の施工手順などを協議する中で、整備に伴う発電ロスを最小限に抑える必要から、施工準備の整った発電所から段階的に譲渡することとし、平成 24 年度末から 3 年間かけて平成 26 年度末に完了させることで整理しました。</p> <p>(5) これまでの協議を踏まえ、譲渡価格・譲渡範囲・譲渡時期などの譲渡譲受に関する方向性を確認するため、平成 23 年 3 月 31 日に中部電力(株)と確認書を取り交わしました。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 譲渡譲受に向けて、課題解決の見通しを付けたうえで、仮契約となる基本合意を 6 月頃に締結できるよう、関係部局と連携して中部電力(株)や関係機関との協議を進めるとともに、引き続き必要な課題解決に取り組めます。</p> <p>(2) 引き続き、協議の進捗状況について、関係市町、関係団体等に対して適宜説明を行うとともに、企業庁のホームページに掲載します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の運営体制)</p> <p>(2) RDF焼却・発電事業は、地方公営企業法上の法定事業である水力発電事業の附帯事業として運営されているが、水力発電事業が中部電力株式会社に譲渡された後は、企業庁が附帯事業として運営していくことができなくなる。 このため、関係部局と協議を進め、水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業の運営体制について明確にされたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 水力発電事業譲渡後のRDF焼却・発電事業については、前年度までに関係部が協議した結果、平成 28 年度までは企業庁が引き続き地方公営企業法の任意適用事業として運営する方向性が示されましたが、企業庁が運営していくための様々な課題について検討を進めました。</p> <p>2 取組の成果 引続き企業庁で運営する際に生ずる課題の洗い出しを次のとおり行いました。 (課題の洗い出し結果)</p> <p>① 一般会計から公営企業への支出について、法令上（公営企業法等）の整理 ② 環境森林部と企業庁がRDF焼却・発電事業を一体となって進めるための運営体制の整理 ③ 電気事業会計の清算手法及び新会計の開始手法の整理</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>水力発電事業の譲渡後の運営主体について、企業庁が地方公営企業法の任意適用事業として運営していくための課題の解決を目指して、関係部と協議を進めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (RDF焼却・発電事業の平成29年度以降のあり方) (3) RDF焼却・発電事業の平成29年度以降の事業のあり方について、目途とする22年度末までに関係市町等との合意が得られるよう、早急に課題の解決に取り組まれない。 (経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容 平成29年度以降のRDF焼却・発電事業のあり方については、県と市町で構成するRDF運営協議会理事会を2回、あり方検討作業部会を8回開催し、事業主体や費用負担など、13項目の課題について協議しました。</p> <p>2 取組の成果 平成29年度以降の事業のあり方については、最終的に13の課題が全て整理されることが必要ですが、 (1) 4月に開催した理事会で、平成29年度以降、県内5製造団体(13市町)での新たな枠組みにおいて事業を継続することとなりました。 (2) 8月に開催した理事会で、平成29年度以降の継続期間は、4年間(平成32年度末)とすることを前提に、残された費用負担などの課題を整理することになりました。 (3) 費用負担については、当初は、「平成29年度以降、県が事業主体となる場合には、RDF処理に必要な経費は市町に負担いただきたい」という県の考え方に対して、市町は、「県が事業主体となったうえで、新たな費用負担を市町に求めないこと」を要望したことから、双方の意見に隔たりがありました。 こうした状況を踏まえ、3月1日の第15回あり方検討作業部会において、平成29年度から平成32年度までの収支の不足見込額(継続に伴う維持管理費の増額分、改修費、外部処理費)を県と市町とで半分ずつ負担することなどを内容とする新たな提案をし、合意に向けて協議を進めています。</p>
<p>平成23年度以降(取組予定等)</p> <p>平成29年度以降事業のあり方について、4月にRDF運営協議会理事会・総会を開催し、県・市町間で合意できるよう、協議を進めます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(RDF処理委託料の段階的改定と経営改善)

(4) RDF処理委託料については、平成21年度から毎年度段階的に引き上げる激変緩和措置を講じながら、28年度に収支が均衡するようにしたところである。

20年度以後3年度毎に収支計画の見直しが行われるが、市町の財政状況も厳しいことから、収支不足額が増加しないよう、引き続き経営改善に努められたい。

(経営分野、事業分野)

講じた措置

平成22年度

1 実施した取組内容

経営改善については、収入面で、可能な範囲で売電料金の高い時間帯である昼間時間に多くの売電を行うなど、日々の運用の中で効率的な発電運用に努め、できる限り多くの売電収入の確保に努めました。また、支出面では、RDFの受入体制の見直しによる経費の削減をするとともに、事務所の管理費や事務費の節減などに努めました。

また、平成20年11月6日のRDF運営協議会総会決議では、平成20年度から28年度までの収支計画は3年ごとに見直すこととなっているため、総務運営部会を5回開催し、収支計画の見直しや23年度からの処理委託料改定について協議しました。

2 取組の成果

収支計画については、企業庁では、引き続き事務所経費など支出の削減に努めるものの、今後の市町からのRDF搬入見込量が現計画の90%程度にとどまるため、売電収入は減少し、現収支計画を見直さざるを得なくなりました。このため、総務運営部会での協議を重ね、3月1日に次のとおり整理しました。

(1) 新収支計画の平成20年度から28年度までの収支の不足見込額は、現収支計画の19億円から4.1億円悪化し、23.1億円とする。

(2) 平成23年度から28年度までの処理委託料について、23年度から毎年923円/tずつ加算し、収支計画の最終年度となる28年度の収支均衡単価を10,908円/tとする。

平成23年度以降（取組予定等）

収支計画の見直しや平成23年度からの処理委託料改定について、4月にRDF運営協議会理事会及び総会を開催し、承認を得るよう進めます。

また、引き続き、収入面ではできる限り多くの売電収入を得るため、効率的な発電に努め、費用面では安全の確保を大前提として経費の節減に努めることにより、収支の改善を目指します。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (工業用水道事業の需要拡大)</p> <p>(5) 北伊勢工業用水道事業については、平成 21 年度に契約水量が 3,730m³/日増加したものの、22 年 3 月 31 日現在において、112,340m³/日の未契約水量が存在する。 中伊勢工業用水道事業については、21 年度に契約水量が 3,200m³/日減少し、22 年 3 月 31 日現在において、15,510m³/日の未契約水量が存在する。 厳しい経済状況の下ではあるが、企業誘致部局等と連携し、工業用水の需要の拡大に引き続き努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(事業分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 工業用水道事業の需要拡大の取組としては、3 年ごとに既存の企業に対しアンケート調査を実施し、工業用水の給水の検討を希望する企業に対し、給水に必要な工事費や料金の説明等を行う営業活動に努めています。 本年度はアンケート調査の実施年であり、101 社に対しアンケート調査を実施し、その内、工業用水の給水の検討を希望する 4 社に対して工事費等の説明を行いました。 また、企業立地部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し、給水条件を明確にするとともに、迅速かつ的確に対応し需要拡大に取り組んでいます。</p> <p>2 取組の成果 平成 22 年度は北伊勢工業用水道事業で 6 社、中伊勢工業用水道事業で 1 社、合計 7 社 (16,060 m³/日) の新規給水 (増量を含む) を行いました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>今後も企業立地部局と密接に連携し、新規企業からの工業用水の給水の問い合わせに対し、給水条件を明確にするとともに、迅速かつ的確に対応し、需要拡大に取り組んでいきます。 今後も厳しい状況は続くと思われませんが、引き続き、工業用水道事業の需要拡大に積極的に取り組んでいきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (施設改良の推進)</p> <p>(6) 東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生が懸念されている。 このような状況の中、県民のライフラインの確保、ユーザー企業への給水障害防止のため、水道事業、工業用水道事業の水管橋、主要施設等の耐震化を引き続き進められたい。 また、平成17年度から21年度までの5年間に、水道事業で15件、工業用水道事業で22件の漏水が発生し、水道事業で2件、工業用水道事業で1件の給水障害が生じているので、引き続き施設設備の老朽劣化対策を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(事業分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容 企業庁では、水の「安全・安定」供給を実現するため、水管橋や主要施設の耐震補強工事などの耐震化対策と管路や設備機器の更新工事などの老朽劣化対策を計画的・重点的に実施しています。 平成22年度は、工法の見直しなどを行ったことにより、工業用水道事業において一部耐震化に遅れが生じたものの、着実に対策を進めました。</p> <p>2 取組の成果 耐震化対策及び老朽劣化対策について、下記の工事を実施しました。</p> <p>① 耐震化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山村水管橋（四期）耐震補強工事の完成（水道事業）（工業用水道事業） ・ 嘉例川水管橋（二期・前期）耐震補強工事の完成（工業用水道事業） ・ 内部川水管橋（四期）耐震補強工事の実施（水道事業）（工業用水道事業） 他 <p>② 老朽劣化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多気浄水場薬品注入設備機器取替工事の完成（水道事業） ・ 長太加圧ポンプ所電気設備取替工事（四期）の完成（工業用水道事業） ・ 配水管布設替工事（四日市市内）の実施（工業用水道事業） 他
<p>平成23年度以降（取組予定等）</p> <p>水の「安全・安定」供給を実現するためには、施設を計画的に整備し、適切に維持管理していくことは不可欠であり、今後も、耐震化対策や老朽劣化対策を計画的・重点的に取り組んでいきます。</p>

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(長期債務の繰上償還)

(7) 企業庁では、水道事業及び工業用水道事業において、従来から高金利企業債の借換や繰上償還、並びに水資源機構割賦負担金の繰上償還を実施し、平成 21 年度までに約 180 億 6,100 万円の支払利息を軽減している。

19 年度から 21 年度までの 3 年間の特例措置として実施された公的資金補償金免除繰上償還制度が、22 年度から 3 年間延長されることから、引き続き制度を積極的に活用し、支払利息の軽減に努められたい。

また、水資源機構割賦負担金の繰上償還についても、引き続き水資源機構に対し積極的に要望されたい。

(経営分野)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

企業債については、公的資金補償金免除繰上償還制度が平成 22 年度から 3 年間延長されることに伴い、国に対して繰上償還の申請を行った結果、12 月にその承認を得ることができました。

また、水資源機構割賦負担金については、工業用水道事業において、平成 22 年 9 月に 12 億 4,700 万円の繰上償還を実施するとともに、水資源機構に対して平成 23 年度以降の繰上償還について、要望を行いました。

2 取組の成果

企業債については、延長された公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき、平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間で 15 億 7,500 万円（水道事業 4 億 2,200 万円、工業用水道事業 11 億 5,300 万円）の繰上償還を行う予定であり、平成 22 年度は 11 億 2,800 万円（水道事業 1 億 4,800 万円、工業用水道事業 9 億 8,000 万円）の繰上償還を実施しました。

また、この繰上償還に伴い、約 3 億 6,000 万円（水道事業 1 億 2,200 万円、工業用水道事業 2 億 3,800 万円）の支払利息が軽減される見込です。

水資源機構割賦負担金については、工業用水道事業において、平成 22 年 9 月に 12 億 4,700 万円の繰上償還を実施したことにより、今後、約 2 億 1,600 万円の支払利息が軽減される見込です。

なお、水資源機構に対して繰上償還の要望を行った結果、平成 23 年度は、12 億 2,500 万円の繰上償還額の内示がありました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

企業債については、延長された公的資金補償金免除繰上償還制度に基づき、平成 23 年度は 2 億 4,300 万円（水道事業 7,000 万円、工業用水道事業 1 億 7,300 万円）、24 年度は、2 億 400 万円（水道事業 2 億 400 万円）の繰上償還を行う予定です。

なお、工業用水道事業の年利率 5%以上 6%未満の企業債については、資本費要件等から公的資金補償金免除繰上償還制度の対象外となっています。このため、資本費要件等の緩和を関係省庁に対し要望していきます。

また、水資源機構割賦負担金について、平成 23 年度は 12 億 2,500 万円の繰上償還を行う予定ですが、23 年度で水資源機構割賦負担金の繰上償還が終了する予定であることから、引き続き、繰上償還を行うことができるよう、水資源機構に対して要望を行っていきます。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(技術管理業務の包括的な民間委託と技術継承、指導監督者の育成)

(8) 工業用水道事業では、平成 21 年度から全ての浄水場において技術管理業務の包括的な民間委託が開始され、水道事業においても、24 年度から技術管理業務の包括的な民間委託を開始することが計画されている。

水道事業の包括的な民間委託にあたっては、工業用水道事業での実績をあらゆる観点から十分に検証し、委託による効果を県民に対し十分説明するとともに、用水供給事業を行う事業者としての責任を全うできるよう万全を期されたい。

また、民間委託の拡大に伴い、受託業者に対する指導監督能力が一層求められることから、業務にかかる知識やノウハウの継承、職員の資質向上に重点的に取り組まれない。

(経営分野、事業分野)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

委託の検証については、水道用水供給事業の浄水場等への技術管理業務の包括的な民間委託の導入について、平成 24 年度からの段階的な導入を目標に、業務効率の向上や安全性の確保等の観点から、工業用水道事業の技術管理業務の包括的な民間委託の実施状況等の検証を行い、課題への対応等を整理してきました。

また、他県の状況について、県営の水道及び工業用水道事業における包括的な民間委託の実情について調査を行いました。

技術継承や監督員の育成については、水道設備点検基礎技術研修等の現場機器の取扱い研修を行うことなどにより、現場業務に即した指導監督能力の維持・向上を図るとともに、受託事業者に対する分かりやすい指導が行えるよう、作業マニュアルの改善などに取り組みました。

2 取組の成果

検証の結果、包括的な民間委託開始以降、給水支障につながるような大きなトラブルは発生しておらず、安全性は引き続き確保されています。

しかしながら、浄水処理に直接関連のない環境整備業務などを含めて一括委託発注していることから、効率性向上、受託事業者の創造性発揮につながっていないなどの課題が抽出されました。

また、他県の状況を調査した結果、包括的な民間委託については、導入事例が少なく入札状況も多くが 1 者応札となっていること、運転監視業務については、導入実績も多く競争性が発揮されていることが確認できました。

以上のような結果を踏まえ、安全性確保の観点から、関係機関等との調整が必要な業務については、引き続き企業庁職員により実施していきます。委託範囲に含める技術管理業務については環境整備業務などを対象外とし、設備の保守点検などの「浄水処理に直結する運転監視業務を中心とする一体的な業務」とします。また、各水道事務所の運営・管理形態が異なることから、水道事務所の運営・管理形態に応じた導入や拡大を段階的に進めていきます。

ベテラン職員を講師として実践を交えた研修を開催し、技術継承につながりました。また、職員自らが講師となって研修を進める事により、プレゼンテーションスキルも向上しました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

次期委託の発注に向けて、「安全・安定」供給を検証し、抽出された課題を解決しながら段階的に包括的な民間委託を進めることで、民間企業の成熟度の向上を促し、将来の事業継続性を高めていきます。

なお、水道事業への包括的な民間委託の導入にあたっては、関係ユーザー等に対して導入の方法、時期、効果等について説明を行っていく予定です。

包括的な民間委託の拡大とともに、職員が現場経験を積む機会が減少していきますが、引き続き OJT の充実や研修の実施により監督員の育成に取り組むことで、指導監督に必要な能力の維持、向上を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (次期中期経営計画の策定)</p> <p>(9) 現在検討を進めている次期中期経営計画(平成 23 年度～26 年度)は、水力発電事業の民間譲渡、RDF 焼却・発電事業の運営体制等、今後の企業庁のあり方を示す重要な計画である。 計画の策定にあたっては、これまでの課題、問題点を十分に検証するとともに、県民に水と電気を「安全・安定」供給するため、危機管理への対応、技術力の向上策等についても十分留意されたい。 (経営分野、事業分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 次期中期経営計画の策定 (重点的な取組等)</p> <p>① 現行の中期経営計画(平成 19 年度～22 年度)の検証 成果指標や財務指標をもとに取組状況の検証を行った結果、経営改善については、市水道事業への一元化などが実現できました。一方、計画的な施設改良の推進については、耐震化に一部遅れが生じました。残った課題としては、水力発電事業の民間譲渡に伴う設備改修や未登記土地の問題、譲渡後における RDF 焼却・発電事業のあり方などがあります。</p> <p>② 次期の中期経営計画(平成 23 年度～26 年度)の作成 現行の中期経営計画の検証を踏まえたうえで、4 年間の具体的な取組について検討しました。また、成果指標について、現行の計画をもとに取組目標がより明確化する項目等を検討しました。</p> <p>(2) 危機管理の取組 危機管理マニュアルや企業庁独自の参集体制に基づく研修・訓練を実施し、職員の危機管理意識や能力の向上を図りました。</p> <p>(3) 技術力向上の取組 実務に即した現場機器の取扱い研修を行うなど現場の指示監督に適した能力の維持・向上に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 次期中期経営計画の策定 (重点的な取組等) 引き続き、「企業庁のあり方に関する基本的方向」に沿った経営改善の取組や、計画的な施設改良の推進などを重点的・計画的に進めることができるよう計画に反映しました。また、成果指標について、施設改良の進捗がよりの確に行えるよう、「設備の更新率」などの項目を追加しました。</p> <p>(2) 危機管理の取組 水と電気の「安全・安定」供給が図られるよう、非常時における訓練や危機管理意識の向上に努めた結果、給水障害など大きなトラブルは発生しておらず、的確な維持管理が行えました。今後も、災害や危機発生時に迅速な対応がとれるよう、継続した取組を計画に位置付けました。</p> <p>(3) 技術力向上の取組 各職場で O J T を実践できる人材を育成することができました。今後も、職員のニーズを反映した研修を実施し、技術継承がより効果的に行われるよう計画に位置付けました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1) 重点的な取組等 水力発電事業の民間譲渡や RDF 焼却・発電事業のあり方などの経営改善の取組については、関係部局と連携し、諸課題の解決を図りながら進めます。施設改良の取組については、主要施設の耐震化対策や、耐用年数が経過した電気・計装・機械設備の更新などを着実に実施していきます。</p> <p>(2) 危機管理の取組 定期的に研修・訓練などを実施するとともに、その結果を検証していきます。</p> <p>(3) 技術力向上の取組 引き続き、計画的な研修や実践的な O J T を実施するとともに、業務上必要な資格の取得支援などを行います。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務 地域機関分 工業用水使用料の収入未済額が 636,300 円(対前年度比 142.9%)あり、前年度と比べて 191,100 円増加しているため、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止に一層努められたい。 (北勢水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 当該事業者(1社)は、平成 20 年 10 月から料金未納が続いたため、督促状の送付や訪問により督促を行いました。しかし、料金が納付されなかったことから、平成 21 年 7 月 1 日に給水停止の措置をとりました。この間の収入未済額は、平成 20 年度(9月～3月分)の 445,200 円に 21 年度(4月～6月分)の 191,200 円を加えた 636,300 円となっています。 その後、当該事業者からの分割納付の申出を承認しましたが、1 回目の納付がされなかったため、平成 22 年 12 月 24 日に工業用水道事業室において簡易裁判所に支払督促申立(法的措置)を行いました。 当該事業者からは、支払督促に対する異議申立があり、平成 23 年 3 月 11 日に意見陳述が行われ、4 月 8 日に判決が言い渡されることとなりました。 また、新たな未収金の発生を防止するため、電話や督促状の発行による督促を徹底しています。</p> <p>2 取組の成果 分割納付誓約書に従い納付する約束がなされましたが、その後も未納が続いたため、工業用水道事業室より簡易裁判所へ支払督促申立を行い、法的手続を進めています。 なお、当該事業者以外の収入未済については、納付の督促を徹底していることもあり、発生しておりません。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>裁判の結果を待って、財産等の確認ができれば差し押さえ等料金徴収のための強制手続きを行っていきます。 また、新たな未収金の発生を防止するため、電話や督促状の発行による督促を徹底していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【財務会計システム保守業務】 ・執行伺（見積徴取伺）が起案されていなかった。 ・予定価格調書が作成されていなかった。</p> <p>(2) 【工事実地検査業務】 執行伺い起案文書に「年度開始前の契約の準備行為である」旨が明記されていなかった。 (経営分野（3事業会計共通）)</p> <p>(3) 【清掃業務委託】 日常清掃に従事する者は、水道法及び同法施行規則に基づき6か月ごとに健康診断書を提出しなければならないが、提出されていなかった。</p> <p>(4) 【浄化槽の保守点検に関する業務委託】 業務の内容に保守管理・維持管理を含むことから、支払科目は委託料とするべきところを手数料で支払っていた。 (南勢水道事務所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 平成 22 年度執行分（平成 22 年 3 月 24 日契約締結）は執行伺、予定価格調書とも作成し、適正に処理しています。再発防止のため会計実地検査、担当者会議で会計事務処理について周知徹底を図りました。</p> <p>(2) 平成 22 年度執行分（平成 22 年 4 月 8 日契約締結）は「年度開始前の契約の準備行為である」旨記載しています。再発防止のため会計実地検査、担当者会議で会計事務処理について周知徹底を図りました。</p> <p>(3) 水道法、同施行規則及び業務委託契約書を再度確認し、事務処理について周知を図るとともにチェック体制の再確認を行いました。</p> <p>(4) 会計事務処理について周知徹底を図るとともに、再発防止のためのチェック体制の再確認を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)(2) 平成 22 年度執行分からは適正に処理しています。</p> <p>(3) 水道法及び同法施行規則に基づき適正に処理しています。</p> <p>(4) 上記取組実施後支払科目の誤りはありません。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 国補事業</p> <p>(1) 【揖斐川水管橋下部工耐震補強工事（二期）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地での状況把握が不十分であり、このことに伴う増額変更がされていた。 ・リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。 <p style="text-align: right;">（北勢水道事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>国土交通省の平成 14 年度の測量データを使用して 18 年度に工事を発注したことから、調査から発注までの間に発生した洪水等の影響による河川の形状変動に伴い、埋め戻し量の増加による増額変更を行いました。</p> <p>このため、現在は工事発注前の事前調査検討を強化することで契約後の大きな変更が伴わないように努めています。</p> <p>また、企業庁では、設計金額が 2 億円以上の当初契約、変更契約について、「企業庁建設工事検討委員会」を平成 21 年 10 月に設置し、工事のより適正な執行を図るよう改善しています。</p> <p>設計書作成時に添付する必要があった「リサイクル認定製品にかかるチェックリスト」については、平成 15 年 8 月 29 日付けの事務連絡の趣旨を職員に周知徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 21 年 10 月に「企業庁建設工事検討委員会」を設置しており、適正な工事の執行を行うべく審議しています。なお、今年度は、軽微な変更以外、大きな変更は発生していません。</p> <p>設計書の作成にあたっては、「リサイクル認定製品にかかるチェックリスト」添付を確認しています。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>平成 22 年度の取組内容を継続していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ウ 県単事業</p> <p>(1) 【ゆめが丘浄水場管理本館室内整備工事】 三重県建設工事設計変更要領に基づく「軽微な設計変更」にかかる処理が一部されていなかった。 (事業分野 (水道事業会計))</p> <p>(2) 【伊勢送水ポンプ所ポンプ制御盤改良工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。</p> <p>(3) 【多気浄水場その他電気設備等点検工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。 (南勢水道事務所)</p> <p>(4) 【脱塩洗灰処理施設溶解槽集塵機等修理工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。</p> <p>(5) 【脱塩洗灰処理施設ポンプ等修理工事】 リサイクル認定製品にかかるチェックリストが設計書に添付されていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 「契約事務の手引」等を周知し、事務部門、工事部門で、事務処理のもれや添付書類のもれがないよう担当者に再確認を行い再発防止に取り組みました。</p> <p>2 取組の成果 その後の発注工事においては、適正に処理されています。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>今後も、契約事務の執行について周知徹底を図り適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 旅費</p> <p>(1) 【国の予算編成提言活動】 復命書が作成されていなかった。 (事業分野(水道事業会計))</p> <p>(2) 【建設技術講習会】 昼食代を公費で立替払いしていた。 (南勢水道事務所)</p> <p>(3) 【二次過熱器工場検査立会】 復命書の記載が不十分であった。 (三重ごみ固形燃料発電所)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 同一目的で複数の室から複数人で出張したもので、企画した室が復命書を作成していたため、作成を省略しましたが、今後は、出張した場合、所属で必ず復命書を作成するように周知徹底しました。</p> <p>(2) 研修に係る昼食代(主催者指定)を負担金で支出し、本人に支払われる旅費雑費で調整し精算していましたが、個人負担分については本人が直接主催者あて振り込むよう改めるとともに、会計事務、旅費事務について周知を図り、再発防止のためチェック体制の再確認を行いました。</p> <p>(3) 検査立会時間が午前中であったことから前泊による旅費を支出しました。 今後、復命書に立会検査の詳細な時間を記入する等、職員に周知しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 今回のような複数の室から複数人で出張するなど、特殊な場合でも、必ず復命書を作成するよう周知しました。</p> <p>(2) 旅費規程、会計規程に基づき適正に処理しています。</p> <p>(3) その後の復命書において、詳細な時間の記載を確認しています。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>(1) 引き続き、復命書の作成について、遺漏のないよう注意していきます。</p> <p>(2) 旅費については総務事務システムにより対応することになりましたが、引き続き今後も会計規程等を遵守し適正な事務処理に努めます。</p> <p>(3) 引き続き復命書に時間等の詳細を記入するようにします。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。 (三瀬谷発電管理事務所)</p> <p>(2) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。</p> <p>(3) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿に、従事した月日、内容が記載されていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容 平成 22 年度は、総務事務システムでその都度決裁処理を行っています。 なお、平成 21 年度については、</p> <p>(1)(2) 職員が特殊勤務を行う都度、口頭報告や行動計画表に記載するなどし、所長は内容を確認していました。</p> <p>(3) 特殊勤務実績簿の編綴誤りのため、予備監査時に提出することができませんでしたが、内容については適正に記載してあることを確認しています。</p> <p>2 取組の成果 総務事務システムにより適正に処理しています。</p>
<p><u>平成 23 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>引き続き総務事務システムにより適正に処理します。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理の状況 財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) リース機器等庁有外物品の準備品出納簿への記載方法が所属により異なっていた。 (経営分野 (3 事業会計共通))</p> <p>(2) 準備品の出納について、所定の出納簿様式により、記載されていなかった。</p> <p>(3) 平成 20 年度以降購入の準備品 3 件について、準備品表示票が貼付されていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 過年度 1 筆 13.2 m² (北勢水道事務所)</p> <p>(2) 過年度 2 筆 181 m² (志摩水道事務所)</p> <p>(3) 過年度 15 筆 (三瀬谷発電管理事務所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 保守管理の責任を持つリースや借入れの物品については、準備品台帳に記載するよう統一しました。</p> <p>(2) 平成 16 年度から異なった様式に記載していたため、所定の出納簿様式に改めました。</p> <p>(3) 準備品へ準備品表示票を貼付しました。</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 現在未登記となっている 1 筆について地権者に対し相続問題を解決するよう働きかけ、早期に所有権移転登記ができるよう取り組みました。</p> <p>(2) 現在未登記となっている 2 筆のうち、1 筆について相続関係者と面談及び電話により未登記解消に向け所有権移転登記の承諾を依頼しました。もう 1 筆については、司法書士に依頼し相続関係調査を行っています。</p> <p>(3) 現在未登記となっている 15 筆のうち、戸籍が残っておらず相続人を特定することができない(相続人不存在) 4 筆及び共有名義で相続人が多数存在する(相続人多数) 2 筆を除く 9 筆について、地権者及び相続関係者に対し寄付による所有権移転登記の承諾を依頼しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 財産管理状況</p> <p>(1) 全ての事務所でリース物品は準備品台帳へ記載しています。</p> <p>(2)(3) 準備品を適正に管理しています。</p> <p>イ 公共用地の未登記</p> <p>(1) 所有権移転登記の要請を行っていますが、相続問題の解決に目途がたっていない状況です。</p> <p>(2) 所有権移転登記の承諾を依頼した 1 筆について相続関係者から所有権移転の承諾を得ることができ、所有権移転登記が完了しました。</p> <p>(3) 所有権移転登記の承諾を依頼した 9 筆のうち、7 筆について地権者及び相続関係者の承諾が得られ、所有権移転登記が完了しました。</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

ア 財産管理状況

- (1) 現在、総務省で地方公営企業の会計制度の見直しが進められており、「リース会計の導入」も検討されていることから、新制度に合わせて三重県企業庁会計規程の当該項目の整理を行います。
- (2)(3) 引き続き適正な事務処理に努めます。

イ 公共用地の未登記

- (1) 引き続き、地権者に対し所有権移転登記の要請を行い、所有権移転登記が早期に完了できるよう取り組んでいきます。
- (2) 相続関係人が多数（一部不明）の 1 筆については、相続人の調査を進めるとともに、司法書士の助言を仰ぎ対応を検討していきます。
- (3) 引き続き、地権者及び相続関係人に対し、寄付による所有権移転登記の承諾を要請し、所有権移転登記を目指します。
また、相続人不存在の 4 筆については、弁護士等の指導を仰ぎ対応策を検討していきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 支払区分誤りにより印刷製本費の会計更正を行っていた。 (経営分野 (3 事業会計共通))</p> <p>(2) 支出科目の報告誤りにより人件費の会計更正が必要となった。</p> <p>(3) 手数料支払いにあたり、納付書による現金納付のところを収入証紙での納付と誤ったことによる収入証紙代の歳出戻入を行っていた。</p> <p>(4) 研修参加費用の振込手数料金額を窓口納付の場合で積算していたため、実際の A T M 振込での手数料との間に差額が生じたことにより歳出戻入を行っていた。 (北勢水道事務所)</p> <p>(5) 手数料の請求金額の誤りにより過払いし歳出戻入を行っていた。</p> <p>(6) 利用料にかかる支出負担行為書について、決裁手続きをとらずに支払い処理をしていた。</p> <p>(7) 検査記録調書において、物品 (新聞・定期刊行物等) の検査をした旨の認印が押印されていなかった。 (南勢水道事務所)</p> <p>(8) 所出納員を補助するための現金取扱員の任命がされていなかった。</p> <p>(9) 資金前渡交付伺を作成していなかった。 (三瀬谷発電管理事務所)</p> <p>(10) E T C カードを誤って公務外に利用したことにより歳出戻入を行っていた。</p> <p>(11) 平成 21 年 8 月 10 日に誤払いした高速道路使用料について、22 年 2 月 12 日まで歳出戻入の手続きを行っていなかった。 (三重ごみ固形燃料発電所)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)～(7)、(9) 企業庁会計規程、運用方針に基づく事務処理の周知を図るとともに、複数の職員で確認する等チェック体制の再確認を行い再発防止を図りました。</p> <p>(8) 企業庁会計規程第 4 条に基づき平成 22 年度現金取扱員を任命しました。</p> <p>(10) 自家用車使用にて、公務で E T C カードを使用したが、抜き忘れて通勤で使用してしまったため、今後、再発防止に努めるよう厳重注意をしました。</p> <p>(11) 平成 21 年 12 月にも公務外使用の報告があったため、2 件をまとめて処理しましたが、金額等が確認でき次第、速やかに処理するように改めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)～(9)、(11) 会計事務に関する職員の意識が高まり、適正な事務処理に努めています。</p> <p>(10) E T C カード利用簿による利用状況の確認と、利用時の注意喚起を行うことにより、再発防止に努めています。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>(1)～(9)、(11) 引き続き会計事務等に関する知識・能力の向上を図り、適正な事務処理に努めます。</p> <p>(10) 引き続き、E T C カード利用時には注意喚起を行い、再発防止に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故 公用車の交通事故が発生しているため、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(1) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%）（物損額：県 29,100 円・相手 17,835 円） （北勢水道事務所）</p> <p>(2) 物損事故（負担割合：県 10%・相手 90%）（物損額：県 7,663 円・相手 1,024 円） （中勢水道事務所）</p> <p>(3) 物損事故（負担割合：県 50%・相手 50%）（物損額：県 2,410 円・相手 0 円）</p> <p>(4) 自損事故（損害額 180,285 円） （三瀬谷発電管理事務所）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 （企業庁全体としての取組） 公用車の運行管理に関して、企業庁職員が交通事故を起こさないために、交通ルール・マナーを習得し、安全運転ができることを目指す「交通安全セミナー」を三重県交通安全研修センター（津市）において2 回開催しました。 さらに、企業庁の緊急自動車を運転する職員を対象として、安全な運転を確保するために、「緊急自動車交通安全研修」を1 回開催し、運転にあたってのルールや注意点などの必要な交通安全教育を実施しました。 なお、所属長会議等において、各所・室での交通安全意識の向上とともに、県有財産の取扱いに関する意識啓発を依頼し、各所・室では全体会議や朝礼等の際に意識啓発を行いました。 また、三重県生活・文化部主催の「無事故・無違反チャレンジ123」に企業庁全体で26 チーム130 人の職員が参加し（職員参加率51%）、事故防止の意識醸成に取り組んだ結果、無事故無違反達成率は92%でした。（参考：県機関等の平均達成率は89%） （北勢水道事務所の取組） おりにふれて交通事故への注意を喚起するとともに、交通安全研修への参加を促しました。 また、所属内において四日市南署へ講師を依頼し交通安全講習を行いました。 （中勢水道事務所の取組） 交通事故当事者の職員に対しては、所属長が面談を実施し、事故の状況・原因・その要因について聴取するとともに、事故防止や安全運転についての助言を行いました。 また、三重県交通安全センターにおいて交通安全セミナーに参加することや無事故・無違反チャレンジ 123 に参加し交通事故防止の啓発を行いました。 さらに、所内会議、所内交通安全研修、朝礼を通じ管内事故多発箇所及び交通事故過失割合並びに制動距離等の説明を行い、事故防止を図りました。 （三瀬谷発電管理事務所の取組） 交通事故当事者に対しては、所属長が面談を実施し、事故の状況・原因等について聴き取り、事故防止に向け交通安全意識及び県有財産の管理意識を高めるよう指導助言を行いました。 また、所内会議・職場安全衛生委員会・朝礼等において、「交通事故防止」、「交通安全」、「県有財産の取扱い」について注意喚起を行い、職員の交通安全、県有財産の管理についての意識の高揚を図りました。 さらに、松阪県民センター主催の「交通安全研修」へ全職員が参加するとともに、所内でも全職員対象の交通安全研修を開催し、自動車運転業務を遂行する上で常識として知っておかなければならない義務と責任の理解と必要な知識や技術の習得を図りました。</p> <p>2 取組の成果 （企業庁全体としての取組） 上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成</p>

22年度においては、企業庁全体で公用車事故が3件発生しました。今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。

(北勢水道事務所の取組)

上記のとおり安全意識の向上に努めましたが、平成22年度においても交通事故が1件発生していることから、引き続き交通安全の啓発に努めています。

(中勢水道事務所の取組)

上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めたところ平成22年度においては、公用車の事故は発生していません。

(三瀬谷発電管理事務所の取組)

上記のとおり各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めましたが、平成22年度において、公用車事故が1件発生しました。今後も引き続き交通安全、交通事故防止の取組を一層強化していく必要があります。

平成23年度以降（取組予定等）

(企業庁全体としての取組)

公用車の運行管理に関して、引き続き企業庁職員を対象とした「交通安全セミナー」等を開催し、職員の交通安全意識の高揚に取り組みます。

(北勢水道事務所の取組)

引き続き、機会あるごとに交通安全啓発を行うとともに、平成23年度も所属内において交通安全講習を行います。

(中勢水道事務所の取組)

引き続き、各種手法を通じて職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚に努めます。

(三瀬谷発電管理事務所の取組)

引き続き、交通安全や県有財産の適正管理に対する意識の高揚を図るため、法令遵守の徹底を機会あるごとに呼びかけるとともに、交通安全研修等への積極的な参加を働きかけます。

監査の結果
<p>[共通意見]</p> <p>(収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 21 年 2 月 20 日に、個別に作成していた未収金対策関係の方針・指針等をすべて「過年度医業未収金対策の指針集」として取りまとめ、病院事業庁内で統一した対策を実施できるようにしました。</p> <p>平成 22 年度については、引き続き各病院で、各々の未収金の事情に応じた適切な対応を行うとともに、病院事業庁内の未収金担当者会議を 3 回開催し、回収対策の進捗管理や情報共有を行いました。</p> <p>(1)回収対策</p> <p>①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行いました。</p> <p>②理由無く支払わないものについては、支払督促をはじめとする法的措置を行いました。</p> <p>③特に回収が困難な債権については、弁護士法人へ回収業務を委託しました。</p> <p>(2)発生防止対策</p> <p>①入院患者に対し、「入院費用について」や「高額療養費制度について」等の説明書を配布し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行いました。</p> <p>②会計職員が、診療部や患者相談窓口などと病院内で連携して、公費負担制度等の説明と申請のサポートを行いました。</p> <p>③入院病棟職員と会計職員との間で、未収金についての情報共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月までに 59 件の法的措置を実施しました。(平成 21 年度は 86 件実施) ・平成 23 年 3 月までに約 1 億 360 万円の債権を、弁護士法人へ回収委託しました。
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>法的措置及び弁護士法人への回収委託等の事務については、本庁（県立病院経営室）主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止対策に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制するよう努めてまいります。</p>

監査の結果
<p>[共通意見]</p> <p>(収入未済)</p> <p>各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 21 年 2 月 20 日に、個別に作成していた未収金対策関係の方針・指針等をすべて「過年度医業未収金対策の指針集」として取りまとめ、病院事業庁内で統一した対策を実施できるようにしました。</p> <p>平成 22 年度については、引き続き各病院で、各々の未収金の事情に応じた適切な対応を行うとともに、病院事業庁内の未収金担当者会議を 3 回開催し、回収対策の進捗管理や情報共有を行いました。</p> <p>(1)回収対策</p> <p>①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行いました。</p> <p>②理由無く支払わないものについては、支払督促をはじめとする法的措置を行いました。</p> <p>③特に回収が困難な債権については、弁護士法人へ回収業務を委託しました。</p> <p>(2)発生防止対策</p> <p>①入院患者に対し、「入院費用について」や「高額療養費制度について」等の説明書を配布し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行いました。</p> <p>②会計職員が、診療部や患者相談窓口などと病院内で連携して、公費負担制度等の説明と申請のサポートを行いました。</p> <p>③入院病棟職員と会計職員との間で、未収金についての情報共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月までに 59 件の法的措置を実施しました。(平成 21 年度は 86 件実施) ・平成 23 年 3 月までに約 1 億 360 万円の債権を、弁護士法人へ回収委託しました。
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>法的措置及び弁護士法人への回収委託等の事務については、本庁（県立病院経営室）主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止対策に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制するよう努めてまいります。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 県立病院改革</p> <p>県立病院改革については、総合医療センターの特定地方独立行政法人化、志摩病院の指定管理者制度の導入に向けての手続きが今年度から進められている。</p> <p>病院の運営形態の変更にあたっては、健康福祉部との業務分担を明確にし、患者や地域住民に対し十分な情報提供を行い、理解を得ながら着実に進められたい。</p> <p>また、現在病院に勤務している職員に不安を与えないよう配慮されたい。</p> <p>さらに、運営形態の変更に向け、累積欠損金、過年度未収金、退職給与引当金等の財務の取り扱いについて、十分に検証し整理されたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 22 年 3 月に決定された「県立病院改革に関する基本方針」に基づき、病院機能の回復と地域医療の維持のため、健康福祉部との役割分担を明らかにした上で連携しながら、各病院の改革にかかる取組を進めてきました。</p> <p>また、こうした取組の職員への説明については、病院別に延べ 24 回開催した説明会や、個別面談・グループ面談の実施等により、情報提供を行うとともに、意見等の聞き取りを行いました。</p> <p>なお、運営形態の変更にに向けた累積欠損金等の財務上の取り扱いについては、病院事業庁内で検討を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>志摩病院の指定管理者制度の導入については、平成 22 年 12 月に指定管理者（公益社団法人 地域医療振興協会）を指定し、平成 23 年 3 月に基本協定を締結しました。総合医療センターの独立行政法人化については、特定独法化にかかる総務省の理解を得たうえで、法人の定款を制定するとともに、法人化後の人事給与や財務会計などに関する具体的な制度設計に着手しました。</p> <p>また、職員説明会や面談の実施を通じて、職員の意見・要望や意向を詳細に把握することにより、身分移行に伴う処遇条件に関する具体的な検討・調整業務等を円滑に進めることができました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>県立病院改革の具体的な業務について、病院事業庁と知事部局が一体的に推進するため、平成 23 年度においては、病院事業庁・健康福祉部併任の「理事」及び「独立行政法人化総括特命監」を配置し、より円滑に取組を進めていきます。</p> <p>また、改革を進めるにあたっては、患者や地域住民の皆様の御理解、御協力を得ることが必要不可欠であり、今後、中期目標を策定する過程でのパブリックコメントの実施や、指定管理後の病院運営に関する住民説明会の実施など、関係者の御意見を聞き取るとともに、機会を捉えて情報を提供していきます。職員に対しても、運営形態の変更に際する疑問や不安を解消し、安心して業務に専念できるよう、引き続き職員説明会や個人面談を実施するなどして、きめ細かく丁寧に対応していきます。</p> <p>なお、運営形態の変更に伴う累積欠損金や退職給与引当金等の財務上の取扱いについては、一般会計に対し、資金的支援を求めるとも含め、必要に応じて専門家の支援も得ながら適切に対応してまいります。</p>

監査の結果
<p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>平成 21 年度の病院事業会計の収益的収支は 10 億 1,750 万円の純損失となり、前年度に比べ 3 億 2,624 万円収支は改善したものの、依然多額の赤字となっている。</p> <p>23 年度末までは、県営で各病院の運営を行っていく方針であることから、経営の改善及び県立病院としての役割、機能の充実に向け、当面の目標を設定し、収支の改善、資金の確保、患者サービスの向上に努められたい。</p> <p>また、一志病院、こころの医療センター、県立病院経営室については、今後、県から示される 24 年度以降の組織体制に基づき、早期に新たな中期経営計画を策定されたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年 3 月に「県立病院改革に関する基本方針」が決定されたものの、年度末となっていたことから、病院事業庁といたしましては、平成 22 年度当初は、「当面の運営方針（平成 22 年）」を策定し、当面の病院運営を行うとともに、経営改善や県立病院としての役割、機能の充実等に努めてまいりました。しかしながら、安定的な病院運営を行っていくうえで、複数年を見据えた経営計画の策定が必要であることから、平成 22 年 12 月に、今後も県立県営が継続されるこころの医療センターと、当面、県立県営で運営されることとなる一志病院、病院事業庁（県立病院経営室）について、平成 22 年度から平成 24 年度までの中期的なビジョンと戦略及び具体的な行動に向けた取組を取りまとめ、「中期経営計画（平成 22～24 年度）」を策定しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年 12 月にこころの医療センター、一志病院、病院事業庁（県立病院経営室）について、「中期経営計画（平成 22～24 年度）」を策定するとともに、当該中期経営計画に基づく「平成 22 年度年度計画」を策定しました。</p> <p>なお、中期経営計画の対象となっていない総合医療センター、志摩病院については、引き続き「当面の運営方針（平成 22 年度）」に基づいて病院運営を行っています。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>こころの医療センター、一志病院及び病院事業庁（県立病院経営室）については、引き続き「中期経営計画（平成 22～24 年度）」に基づく「平成 23 年度年度計画」を策定し、経営改善や県立病院としての役割、機能の充実等に努めていきます。</p> <p>なお、総合医療センターと志摩病院については、平成 24 年度から経営形態が変更となることから、平成 23 年度においても、「当面の運営方針（平成 23 年度）」を策定し、経営改善や県立病院としての役割、機能の充実等に努めていくこととしています。</p>

監査の結果
<p>2 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>ア 平成 21 年度に 7 対 1 看護基準を新たに取得し、安心して質の高い医療・看護を提供しているところであるため、この看護基準の安定維持に努めるとともに、D P C（診断群分類包括評価）の適正な運用や費用の節減等により、経営の改善に引き続き取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">（総合医療センター）</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 看護スタッフの確保と定着について</p> <p>看護スタッフの確保については、さまざまな就職説明会の開催及び参加、院長や看護部長などによる積極的な学校訪問、潜在看護師向け再チャレンジ研修の実施などを行いました。</p> <p>また、看護スタッフの定着については、卒後臨床研修制度のシステム化やスタッフのきめ細かなメンタルフォローを充実させるなどの取り組みを実施し、離職防止に努めました。</p> <p>(2) 収支改善への取り組みについて</p> <p>収益に関しては、診療報酬改定やD P C（診断群分類包括評価）の適正な運用を図り、病院スタッフ全員の理解を深めるため、医師や看護師等を対象とした説明会を定期的で開催して、より一層の収益確保に向けて取り組みました。</p> <p>一方、費用については、薬品・診療材料などの各種経費の抑制、X線画像のフィルムレス化の推進、ジェネリック（後発）医薬品使用率の向上などに努め、引き続き病院全体で収支の改善に取り組みました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、スタッフの確保と定着に努めるとともに、病院全体で収支の改善に取り組んでまいります。</p>

監査の結果
<p>2 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>イ 平成 21 年度に病棟の施設基準を再編し、精神科における救急・急性期医療の充実を図っているところであるため、この施設基準の安定維持に努めるとともに、精神科救急患者への対応や、患者の社会復帰支援等、県立精神科病院としての役割・機能の充実に向けた取組を引き続き進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(こころの医療センター)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) スタッフの確保と定着について</p> <p>人材の確保については、看護師就職説明会やホームページ等を活用した後期臨床研修医の募集、初期臨床研修医やコメディカル・看護実習生の受入を積極的に行うとともに、採用後については、専門医や指定医などの資格取得に向けた支援などを行いました。</p> <p>また、人材の育成についても、ここ数年、病院の重点事業として取り組んでおり、人材育成ビジョンの策定やそれに伴う人材育成プログラムの企画・立案を行い、それらに基づく人材育成研修を実施することにより、臨床力の向上に努めました。</p> <p>(2) より良い精神科医療サービスの提供について</p> <p>収支の健全化を図り、より良い精神科医療サービスを提供するため、人材の育成・確保に努めました。併せて、精神科救急患者への対応や、患者・家族の立場に立った医療提供体制の見直しを行い、患者の早期社会復帰支援、各種相談支援援助に引き続き努めました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、看護スタッフの確保と定着に努めるとともに、よりよい精神科医療サービスの提供について取り組んでまいります。</p>

監査の結果
<p>2 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>ウ 平成 19 年度から取り組んでいる家庭医療の実践が地域に定着しつつあるため、家庭医療医の育成を図るとともに、訪問診療、予防医療の充実など、地域の医療ニーズに合った取組を引き続き進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(一志病院)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 家庭医療を行う医師の育成について</p> <p>当院では、平成 19 年度から三重大学医学部と連携し、研修医や医学生を対象に、当院の医療現場をフィールドとした研修を行うことにより、身近な病気を中心に、けがや心の悩み、病気の予防など幅広い診療能力を有する医師（家庭医）の育成に取り組んでいるところです。</p> <p>医療が高度化、専門化する一方で、総合的な診療（家庭医療）の必要性も高まってきていることから、平成 22 年度についても家庭医の育成に引き続き取り組みました。</p> <p>(2) 地域の医療ニーズへの対応について</p> <p>当院が診療圏とする津市西部地域は、過疎化、高齢化の進展が著しく、こうした地域で最も必要とされる総合的な診療（家庭医療）の提供に引き続き取り組むとともに、地域において強い要望がある在宅での療養を支援するため、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーション等にも積極的に取り組みました。</p> <p>なお、介護分野の訪問看護等に対するニーズに応えるため、平成 22 年 6 月に条例改正を行い対応できるようにした結果、訪問看護、訪問リハビリテーションの件数は飛躍的に増加しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、総合的な医療（家庭医療）を行う医師の育成について取り組むとともに、地域の医療ニーズに答えるため、総合的な診療（家庭医療）の提供や、訪問診療や訪問看護、訪問リハビリテーション等にも積極的に取り組んでまいります。</p>

監査の結果
<p>2 事業の執行に関する意見</p> <p>(2) 当面の病院運営と中期経営計画の策定</p> <p>エ 地域医師会等との連携や市民ボランティアによる院内活動など、地域医療の充実に向け努力しているところであるが、医師不足による入院稼働病床数の減少、救急患者受入体制の縮小などが表面化しているため、健康福祉部と十分に連携しながら医師を確保し、診療体制の維持及び経営の改善を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(志摩病院)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 診療体制の維持について</p> <p>医師確保対策として、三重大学への依頼を重ねるとともに、過去に在籍した医師や志摩地域出身医師への働きかけ、医師募集サイトへの掲載などの実施、また、環境整備としての地域手当支給率の加算や、医師公舎の確保などに取り組みました。</p> <p>指定管理者の指定議決以降は、指定管理者に対して医師の前倒し配置の要請を行いました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、指定管理者に対して医師の前倒し配置の要請を行うとともに、健康福祉部、三重大学など関係機関とより一層の連携を図りながら、医師確保・定着及び診療体制維持に取り組んでまいります。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務 (未収金の回収と発生防止について)</p> <p>平成 21 年度末における診療費自己負担金の過年度収入未済額が、4 病院合計で約 1 億 8,854 万円となっている。</p> <p>未収金の回収については、電話、文書、訪問等による督促に加え、裁判所を通じての支払督促、弁護士法人への回収委託を行っており、平成 21 年度中に約 2,100 万円を回収しているところであるが、引き続き回収に向けての取組を進められたい。</p> <p>また、平成 21 年度においては、約 2,700 万円の未収金が新たに発生しているため、早期の回収に努めるとともに、未収金発生防止に向けた取組を継続されたい。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>病院事業庁では、平成 21 年 2 月 20 日に、個別に作成していた未収金対策関係の方針・指針等をすべて「過年度医業未収金対策の指針集」として取りまとめ、病院事業庁内で統一した対策を実施できるようにしました。</p> <p>平成 22 年度については、引き続き各病院で、各々の未収金の事情に応じた適切な対応を行うとともに、病院事業庁内の未収金担当者会議を 3 回開催し、回収対策の進捗管理や情報共有を行いました。</p> <p>(1) 回収対策</p> <p>①保証人を含め、文書及び電話による継続的な督促を行いました。</p> <p>②理由無く支払わないものについては、支払督促をはじめとする法的措置を行いました。</p> <p>③特に回収が困難な債権については、弁護士法人へ回収業務を委託しました。</p> <p>(2) 発生防止対策</p> <p>①入院患者に対し、「入院費用について」や「高額療養費制度について」等の説明書を配布し、入院費用に関する早期相談の呼びかけを行いました。</p> <p>②会計職員が、診療部や患者相談窓口などと病院内で連携して、公費負担制度等の説明と申請のサポートを行いました。</p> <p>③入院病棟職員と会計職員との間で、未収金についての情報共有を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月までに 59 件の法的措置を実施しました。(平成 21 年度は 86 件実施) ・平成 23 年 3 月までに約 1 億 360 万円の債権を、弁護士法人へ回収委託しました。
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>法的措置及び弁護士法人への回収委託等の事務については、本庁 (県立病院経営室) 主体で行い、病院現場の限られた人的労力を可能な限り発生防止対策に振り向けることで、未収金の発生自体を抑制するよう努めてまいります。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【看護研修ステップⅢ実施委託】 (県立病院経営分野)
支払事務において、請求書に基づかずに支払いを行っていた。
- (2) 【消防設備保守点検業務委託】 (総合医療センター)
契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。
- (3) 【診療情報管理士業務委託】 (こころの医療センター)
契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (4) 【細菌検査室キャビネット点検業務委託】 (こころの医療センター)
・契約書に収入印紙が貼付されていなかった。
・契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (5) 【生化学自動分析装置保守点検業務委託】 (こころの医療センター)
・契約の締結に際し納税確認がされていなかった。
・契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (6) 【CR システム保守点検業務委託】 (こころの医療センター)
契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (7) 【純水装置点検業務委託】 (こころの医療センター)
・契約書に収入印紙が貼付されていなかった。
・契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (8) 【生化学自動分析装置保守点検業務委託】 (一志病院)
契約書に本来契約の目的（内容）、守秘義務、再委託、仕様等必要事項が記載されていなかった。
- (9) 【医事電算システム患者属性情報連携作業委託】 (一志病院)
業務完成時において、契約相手方から履行完了の報告がされていなかった。
- (10) 【自動制御装置保守点検業務委託】 (一志病院)
業務完成時において、契約相手方から履行完了の報告がされていなかった。
- (11) 【寝具供給業務委託】 (一志病院)
・予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。
・契約書に収入印紙が貼付されていなかった。
- (12) 【放射性廃棄物廃棄業務委託】 (志摩病院)
予定価格が設定されていなかった。

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

- (1) 支払時の精査を行うことで、再発防止に努めました。
- (2) 当該契約については、委託業者に説明して了解の上「個人情報の保護に関する事項」を送付しました。また、以後の契約については添付を徹底するよう、職員に対し注意喚起を行いました。
- (3)、(6) 契約の履行完了時には、履行を確認していましたが履行確認書を作成しておりませんでした。今後は、履行確認後に履行確認書を作成いたします。
- (4)、(7) 指摘された契約書については収入印紙を貼付しました。
今後は、印紙税法に基づいた適切な処理を行ってまいります。また、契約の履行完了時には完了検査を行っていましたが、履行確認書を作成しておりませんでした。今後は、完了検査終了後に履行確認書を作成いたします。
- (5) 契約の締結に際しては、三重県病院事業庁会計規程に基づき、納税証明書の提出を求め納税確認を行いました。
また、契約の履行完了時には完了検査を行っていましたが、履行確認書を作成しておりませんでした。今後は、完了検査終了後に履行確認書を作成いたします。
- (8) 目的（内容）、守秘義務、再委託、仕様等の記載すべき必要事項を整理のうえ、本契約に適用する契約書の様式を改めることで適切に対応いたしました。
- (9)、(10) 履行完了に伴う報告書の提出について、委託仕様書に明記し、今後は、契約相手方から履行完了の報告を受けるよう適切に対応いたしました。
- (11) 指摘された契約書については収入印紙を貼付しました。
予定価格の設定については、平成 23 年度の入札時に積算根拠を明確にいたします。
- (12) 次回委託時には、事前に参考見積を徴するなどして予定価格を適切に設定いたします。

2 取組の成果

業務委託契約事務にあたっては、競争性・公正性・透明性の確保に一層努めるよう周知徹底を図り、適正で正確な契約手続が実施できるよう改善しました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

引き続き、業務委託契約の執行について、必要な事務処理や書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めてまいります。

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 旅費</p> <p>【第8回全国病院事業管理者・事務責任者会議】</p> <p>最も経済的な経路による行程となっていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>該当旅費の不適切な部分については是正を図るとともに、旅費について、行程検索ソフトを使うなどチェック機能の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度の旅費の執行については、行程の確認や復命書の確認等に留意し、適正な事務処理を実施しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、職員に対して職員旅費規程の周知徹底を図るとともに、必要な事務手続きや書類の作成に留意して、旅費の適正執行に努めてまいります。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 賃金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (県立病院経営分野)</p> <p>(2) 報酬の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (県立病院経営分野)</p> <p>(3) 扶養手当の加算額が支給されていなかった。 (県立病院経営分野)</p> <p>(4) 通勤手当を過払いしていた。 (県立病院経営分野)</p> <p>(5) 高速道路利用者の通勤届が提出されていなかった。 (県立病院経営分野)</p> <p>(6) 高速道路利用者の事後確認が実施されていなかった。 (県立病院経営分野)</p> <p>(7) 賃金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (一志病院)</p> <p>(8) 通勤手当を過払いしていた。 (志摩病院)</p>
講じた措置
<p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) (2) (7) チェック機能の強化を図り、再発防止に努めました。</p> <p>(3) 未支給となっていた加算分については再計算の上、該当職員に支払を行いました。</p> <p>(4) (8) 該当分について、該当職員に返還を依頼しました。併せてチェック機能の強化を図り、再発防止に努めました。</p> <p>(5) (6) 該当職員に必要書類の提出を依頼し、適正な処置を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度の手当の執行については、支給要件の確認や証明書の添付等に留意して、適正な事務処理を実施しました。</p>
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>引き続き、手当の執行について、必要な事務手続きや書類作成等に留意して、適正な執行に努めて参ります。</p>

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(4) 財産管理等</p> <p>財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア パソコン、プリンターに備品表示票が貼付されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(県立病院経営分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>当該備品に備品表示票の貼付を行うとともに、他の備品についても貼付がなされていることを確認いたしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度の財産管理等の執行については、必要な書類の作成や送付、台帳の管理等、適正な事務処理を実施しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、財産管理等について、必要な事務手続きや書類作成等に留意して、適正な事務処理に努めてまいります。</p>

監査の結果
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 研修費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (県立病院経営分野)</p> <p>(2) 診療材料費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (こころの医療センター)</p> <p>(3) 貯蔵品のたな卸表が作成されていなかった。 (こころの医療センター)</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 支払時にチェック機能の強化を図り、再発防止に努めました。</p> <p>(2) 診療材料費等の支払いにおいて、誤払いの発生を防ぐため、支出負担行為額と請求書の額を二人でチェックすることとしました。</p> <p>(3) 三重県病院事業庁会計規程に基づき、事業年度末に貯蔵品（薬品、診療材料等）について、たな卸を行い、たな卸表を作成することといたしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度の事務については、適正な事務処理を実施しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、事務の執行について、必要な手続きや書類作成等に留意して、適正な事務処理とチェック体制の継続に努めて参ります。</p>

監査の結果（平成 22 年度定期監査の結果を記載）
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車等の交通事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">（こころの医療センター）</p>
講じた措置
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>飲酒運転の厳禁とともに安全意識及び県有財産管理意識の高揚を含め、職員に対し徹底した注意喚起を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年度において、同様の公用車の交通事故等は発生していません。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>今後も飲酒運転の厳禁とともに、安全意識及び県有財産管理意識の高揚を含め、職員に対し徹底した注意喚起に取り組んでまいります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見</p> <p>(1) 政務調査費の適正な執行</p> <p>21 年度分の収支報告書について、添付されている領収書等の写しをもとに、条例、施行規程及びガイドラインの規定に照らし内容を確認した結果、海外の政務調査にかかる調査雑費の地域区分を誤って計上している事例や按分率を誤って計上しているなど返還を要する事例、証拠書類等の写しが添付されていないなど取扱いに改善を要する事例等が見受けられた。</p> <p>これらについて、議会事務局においては、所要の措置を講じるとともに、今後とも、政務調査費が適正に執行されていることが確認できるよう努められたい。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>議員及び会派においては、収支報告書を議長に提出した後においても、常にその支出内容等について再調査や見直しが行われております。</p> <p>平成 21 年度分についても議会図書室で閲覧を開始した後の平成 22 年 7 月以降、旅費のうち四日市港管理組合議会からの支給分と重複計上していたもの 2 件、海外政務調査時の調査雑費の地域区分の誤りによるもの 1 件、自家用車の移動距離の計上誤りによるもの 1 件のほか、事務所水道代の按分率を誤っていたもの 1 件、宛名の違う領収書を誤って添付して議員あての正しい領収書に差し替えたもの 1 件の修正届が提出され受理しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>各議員及び会派から提出された政務調査費収支報告書修正届を審査し、29,810 円の返還を新たに求め、平成 22 年 9 月 1 日までに全て収納しました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>旅費については会派分と個人分、政務調査活動と公務との重複計上や、交通費等の計算誤り、添付すべき証拠書類等の有無など、政務調査費収支報告書の確認作業については、もれがないよう複数人で行うなどの措置を引き続き講じていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア. 業務委託</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会広報に関する勉強会業務委託 随意契約の理由が具体的に記載されていなかった。 ・傍聴受付業務委託 執行や契約伺い等がなされておらず、相手方の見積書のみをもって業務を委託していた。 ・FAX 保守管理料 (2 台) 予定価格が記録されていなかった。 <p>イ. 旅費 議会改革にかかる意見交換の随行旅費について、旅費請求書に航空機利用の必要性が明記されていなかった。</p> <p>ウ. 物品購入 執行伺い決裁後の出納局検査を受けていなかった。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>ア. 業務委託</p> <p>事業担当課には、業務を委託により実施しようとする場合には、契約方式等を明確にしたうえで、執行伺い、契約締結伺いなどの事務処理を適正に行うよう指示を徹底しました。また、随意契約等の場合で予定価格調書の作成を省略した場合には、契約締結伺いに設定された予定価格の記録を徹底するよう指示し、平成 22 年度分から改善しました。</p> <p>イ. 旅費 特別承認が必要な旅行については、事前に必ず書面により旅行命令権者の承認を取るよう再度職員に徹底しました。</p> <p>ウ. 物品購入 必要な案件については、執行伺い決裁後の出納局検査を徹底しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 支出に関する事務 それぞれの会計事務等の担当職員に適正な会計処理手続きについて、再度指導確認することにより適正な会計処理について認識させることができました。</p>
<p><u>平成 23 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>(1) 支出に関する事務 引き続き適正な会計処理について、職員に徹底を図っていきます。</p>

監査の結果
<p>2 財務に関する意見</p> <p>(2) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。報酬、報償費の過払いにより歳出戻入を行っていた。</p>
講じた措置
<p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(2) 人件費</p> <p>本会議写真撮影者に対する報償費については、従事時間の取扱いを誤った（休憩時間を控除しなかった）ものであり、平成 21 年度中に戻入の手続きをとりました。なお、再発防止にむけ事業担当者の履行確認内容がより明確になるよう履行確認書類の様式の変更を行いました。</p> <p>また嘱託員報酬については、勤務実績の把握が適正に行なわれていなかったもので、同じく平成 21 年度中に戻入手続きをとりました。なお、平成 22 年度からは総務事務システムの稼動により所属長による勤務実績の確認を徹底しました</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(2) 人件費</p> <p>平成 21 年度中の戻入手続きにより、報償費、報酬とも最終的に適正な金額を債権者に支払うことができました。なお、報償費支払いにかかる履行確認内容の明確化が図れました。また、総務事務システムの稼動により非常勤職員の勤務実績管理が効率的かつ適正に行えるようになりました。</p>
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(2) 人件費</p> <p>引き続き総務事務システムを有効に活用するとともに、適正な会計処理について見直しや改善を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務に関する意見</p> <p>(3) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>① 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。</p> <p>② 出納員の事務引継書に記載している現金の金額が、実際の金額と相違していた。</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(3) 事務管理体制</p> <p>① 依頼旅費による旅費計算の誤りであり、平成 21 年度中に戻入手続きをとりました。<u>再発防止</u>に向け、再度担当職員への旅費制度等の確認徹底を図りました。</p> <p>② 平成 21 年度中の現金取扱い状況を再度確認した結果、事務引継書への金額記載誤りであることが判明したため、事務引継書の訂正を行うとともに、担当職員に事務処理の適正化について再度指導しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(3) 事務管理体制</p> <p>経理担当職員に対して、旅費制度及び会計事務の適正処理に関して再徹底が図られました。</p>
<p><u>平成 23 年度以降（取組予定等）</u></p> <p>(3) 事務管理体制</p> <p>引き続き適正な旅費制度の運用及び会計事務の処理に努めていきます</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (事務局職員の専門性の向上)</p> <p>(1) 地方分権の進展等に伴い、県が処理すべき事務は今後さらに高度化・多様化すると考えられ、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等の審査など、財務報告の信頼性の確保の観点も重要となっており、監査委員事務局においても外部専門家に委託しその知見を活用する対策を行っている。</p> <p>今後、監査委員による監査体制の強化を図るうえで、監査委員事務局職員の能力は重要な要素であり、事務局職員の資質向上の観点から、専門性を高めるための研修を充実していくとともに、個々の職員が習得した知識を組織全体で共有し、組織全体の底上げを図るため局内専門研修を行うなど専門性の向上に一層努められたい。</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>全国や三重県における専門研修に継続して参加しているほか、職員各自が事務局業務遂行に有益なテーマを選定し、外部研修や自治体への実地調査等を通じて一人一課題研究を行いました。</p> <p>また、監査における能力を高めるため、転入者を対象とする初任者研修において監査のこころ構えなどについて研修するとともに、予備監査や日常の業務においてOJT訓練を行いました。</p> <p>一方、監査業務の一部を公認会計士に外部委託し、共同して監査にあたることによって業務の専門性を高めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>一人一課題研究は監査委員事務局のホストコンピュータに入力することによって、事例や職務上の疑問を職員相互で情報共有することが可能となり、組織全体の専門能力向上に資することができたほか、予備監査や日常のOJTによって監査技術の継承と専門性の向上に役立てることができました。</p> <p>また、公認会計士とともに監査を実施することによって職業的専門家の着眼点を習得するとともに、公認会計士の意見を監査報告の集約手続きの中で事務局全体として共有できました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>事務局職員が経験や能力に合わせて専門的知識の向上等を図るため、局内職員間の情報の共有化に引き続き努めるとともに、平成 23 年度も予備監査等業務の一部を公認会計士に委託することにより、監査の質的向上に努めていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【平成 21 年度警察官 A 試験にかかる教養試験問題作成委託】 予定価格の省略理由が起案に記載されていなかった。</p> <p>(2) 【平成 21 年度職員採用試験及び事前選考にかかる性格検査の判定業務委託】 予定価格の省略理由が起案に記載されていなかった。</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【獣医師の採用等にかかる調査】 最も経済的な経路による行程となっていなかった。</p> <p style="text-align: right;">(人事委員会事務局)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>ア 業務委託</p> <p>予定価格が省略できる場合について再度確認を行い、省略する場合には理由を起案に記載することについて、周知徹底を図りました。</p> <p>イ 旅費</p> <p>既に支払った旅費と最も経済的な経路による旅費との差額について、戻入手続を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ア 業務委託</p> <p>上記の取組により、担当職員及び関係職員の意識向上を図り、適切な事務執行が図られました。</p> <p>イ 旅費</p> <p>旅費の支出について、関係規定を遵守し、適切な事務執行が図られました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>ア 業務委託</p> <p>引き続き、契約事務に関する知識・能力を高め、適切な事務執行に努めます。</p> <p>イ 旅費</p> <p>旅費事務が総務事務センターへ集中化されたため、今後は総務事務センターでの支給となります。</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債務者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。</p> <p>(経営企画分野、教育支援分野、学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (三重県高等学校等修学奨学金)</p> <p>① 平成 17 年度に本格的な返還が始まってから、貸与者が返還する額が増加していく中で、昨今の経済状況の悪化等の影響もあり、未収金についても増加しています。このことから、「三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、滞納の段階に応じて下記のとおり返還指導を行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 返還依頼書及び督促状の送付や電話督促のほか、長期滞納者の自宅訪問 ・ 長期滞納者の連帯保証人に対する代位弁済請求 <p>② ①の取り組みを効果的に実施するため、未収金対策を担当する嘱託員 2 名により、毎週時間差勤務による電話督促や定期的な個別訪問をしました。</p> <p>③ 県外在住の返還者等からの円滑な返還を図るため、ゆうちょ銀行に返還金受入専用口座を開設しました。</p> <p>④ 県による返還指導では改善がみられない長期延滞債権について、回収業務の民間委託を行い回収体制を強化したところ、平成 21 年度に比べて回収額が増加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度 平成 21 年当初委託額 10,025,676 円、回収額 2,032,276 円、回収率 20.2% ・平成 22 年度 平成 22 年当初委託額 14,880,842 円、回収額 3,548,885 円、回収率 23.8% <p>⑤ ④の民間委託を行っても回収が見込まれない債権を対象に、支払督促等の法的措置の実施に向けた準備を進めています。</p> <p>(高等学校授業料)</p> <p>① 平成 22 年 4 月から県立高校の授業料は無償となりましたが、過年度の未収については、「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」(平成 16 年 1 月策定)に基づき、学校全体で未収の解消に取り組みました。</p> <p>② 平成 21 年度に引き続き平成 22 年度は、卒業生や退学者に対する授業料の未収金解消に向けた統一的な取組を行い、校長・教育長名による督促、弁護士名による督促、弁護士名による内容証明郵便督促など、収納の促進を図りました。</p> <p>③ 資力があるにもかかわらず支払いに応じない者に対しては、弁護士や学校関係者と協議して支払督促を実施するなど、各学校において未収解消への取組みが円滑に進められるよう統一的な対策を講じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年度支払督促・・・6 件申立て (債権総額 472,267 円、回収総額 303,943 円、未回収 168,324 円) (内訳) 4 件：完納 (計 288,867 円) 2 件：債務名義を取得し預金差押等 (計 12,076 円)。納付依頼継続中 ・平成 22 年度支払督促・・・2 件申立て (債権総額 29,400 円、回収総額 0 円、未回収 29,400 円) (内訳) 1 件：債務名義取得 (19,600 円) 1 件：手続中 (9,800 円) <p>(雑入：教職員恩給及び退職年金過払い分)</p> <p>教職員恩給及び退職年金の過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことから発生するので、事件後直ちに教育委員会の職員が「住民基本台帳ネットワーク」を閲覧することができるよう担当部に取扱いの改正を求め、以降、支払時ごとに受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしております。</p>

現在、過払い状態となっている3件のうち悪質である1件については、平成21年11月6日に津警察署に告訴（平成22年1月26日起訴）したことから、平成22年5月11日懲役2年4月の実刑判決が出され、現在本人は服役中であります。また、これと平行して平成22年1月14日、津地方裁判所に訴えの提起（民事訴訟）を行い、債権を認めた勝訴判決が平成22年8月14日に確定しました。その後も本人と協議するも、返還について芳しい状況になく、平成23年1月28日付けで13金融機関23支店に対し債権差押命令の申立を行い、そのうち3金融機関3支店に債権があることを確認し計107,900円の預金差押を執行しました。

なお、残る2件のうち1件については、徴収努力により全額回収したところですが、あと1件については全く資力が無く、分納誓約に従って自宅訪問により督促等を行い、着実な債権回収に努力しました。

（三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金）

当該の未収金については、修学奨励金を貸与した生徒が修学を継続できず退学に至ったため、返還が発生したものです。当該滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき督促を行うとともに、滞納者が貸与を受けていた当時の在籍校と連携し、滞納者の現状把握等を行うなどの債権管理に努めました。過去から引き続き滞納している者に対しては、家庭訪問を試みましたが既に転居しており、その後、改めて転居先に督促状を送付しましたが、住居の特定はできませんでした。また、新たに滞納した者については保護者と交渉して納付書を送付するなど、未収金の回収に努めました。

（進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金）

- ① 「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組むとともに、平成22年度から専任の嘱託員を配置し、収納促進に努めました。
- ② 納期限までに納付しない債務者に対して、返還依頼書（4・7・10・1月）により返還を促しました。
- ③ 返還依頼書に応じない債務者に対して、電話（5・8・11・2月）により督促しました。
- ④ 返還依頼書及び電話による督促に応じない債務者に対して督促状（5・8・11・2月）により返還を督促しました。

（スクールカウンセラー通勤手当返還金）

当該の未収金については、債務者との協議の結果、平成17年6月14日に、平成17年6月から平成18年3月までの間で分割納付するとの承諾を得ました。しかし、一度も履行されないため、平成18年2月13日付けで当時の南勢志摩教育事務所長から督促状を送付しましたが、平成18年2月22日に債務者から南勢志摩教育事務所長に対して、納付に応じられない旨の連絡がありました。

その後、各教育事務所が廃止されたことから教育委員会事務局が当該未収金を引き継ぎ、平成18年12月27日付け、平成20年2月18日付け、平成21年2月12日付けで、再三債務者に対して督促状を送付しましたが、納付がありませんでした。その後、債務者が転居したため、確認のために公で照会を行ったところ転居先の住所が判明しました。平成22年5月25日付で、現住所に督促状を送付しましたが、不在のため返送されました。

平成22年6月14日には、時効の発生の起算日（平成17年6月14日）から5年が経過し、時効が成立しました。（公法上の債権）

（収入未済の収納促進に係る情報共有などの取組）

債権回収業務の民間委託の実施にあたっては、他部局の先行した取組を参考としたほか、法的措置の実施についても他の都道府県における先進的な事例を参考とするなど、効果的な未収金の回収手法に関する情報収集とその活用に努めました。

2 取組の成果

（三重県高等学校等修学奨励金）

- ① 未収金対策を担当する嘱託員2名による、定期的な個別訪問の実施、電話等によるきめ細かい返還指導等の結果、過年度未収金の回収率が向上しました。
- ② 返還金受入専用口座（ゆうちょ銀行）を開設した結果、県外在住や金融機関の営業時間内に納められない返還者からの返還金を受け入れることが可能となり、収納促進が図られました。
- ③ 長期延滞債権については、債権回収を民間委託した結果、県による指導では改善がみられなかった返還者から定期的に収納されるようになりました。

（高等学校授業料）

授業料の未収金解消に向けた統一的な取組を行った結果、過年度未収金の平成22年度回収額は

8,881,276円（平成23年2月末現在）となりました。

（雑入：教職員恩給及び退職年金過払い分）

事件発覚以降、「住民基本台帳ネットワーク」により受給者の生存確認を行っていることから以後の過払いは皆無となっています。なお、津警察署に告訴した件については、平成22年5月11日に懲役2年4月の実刑判決（求刑3年6月）が出され確定しています。こうした一連の裁判活動と法的措置により、今年度は1,767,900円を徴収しました。次に、残る2件のうち、1件については、平成22年12月に過払い分全額を回収しました。あと1件についても、自宅訪問を実施するなど分納の履行について厳格に対応しています。こうした取組の結果、平成23年3月末現在の合計収納状況は、平成22年度収納額1,892,466円、未済額は9,867,287円となりました。

（三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金）

再三にわたり督促を行ってきましたが、現時点で新たな返還金は得られていません。

（進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金）

- ・高等学校等進学奨励金返還金の未収金のうち357,250円を収納しました。
- ・大学等進学資金貸付金返還金の未収金のうち581,000円を収納しました。

（平成23年3月末現在）

（スクールカウンセラー通勤手当返還金）

口頭・文書による督促を定期的に行ってきましたが、平成22年6月14日に時効が成立したため、不納欠損手続きを行いました。

（収入未済の収納促進に係る情報共有などの取組）

債権管理及び回収にかかる体制づくりや、民間への回収委託や法的措置といった取組については、他部局や他の都道府県の先進的な事例を参考にすることで、より効果的に実施することができ、未収金の収納に一定の成果を挙げることにつながりました。

平成23年度以降（取組予定等）

（三重県高等学校等修学奨励金）

- ① 「三重県高等学校等修学奨励金返還金の滞納整理等に関する要綱」に基づき継続的に返還業務に取り組み、専任の嘱託員によるきめ細かい返還指導等を行っていきます。
- ② 県による返還指導では改善がみられない長期延滞債権について、継続的に回収業務の民間委託を行い、回収体制の強化を図ります。
- ③ ②の民間委託を行っても回収が見込まれない債権については、支払督促等の法的措置を実施します。
- ④ 奨励金申請の際に、返還の意識付け、重要性等の周知徹底を図るため、受付担当の学校関係者をはじめ申請者に対し、説明会等機会あるごとに周知を図っていきます。

（高等学校授業料）

平成22年4月からの授業料無償化の影響から滞納件数の減少が予想されるものの、未納期間が長期化することで、対応困難な債権の増加が懸念されます。こうしたことから下記の措置を講じていきます。

- ① 引き続き学校において電話及び文書等による督促を行うとともに、県教委としても授業料未収対策の年間スケジュールを策定することで学校における滞納整理の進捗状況を適格に管理し、滞納期間の長期化を防止します。
- ② 困難案件については、弁護士等専門家の助言のもと、随時、法的措置を講じていきます。

（雑入：教職員恩給及び退職年金過払い分）

教職員恩給及び退職年金過払い分のうち勝訴した1件については、強制執行（差押え）による積極的な回収を図るとともに、残り1件についても訪問等による督促、分割収納を進め未収金の解消に努めていきます。

（三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金）

今後も、「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校とも連携しながら返還金の回収に努めていきます。

（進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金）

引き続き、「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、収入未済のある債務者に対して、文書・電話による督促を行うことにより収納促進に努めていきます。

（スクールカウンセラー通勤手当返還金）

今後も、再発防止に向けて適切な事務処理の執行に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。</p> <p>(経営企画分野、教育支援分野、学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>債権回収業務の民間委託の実施にあたっては、他部局の先行した取組を参考としたほか、法的措置の実施についても他の都道府県における先進的な事例を参考とするなど、効果的な未収金の回収手法に関する情報収集とその活用に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>債権管理及び回収にかかる体制づくりや、民間への回収委託や法的措置といった取組については、他部局や他の都道府県の先進的な事例を参考にすることで、より効果的に実施することができ、未収金の収納に一定の成果を挙げることにつながりました。</p> <p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、効率的な債権回収にかかる情報収集を行い、収納促進の具体的な取組に活用していきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見]</p> <p>(公益法人制度改革)</p> <p>平成 20 年 12 月に公益法人制度改革三法が施行され、従前の公益法人は、施行日から 5 年間の移行期間内に一般社団（財団）法人となるか、公益社団（財団）法人となるかの選択が必要となっている。</p> <p>本県においては、22 年 4 月 30 日現在、2 法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が 274 団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>教育委員会事務局が所管する特例民法法人に対しては、面談、電話、ファックス、メールなどにより随時相談を受け付けており、また、法人への実地検査の機会をとらえ、それぞれの事務所において相談を受けるなどの支援を行ってきました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>ほとんどの特例民法法人は移行の方向性を定め、手続の準備またはそれに向けての協議を進めていると聞いています。</p> <p>(平成 22 年 12 月 1 日現在で行ったアンケートでは 公益法人への移行予定が 23 法人、一般法人への移行予定が 18 法人、解散等が 13 法人、未定が 18 法人となっています。)</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>各特例民法法人が期間内に円滑に新制度へ移行できるよう、それぞれの法人の意思を尊重しつつ、引き続き、各法人との連絡を密にし、各種機会をとらえ、電話や面談による支援を行っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県立高等学校の再編活性化) (1) 県立高等学校の再編活性化については、平成 13 年度に「県立高等学校再編活性化基本計画」を策定し、現在、具体的な実施内容を示した「県立高等学校再編活性化第三次実施計画」(平成 20 年度～23 年度)に基づき、取組を進めている。 第三次実施計画の進捗状況やこれまでの取組を検証し、課題等を明らかにしたうえで、関係機関との連携を密にし、引き続き県立高等学校の特色化、魅力化に取り組まれない。 (経営企画分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容 (1) 適正規模化：県内 4 つの地域と昴学園において、地元関係者や保護者等で構成する「地域協議会」を開催し、各地域の再編活性化策について協議するとともに、「県立高等学校再編活性化基本計画(以下、「現基本計画」)」及び「県立高等学校再編活性化第三次実施計画(以下、「第三次実施計画」)」の実施状況の確認、検証を行いました。(計 25 回開催(ワーキングも含む)) (2) 定時制・通信制課程：学習者の多様なニーズに対応するため、「定時制通信制高等学校再編活性化協議会」を開催し、定時制通信制ネットワークの整備等について協議するとともに、「現基本計画」や「第三次実施計画」についての検証を行いました。(北部南部各計 3 回ずつ開催) (3) 中高一貫教育については、有識者、保護者及び教育関係者で構成する「中高一貫教育推進会議」を開催し、県内 3 地域の連携型中高一貫教育の実践を検証・評価し、改善充実を進めるとともに、今後の県内中高一貫教育のあり方について研究を推進しました。(計 2 回開催)</p> <p>2 取組の成果 上記の「地域協議会」等を開催し、各地域の再編活性化策について協議を行うことにより、現状の課題等について情報共有することができました。また、「現基本計画」及び「第三次実施計画」については、進捗や課題等の情報共有を図り、次期計画に向けての協議を行うことができました。 《平成 14 年度から平成 22 年度までの状況》 (1) 県立高校全日課程の適正規模化 ①大規模校の解消 1 学年 9 学級以上の学校 15 校(平成 13 年度) → 4 校(平成 22 年度現在) ②小規模校の再編活性化 1 学年 2 学級以下の小規模校を含む地域に、地域の教育関係者や PTA 代表、有識者等で構成する「協議会」や「分科会」を設置し、今後の高等学校のあり方について具体的な検討を実施。 ア 尾鷲工業高校を尾鷲高校へ統合(H15) イ 南島、度会、南勢 3 校を統合し、南伊勢高校として校舎制を実施(H16) ウ 南伊勢高校南島校舎(H19)、尾鷲高校長島校(H20)を募集停止 エ 上野農業、上野工業、上野商業 3 校を統合し、新たに総合専門高校として伊賀白鳳高校を設置(H21) オ 宮川高校と相可高校を統合、宮川高校の募集停止(H22)</p> <p>(2) 専門学科の拠点化、整理統合 ①商業学科について、四日市商業高校、津商業高校を拠点化し、桑名高校(H14)、神戸高校(H17)の商業科を募集停止。 ②家庭学科について、久居農林高校、四日市農芸高校を拠点化し、津東高校食物教養科(H15)、桑名高校家政科(H16)を募集停止。 ③工業学科について、松阪工業高校工業化学科を拠点化し、伊勢工業高校工業化学科を募集停止(H18)。</p> <p>(3) 定時制通信制ネットワークの整備 ①鳥羽高校定時制課程を伊勢まなび高校に統合、鳥羽高校定時制課程の募集停止(H17)。 ②平成 18 年度、定時制と通信制を併設した新しいタイプの高校として北星高校を開校。 ③神戸高校定時制と亀山高校定時制は、平成 23 年度に飯野高校に統合・併設を決定。新しく設置する</p>

「定時制課程」について具体的な準備を開始。

- ④ 県北部、南部に定時制通信制高等学校再編活性化協議会を設置し、定時制通信制ネットワークのあり方を検討。

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) 最終年度である「第三次実施計画」を着実に推進し、「地域協議会」での協議を踏まえ、生徒の多様なニーズに対応した高等学校の特色化・魅力化を進めていきます。
また、「次期再編計画（基本計画及び実施計画）」については、平成 23 年度以降に策定する方向で進めていきます。
- (2) 引き続き、定時制通信制ネットワークの整備、県内中高一貫教育のあり方について研究を進めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (障がい者雇用の促進)</p> <p>(2) 平成 21 年 6 月 1 日現在の障がい者雇用率は 1.70%と、前年度に比べて、0.13 ポイント向上しているが、法定雇用率 2.0%が達成されていないので、一層、積極的な雇用促進に努められたい。 (教育支援分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない状況です。その現状において、次のような取り組みを行いました。</p> <p>(1)平成 22 年 4 月採用・人事異動について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員採用選考試験において、障がい者を対象とした特別選考を実施（平成 12 年度実施試験から）しました（障がいのある教員の採用：1 人）。 ・小中学校事務職員の採用において、身体障がい者を対象とした採用試験を実施（平成 19 年度実施試験から）しました（障がいのある小中学校事務職員の採用：1 人）。 ・県事務職員（事務局、県立学校）については、全庁的な職員採用試験により、障がい者の採用が決定されていることから、全庁的な人事配置・異動の中で、教育委員会事務局の事務職員及び県立学校の事務職員の配置を総務部と協議しました（事務職員の異動：実人員は 1 増（2 増、1 減）であるが、障がいの程度の関係から、障がい者雇用状況調査上は 3 人相当の増）。 <p>(2)障がいのある教職員の状況調査（毎年度 6 月 1 月現在の状況）において、教職員個人全員に調査票を配布し、本人同意のうえ、障がいの状況を申告する方法により、より確実に状況を把握・確認しました。（この方法は平成 19 年度から継続的に行っています。）</p> <p>(3)教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない状況であることから、教員養成段階で教育職員免許状所有者の拡大を図ることが重要です。このことから、教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がい者を有する学生の教育職員免許取得の促進を働きかけていきました。 → 毎年度継続して、関係大学を訪問（平成 21 年度は 36 校に働きかけを実施）</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年 6 月 1 日現在の障がい者雇用率は、一定向上し 1.84%（前年比+0.14 ポイント、全国平均 1.77%）という状況となっています。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1) 教員採用選考試験において、引き続き、障がい者を対象とした特別選考を設定し、障がいのある教員の採用を積極的に進めていきます。</p> <p>(2) 教員以外の職種においても、小中学校事務職員の採用において、身体障がい者を対象とした採用選考を実施するなど、引き続き障がい者の採用を進めていきます。</p> <p>(3) 教育委員会事務局及び県立学校への障がい者の配置拡大を総務部に要請します。</p> <p>(4) 教育職員免許状を有する障がい者が極めて少ない現状であることから、引き続き教育職員免許状を取得できる県内・県外の大学に対して、障がいのある学生の教育職員免許取得の促進を働きかけていきます。</p> <p>(5) 今後、短時間労働職員（週 20 時間以上 30 時間未満、かつ 1 年以上雇用が見込まれる職員）が、雇用率制度の対象となることから、対象範囲を広げて調査票を配布し、本人同意のうえ、障がいの状況を申告する方法により、より確実に状況の把握・確認を実施します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (県立特別支援学校整備第二次実施計画の策定) (3) 「県立特別支援学校整備第一次実施計画」(平成 19 年度から 22 年度)に基づき、児童生徒の増加に伴う学校等の整備や長時間通学の解消に向けた取組を進めているところである。 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」策定にあたっては、第一次実施計画の進捗状況や現状における特別支援学校の課題等を整理し、その結果を的確に第二次実施計画に反映されたい。 (学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① 桑名、員弁地域では、知的障がいのある児童生徒の増加に対応するため、平成 24 年 4 月の開校を目前に県立特別支援学校を桑名高等学校衛生看護分校に整備することとし、移転先である県立桑名高等学校の施設改修を進めました。</p> <p>② 西日野にじ学園過密化解消のため、鈴鹿市、亀山市在住の知的障がい児童生徒を対象として、平成 20 年 4 月から杉の子特別支援学校に、知的障がい教育部門を設置するとともに、平成 22 年 4 月に、石薬師高等学校内に杉の子特別支援学校石薬師分校を開校しました。</p> <p>③ 訪問教育については、医療・福祉関係との連携やスクーリング等での指導のため、肢体不自由特別支援学校において行うこととし、現在の児童生徒の在籍状況を踏まえ、西日野にじ学園(知的障がい教育部門)の訪問教育を平成 22 年 4 月から北勢きらら学園(肢体不自由教育部門)に配置変更しました。</p> <p>④ 通学に長時間を要する児童生徒がいることから、通学時の安全確保と保護者の負担軽減の観点から、スクールバスの計画的な配備を進めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① 桑名、員弁地域に特別支援学校の整備を進めるために、県立桑名高等学校に設置する衛生看護科の施設改修と看護科備品及び消耗品の整備を進めました。</p> <p>② 「県立特別支援学校整備第一次実施計画」に基づき、関係機関との間で調整を進めました。平成 22 年 4 月、石薬師高等学校内に杉の子特別支援学校石薬師分校を開校すると同時に、プロジェクト会議を開催し、教育環境の整備を進めました。</p> <p>③ 訪問教育については西日野にじ学園(知的障がい教育部門)の訪問教育を北勢きらら学園(肢体不自由教育部門)に配置変更したことにより、医療・福祉との連携が密になり、体調面が安定した状態での教育活動のもと、重症心身障がいの指導内容の充実につながりました。</p> <p>④ スクールバスを増車したことで、通学時間の短縮につながりました。</p> <p>⑤ 平成 20 年 3 月に策定した「県立特別支援学校整備第一次実施計画(以下「第一次実施計画」という)に基づき、児童生徒の増加による緊急課題や地域における課題への対応を進めるとともに、特定課題に対する関係者間の協議を進めました。</p> <p>⑥ 「三重県における特別支援教育の推進」(基本計画)や「県立特別支援学校整備第一次実施計画」の課題や視点を踏まえ、対応が求められている地域については引き続き、特別支援学校の整備を行うこととし、三重県教育改革推進会議教育振興ビジョン第 1 部会において検討を進め、平成 22 年 11 月に「県立特別支援学校整備第二次実施計画」を策定しました。</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

- ① 桑名、員弁地区における特別支援学校の整備を進めるために、桑名高校衛生看護分校跡地の施設改修や備品及び消耗品の整備を行います。
- ② 「県立特別支援学校整備第二次実施計画」をもとに、関係者間の連携を図りながら、特別支援教育体制の一層の充実及び特別支援学校の整備に取り組みます。
 - ・ 特別支援学校東紀州くろしお学園本校の施設面を含めた機能統合について、可能な限りの早期の整備の検討を進めます。
 - ・ 松阪地域におけるセンター的機能を担う拠点校としての特別支援学校の整備を検討するとともに、特別支援学校玉城わかば学園の適正規模化を図ります。
- ③ 稲葉特別支援学校の訪問教育を平成 23 年 4 月から城山特別支援学校において行うこととし、医療・福祉との連携により、一人ひとりの障がいの特性に応じた教育の充実を図ります。
- ④ 通学にスクールバスが必要な児童生徒の通学時間の短縮に向け、通学環境の整備について引き続き検討を進めます。
- ⑤ 盲学校と聾学校のあり方については、それぞれ県内唯一の視覚障がいと聴覚障がい教育の専門教育機関として、センター的機能が発揮されています。盲学校については、社会福祉分野との連携において、教育と福祉との本来的な機能分担等、今後の方向性について検討します。聾学校においては、就労につながる高い専門性が発揮できるよう体制整備を進めます。
- ⑥ 寄宿舎においては、地理的な通学条件や集団生活による効果を見据えた機能集約を進め、それぞれの障がい種別や地域ニーズに配慮しつつ総合的・計画的に検討します。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(特別支援教育の充実)

- (4) 平成 18 年 10 月に策定した「三重県における特別支援教育の推進について(基本計画)」を基に「校内委員会」の設置等特別支援教育の校内体制整備の充実に取り組んできている。

しかしながら、高等学校における「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成割合が低いことから、整備されている「校内委員会」や「実態把握の実施」が実効性のあるものとなっているか検証するとともに、高等学校における特別支援教育の理解を進め、特別支援教育の必要な生徒を的確に把握し、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」の作成に努め、特別支援教育の校内体制整備の一層の充実を図られたい。

(学校教育分野)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

高等学校における特別支援教育の校内体制整備の現状

高等学校における校内体制の整備状況

(単位：%)

	校内委員会 の設置	実態把握 の実施	コーディネータ ーの指名	個別指導 計画作成	個別教育支援 計画作成	巡回相談 員の活用	専門家チーム の活用
H18	18.5	32.3	6.2	3.1	3.1	18.5	18.5
H19	98.6	46.9	81.3	15.6	15.6	42.2	45.3
H20	100.0	71.9	100.0	28.1	26.6	65.6	34.4
H21	100.0	82.5	100.0	31.7	28.6	71.4	66.7
H22	100.0	84.1	100.0	46.0	39.7	76.2	71.4

※ 毎年 9 月 1 日現在

- (1) 県立高等学校に在籍する発達障がいのある生徒の学校生活支援及び進学就労支援の充実に取り組みました。また、「高等学校における発達障がいのある生徒の指導事例集 (Vo 1.1)」を作成しました。
- (2) 高等学校における特別支援教育の充実を図るため、県立高等学校 3 校に「発達障がい支援員」を配置し、各学校からの要請に応じて定期的な巡回相談、「個別の教育支援計画」の作成に係る指導及び助言、発達障がいに配慮した授業改善に係る指導及び助言等を行いました。
- (3) 発達障がい支援員による教育相談を実施し、そこで明らかになったニーズに応じて、発達障がい支援員、言語聴覚士、医師等による専門家チームを編成し、発達障がいに有効なソーシャルスキルトレーニングや言語指導、学びの支援等を展開しました。
- (4) 高等学校特別支援教育コーディネーター連絡会議を実施し、各校間の情報交換により、指導・支援のあり方について協議を行い、専門性の向上に努めました。

2 取組の成果

- (1) 県立高等学校においては、「個別の指導計画」の作成が進むとともに、発達障がいの特性に応じた具体的な指導方法の工夫が進められました。また、発達障がい支援員が対応した事例をまとめた、「高等学校における発達障がいのある生徒の指導事例集 (Vo 1.1)」を各校に配布し、職員研修での活用が図られました。
- (2) 県立高等学校からの要請に応じて、特別支援学校の地域支援部及び発達障がい支援員、言語聴覚士、医師等による専門家チームを派遣し、小中学校在籍中に通級指導教室等において指導を受けてきた生徒に対し、学びの支援、教育相談等を行いました。校内委員会の設置とコーディネーターの指名については 100%を維持し、「個別の指導計画」の作成率は、平成 20 年度 28.1%、平成 21 年度 31.7%、平成 22 年度 46.0%と上昇しています。
- (3) 発達障がい支援員を活用する学校及び継続的に派遣要請がある学校が増加しました。

「発達障がい支援員の派遣回数推移」

年 度	H19	H20	H21
派遣回数(回)	372	402	494

「派遣内容の推移」

年度	H19	H20	H21
教員への指導助言	109	238	286
心理検査の実施	4	18	28
本人・保護者との相談	24	52	89
研修会講師	28	22	25

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) 平成 22 年度各県立高等学校に配布した「高等学校における発達障がいのある生徒の指導事例集 (Vol.1)」活用し、校内での職員研修をより一層推進し、専門性の向上に努めます。
- (2) 高等学校に在籍する発達障がいのある生徒に対する巡回相談では、二次障がいにかかる相談が多くなっていることから、専門性の高い発達障がい支援員による巡回相談と、医師、臨床心理士、学校心理士等からなる専門家チームによる支援体制の充実を図ります。
- (3) 発達障がい支援員による高等学校の巡回相談を実施し、コーディネーター連絡協議会等における情報交換も踏まえ「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成活用を進めながら、授業場面における適切な指導及び必要な支援の充実を図ります。
- (4) 発達障がいのある児童生徒の増加から、発達障がい支援モデル地域（3 地域）における指導・支援体制に関する研究を実施し、小・中学校の情報の高等学校への円滑な移行支援方法を研究します。

監査の結果

1 事業の執行に関する意見

(学力及び体力の向上)

- (5) 平成 19 年度から「全国学力・学習状況調査」、平成 20 年度から「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が実施されている。

平成 21 年度の調査結果においても、全国平均を下回っている項目が多くあったことから、これまでの取組を検証し、課題等を整理したうえで、授業の改善、指導力を高める研修の推進や体育・保健体育の授業の工夫改善などの支援を充実させ、学力の定着と体力の向上により一層取り組まれない。

(学校教育分野、社会教育・スポーツ分野)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

(学校教育分野)

- (1) 児童生徒の学力の定着・向上を図るため、授業改善を中心として、効果的な指導や評価の在り方等について実践的研究を進める市町や学校の取組を支援するとともに、「授業改善支援プラン」を作成するなどして、その成果の検証・普及に取り組みました。
 - ・「学力アドバンス事業」指定地域:平成 22 年度 21 市町
- (2) 各市町が独自に実施する学力向上に向けた学力調査やその結果に基づく研究会・研修会の取組を支援し、学力向上に向けた取組の一層の推進を図りました。
 - ・「学力調査活用事業」指定地域:平成 22 年度 14 市町
- (3) 小学校で国語科・算数科を中心に「学力向上計画」を作成し、学校全体で学力の定着・向上のためのシステムづくりを進め、計画的・継続的に課題の改善を図る取組を推進しました。
 - ・「小学校における学力定着調査研究事業」指定地域:平成 22 年度 15 市町
- (4) 「学力向上推進会議」を開催し、学力向上に向けた市町の取組の方法や成果等について情報交換を行うとともに、児童生徒の学力の定着・向上に対する取組のあり方について協議を行いました。
 - ・期日:平成 22 年 7 月 20 日 ・場所:三重県総合教育センター ・参加者:32 名
 - 平成 22 年 10 月 26 日 三重県総合教育センター 25 名
- (5) 「小学校の学力定着支援会議」を開催し、小学校で作成している「学力向上計画」をもとに、学校全体で学力の定着・向上のためのシステムづくりと課題の改善を図る取組のあり方について協議を行いました。
 - ・期日:平成 22 年 10 月 26 日 ・場所:総合教育センター ・参加者:17 名
- (6) 「授業力改善セミナー」を開催し、小中学校の教員を対象に、教員一人ひとりの授業力の向上及び学校全体での組織的、継続的な授業改善の取組の充実を目指した講演及びワークショップを実施しました。
 - ・期日:平成 22 年 12 月 4 日 ・場所:津市芸濃総合文化センター ・参加者:306 名
- (7) 「平成 22 年度三重県教育研究指定校等合同発表会」を開催し、文部科学省及び県教育委員会が実施している学力の定着・向上等に関する事業の各指定校が、研究の内容、方法、成果等を、県内の各小中学校に示すとともに、相互に情報交換を行いました。
 - ・期日:平成 23 年 2 月 3 日 ・場所:三重県総合教育センター ・参加者:117 名
- (8) 「平成 21 年度三重県教育研究指定校等実施報告集」を作成し、全市町等教育委員会及び全小中学校に配付しました。
 - ・配付時期:平成 22 年 ・配付部数:2 冊×30 市町等教育委員会、1 冊×561 小中学校
- (9) 「授業改善支援プラン 2010」を作成し、全市町等教育委員会及び全小中学校に配付しました。
 - ・配付時期:平成 23 年 3 月 ・配付部数:2 冊×30 市町等教育委員会、6 冊×395 小学校、3 冊×166 中学校

(社会教育・スポーツ分野)

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果において、本県の子どもたちの体力の状況は、少しずつ上昇傾向にあるものの、依然全国の状況と比較して低位にあり、子どもたちの興味・関心・意欲が高まる魅力ある授業づくりと、日常的な運動習慣の確立をめざした子どもたちの運動機会の拡充を課題として捉え、以下の取組を進めました。

(1) 学校体育担当者研究協議会の実施

生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図ることができるようにするため、授業における実践事例の共有や今後に向けた諸課題について協議することを通して、体育担当者をはじめとした教員の資質の向上を図りました。

○小学校・・・県内3会場（北・中・南）で開催（8月5日、6日、10日）

【参加者数：363名】

○中・高等学校・・・1会場で開催（9月13日）【参加者数：183名】

(2) 子どもの体力向上推進研究協議会の実施

研究協議会において、新体力テストの内容及び実施方法、結果の有効利用等も含め、より効果的な実践について研究協議を行いました。

○県内の6会場（四日市、松阪、伊賀、尾鷲、津、志摩）で開催

（4月15日、16日、19日、22日、26日、27日）【参加者数：260名】

(3) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上学校支援事業の実施

子どもの体力の向上を図るため、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果の詳細な分析を行うとともに、各学校における子どもの運動習慣、生活習慣の改善や体力の向上等に資する具体的方策を提案し実施しました。（文部科学省委託事業）

○子どもの体力向上支援委員会の設置・運営（県）

○地域部会の設置・運営（3市：四日市市、鈴鹿市、津市）

○実践研究校（6校）

・四日市市・・・日永小学校、河原田小学校

・鈴鹿市・・・長太小学校、飯野小学校、合川小学校

・津市・・・芸濃中学校

(4) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業の実施

体育の授業や運動部活動等の活性化を通じて、児童生徒がスポーツの楽しさ、爽快感などを体験する機会を豊かにすることにより、生涯にわたりスポーツに親しむ基礎を培うとともに、体力の向上に資することを目的に、外部指導者を学校へ派遣しました。【外部指導者数：107名】

(5) 小学校体育活動サポートに係る緊急雇用創出事業の実施

小学校の体育科の授業や体育的行事・休み時間等における体育活動等のサポートや指導ができる人材を配置し、子どもたちの運動機会の拡充を図りました。（平成22年度新規）

○前期（5月～10月）・・・13名

○後期（11月～3月）・・・22名

2 取組の成果

（学校教育分野）

- (1) 学力アドバンス事業の指定地域においては、「授業改善支援プラン」を活用した取組や、授業方法等の工夫・改善を図り、児童生徒の学力の定着・向上に向けた取組等が進められています。
- (2) 学力調査活用事業実施校においては、全国的に広く実施されている到達度検査を用いて学力調査を実施し、その結果を全国平均と比較する等により、学校全体の学力の状況や個人の学習内容の定着状況を把握し、それをもとに「弱み」を克服するための指導が重点的に行われるようになりました。また、保護者に対して、検査結果、指導方法の工夫・改善等について、学校日より、懇談会、家庭訪問等、多様な方法で説明が行われるようになりました。
- (3) 小学校における学力定着調査研究事業の指定地域においては、すべての小学校で国語科・算数科を中心に「学力向上計画」を作成するとともに、基礎的・基本的な知識・技能の習得、家庭学習の習慣化等について学校全体でシステムづくりを進め、計画的・継続的に課題を改善する取組が進められるようになりました。
- (4) 市町等教育委員会や学校における学力向上に向けた取組を「学力向上推進会議」や「三重県教育研究指定校等合同発表会」等を通じて推進するとともに、「三重県教育研究指定校等実施報告集」の配付により、各学校において児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな授業実践や教員の指導力の向上を目指した取組等が進められるようになりました。
- (5) 小中学校の教員を対象とした「授業力改善セミナー」を通して、授業改善を進める学校の取組の一層の推進を図ることができました。
- (6) 客観的な学力調査等を実施する市町においては、委員会を設置して調査結果をもとに学力の定着や向上について検討し、その結果を各学校に提言するという取組が増えてきました。また、調査結果をホームページや広報等で公表する市町も増えてきました。

(社会教育・スポーツ分野)

平成 22 年度「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における本県の結果は、平成 21 年度との比較において、体力合計点は校種や男女の別にかかわらず、上回りました。また、種目別においても全 8 種目のうち、小学校第 5 学年男子が 4 種目・女子が 6 種目、中学校第 2 学年男子が 6 種目・女子が 5 種目上回りました。このことから、本県の児童生徒の体力については、緩やかな上昇傾向にあると考えられます。

(1) 学校体育担当者研究協議会

実技を伴う講習会や実践事例の共有を通して、体育・保健体育担当教員の授業における指導力向上を図り、各学校における授業の工夫改善に取り組みました。

(2) 子どもの体力向上推進研究協議会

新体力テストの適切な実施方法及び結果の有効活用等の研究協議を通して、各学校における効果的な体力向上の取組に活かしました。

(3) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査に基づく子どもの体力向上学校支援事業

実践研究校による調査結果を踏まえた体力向上の取組を実践事例及び体力向上プログラムとしてまとめ、県内の小中学校へ還流し、各学校における体力向上の取組に活かしました。

(4) 地域スポーツ人材の活用実践支援事業

地域の人材を学校へ派遣することにより、生徒の運動機会の拡充が図られ、保健体育の授業や運動部活動の活性化が図られました。

(5) 小学校体育活動サポートに係る緊急雇用創出事業の実施

小学校体育活動サポート員を配置することにより、授業や体育的行事・休み時間等における子どもたちの運動機会の拡充が図られました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

(学校教育分野)

(1) 「全国学力・学習状況調査」の結果等から、児童生徒の学力や学習・生活の状況を客観的に把握し、指導方法の工夫・改善に活かすことにより、児童生徒の学力の定着・向上が図られるよう、市町等教育委員会に積極的に指導・助言していきます。

(2) 県事業を委託する市町のモデル校に学力向上アドバイザーを派遣し、校長や教員に、国語、算数・数学、理科を中心とした授業改善の方策や、組織的・継続的な研修の進め方等について指導・助言を行うなどにより、学力向上に向けた学校の P D C A サイクルの確立を支援します。

(3) 県事業を委託する市町のモデル校において、学習支援員による補充的な学習や発展的な学習を実施し、児童生徒に基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、それらを活用する力を育成します。

(4) 県事業を委託する市町のモデル校において、客観的な学力調査等を実施することにより、取組の成果を検証し、その結果を継続的な教育指導の改善に確実につなげる取組を徹底します。

(5) 「学力向上推進会議」を開催し、各市町の学力向上に向けた取組の情報交換を行うとともに、モデル校の取組の成果を県内全域に普及することにより、各学校における学力の定着・向上の取組を一層充実します。

(6) 「三重県教育研究指定校等合同発表会」を開催し、平成 23 年度の文部科学省及び県教育委員会の各研究指定校が、研究の内容、方法、成果等を、県内の各小中学校に示すとともに、相互に情報交換を行うことにより、取組の成果の普及を図ります。

(7) 「三重県教育研究指定校等実施報告集」を作成し、各市町等教育委員会及び各小中学校に配付することにより、研究指定校の取組の成果の普及を図ります。

(8) 小中学校の教員を対象に、学力向上に向けたセミナーを開催し、教員の指導力の一層の向上を図ります。

(社会教育・スポーツ分野)

(1) 指導者の資質向上に関する取組

授業に活かせる体力向上プログラムの実践講習や、児童生徒の運動意欲向上等に関する研究協議を充実していきます。

○「学校体育担当者研究協議会」小学校は県内全域で 3 日間、中・高等学校は 1 日間実施

○「子どもの体力向上推進研究協議会」県内の 6 会場で実施

(2) 効果的な体力向上プログラムの開発

「子どもの体力向上学校支援事業」（平成 22 年度 3 市 6 校）を更に充実させ、効果的な活用方法の研究や実践資料を、県内の学校へ提供し、各学校の体力向上に向けた取組を支援していきます。

(3) 児童生徒の運動機会の拡充に向けた取組

○「子どもたちの元気づくり推進事業」を実施（新規）

体力向上に関する取組を進める小中学校に、専門的スキルを有する体育活動支援員（10人）を配置し、休み時間や放課後等を活用し、子どもたちの運動機会を拡充するとともに、体育の授業のサポートにも活用して、授業の工夫改善を図ります。

○「地域スポーツ人材の活用実践支援事業」の実施

運動部活動や保健体育科における武道の指導に、地域のスポーツ指導者を外部指導者として学校へ派遣し、運動部活動と保健体育科の授業の充実を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (いじめ、不登校、暴力行為児童生徒への対策の推進) (6) 平成 21 年度いじめの認知件数は、260 件 (20 年度 : 362 件)、21 年度不登校児童生徒数も 1,794 人 (20 年度 : 1,909 人) といずれも減少しているが、依然として高い水準にある。また、21 年度暴力行為は、822 件 (20 年度 : 799 件) と増加している。 今後とも生徒指導を中心的にリードする教員を養成し、学校の生徒指導体制を充実するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、より効果的な相談指導・配置に努め、早期発見・早期対応の取組を、一層推進されたい。 (学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>① いじめ・暴力行為等の問題行動に関わる喫緊の支援が必要な学校に、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカー (S S W) 等の派遣を行い、学校配置のスクールカウンセラーと連携して児童生徒等への直接支援を行っています。</p> <p>② 「学校非公式サイト」の検索データ等を基にして、校種別の教育プログラムを作成しています。また、ネットに依存する児童生徒の内面にある課題について、その背景等を分析するとともに、「ネット啓発チーム」を養成して、ネット依存についての理解を深め、子どもを見守る体制を構築しています。</p> <p>③ いじめ・暴力行為等の問題行動への対応を充実させるため、生徒指導リーダー教員養成講座 (小・中・高ともに年間 2 回) を開催しています。</p> <p>④ 生徒指導上の諸問題の課題解決に役立つと思われる取組について、先導的に実施して、いじめ、不登校などの未然防止に取り組んでいます。</p> <p>⑤ 教育支援センターの指導員等の資質向上を行うため、教育支援センター指導員実践交流会を年間 5 回開催しています。</p> <p>⑥ 教育相談体制の充実のため、平成 22 年度はスクールカウンセラーを 245 校 (小 65 校・中 155 校・県立 25 校) に、ハートフル相談員を小学校 39 校に配置するとともに、小学校及び中学校教育相談担当者等を対象とした講習会を開催しています (小・中とも年間 1 回)。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>① いじめ・暴力行為等の問題行動の事例が多様化・複雑化してきている中、学校だけでは対応が困難な事例に対しては、生徒指導特別指導員や S S W の派遣による支援を行うことで、再発防止や未然防止に効果が見られました。</p> <p>② 「学校非公式サイト」の検索とその結果を基にした指導等によって、問題のある学校非公式サイト の出現を抑制することができました。また、県内の保護者 10 人を「ネット啓発リーダー」として養成して、講座を実施。家庭の役割の重要性、保護者の関わり の大切さを見つめ直す声が寄せられています。</p> <p>③ 個々の教職員の意識を深めるとともに、暴力行為やいじめ等の問題行動への対応に関するスキルアップ、関係機関との適切な連携を図ることができました。</p> <p>④ スクールカウンセラー等の配置校数については充実しましたが、配置時間数については減らす結果となったため、各学校において、「校内の教育相談体制の充実」など、スクールカウンセラーのより効果的な活用方法について調査研究を進めていきます。</p> <p>⑤ 不登校児童生徒の事例が複雑化・多様化していることなどから教育支援センターの資質向上を行うとともに民間施設も含めた他機関との連携のあり方を構築していくことが必要です。</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

いじめ・暴力行為・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に係る教育実践をさらに充実させるために以下の取組を中心に行います。

- ① 事案の多様化・複雑化に対応するため、生徒指導特別指導員、S S W、教育支援センター指導員等の更なる資質向上に努めるとともに、校種間や関係機関との連携をすすめていきます。
- ② 児童生徒の問題行動や多様化する保護者・地域住民からの要望など、学校だけでは解決できない問題に対応するため、S S W、スクールカウンセラー及び生徒指導特別指導員を含めた「学校問題解決サポートチーム」を事案ごとに編成し、指導・助言にあたりるとともに、弁護士等の法律の専門家と連携して支援していきます。
- ③ 事案については様々な背景が考えられることから、スクールカウンセラーや教職員等の資質向上を図り、教育相談体制の充実に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (外国人児童生徒教育の支援)</p> <p>(7) 県内の公立小中学校及び県立高等学校における日本語指導を必要とする外国人児童生徒数は、1,659人(平成21年度)と前年度に比べ46人増加している。また、近年、外国人児童生徒の広域化、流動化が見られる。</p> <p>現在、日本語指導や学校生活への適応指導の充実に取り組んでいるが、広域化、流動化に対応した取組や外国人児童生徒が日本語で学ぶ力を身につけ、学校生活により適応できる取組を市町等教育委員会との役割分担を明確にして、連携しながら進められたい。</p> <p>また、高校進学を希望する生徒も増加していることから、進学機会拡大を図るため、引き続き必要な環境整備を支援されたい。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成22年度の状況としましては、県内の公立小中学校及び県立高等学校における日本語指導を必要とする児童生徒は、9月現在で1,651人となり、前年度と比べ14人の減少となっています。 ・ 外国人児童生徒が日本語を理解し、自己実現を図るための指導をしている学校を支援するために、10名の外国人児童生徒巡回相談員を配置しました。平成22年度の外国人児童生徒巡回相談員の学校訪問回数は、3月末現在で2,048回となっています。 ・ 外国人児童生徒や保護者からの学校生活や就学等について、電話やインターネットメールによるポルトガル語の教育相談を実施しています。平成22年度の相談回数は、3月末現在で173回となっています。 ・ 県内7市に「外国人児童生徒教育支援センター事業」を委託し、来日間もない外国人児童生徒に対して日本語指導や学校生活への適応指導を行うための「初期適応指導教室」の開設や、外国人児童生徒の進路を保障するための「進路ガイダンス」等の取組を支援しました。7市において進路ガイダンスが開催され、外国人の子どもや保護者に進路の情報が提供されました。 ・ 児童生徒が互いの異なる文化や習慣を理解・尊重し、協力し合って共生社会づくりをめざす教育を推進するため、全小中学校の管理職を対象とした研修会を実施しました。また、各小中学校の外国人児童生徒教育担当者を対象とした悉皆の研修会を実施し、561名の教職員等が参加しました。 ・ 巡回相談員の指導技術の向上のために年間7回の学習会を開催し、各学校における課題等について協議を行い、その後の指導に役立てています。 ・ 不就学となっている外国人の子どもの就学の促進を図るとともに、学校や初期適応指導教室等における日本語指導や学校生活への適応指導の取組を支援するため、外国人の子どもの就学支援等を行う就学支援員を日本語指導が必要な外国人児童生徒の在籍が多い7市を中心に配置しました。 ・ 外国人児童生徒の受入体制が十分整備されていない市町や学校には、外国人児童生徒教育コーディネーターを2名配置し、受入体制の確立を図りました。外国人児童生徒教育コーディネーターの訪問実績は、3月末現在で94回(9市町16校)となっています。 ・ 教員向けの「日本語指導の手引き」を作成・配付し、外国人児童生徒の日本語指導を支援します。 <p>(2) 関係機関、団体との連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県生活・文化部国際室が開催する庁内多文化共生政策ネットワーク会議に参加し、庁内の関係部局と情報交換を行い連携を図っています。 ・ 「外国人児童生徒教育検討会議」を外国人児童生徒の在籍が多い7市(桑名市、四日市市、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、伊賀市)の担当者等を集めて開催し、課題の共有と解決に向けての取組について協議しています。 ・ 市町教育委員会と連携して、外国人生徒やその保護者を対象に「進路ガイダンス」を県内7ヶ所で開催しました。 <p>(3) 高等学校入学者選抜</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜を、英語関連学科等や履修計画が立てやすい単位制の高等

学校を中心に17校21学科・コースで実施しました。本制度は、外国人生徒が受検する場合、学力検査を軽減し、自国語（または英語）又は日本語による作文と面接（ただし、高等学校長の判断により簡単な基礎学力検査を課すことができる。）で選抜することとしています。また、これまで「5人以内とする」としていた特別枠入学者選抜の募集枠を、平成22年度選抜より「原則として5人以内とする」に変更しました。

2 取組の成果

- ・ 外国人児童生徒巡回相談員の学校訪問や電話、インターネットメール等の相談活動が充実し、当該児童生徒の学校生活への適応指導及び教職員への支援が図られました。
- ・ 多文化共生のための教育が行われるよう、全小中学校の管理職や教職員を対象にした研修会を実施し、外国人児童生徒が在籍していない学校においても、多文化共生の視点に立った教育の必要性について認識が持てるようになりました。
- ・ 「進路ガイダンス」を実施することにより、外国人生徒の進路選択を支援することにつながりました。
- ・ 特別枠入学者選抜を実施することにより、学ぶ意欲がありながら、日本語の力が十分でない外国人生徒に、学ぶ機会を保障することにつながりました。特別枠入学者選抜の募集枠を「原則として5人以内とする」と変更したことにより、各高等学校において弾力的な運用ができるようになりました。

平成23年度以降（取組予定等）

- (1) 外国人児童生徒に対して日本語指導や学校生活への適応指導を行うため、11名の巡回相談員を学校に派遣します。
- (2) 外国人児童生徒教育専門員を配置し、電話及びインターネットを活用して、県内各地の外国人児童生徒や保護者等からの教育相談に対応します。また、外国人児童生徒教育の充実を図るため、研修会等の資料の作成や指導・助言を行います。
- (3) 小中高等学校の外国人児童生徒教育の担当者を対象とした会議を開催し、日本語指導や多文化共生の教育等について理解を深めるための支援を行います。
- (4) 外国人児童生徒の学力の向上を図るため、学習言語としての日本語の習得に関する調査研究を行います。
- (5) 外国人児童生徒教育に関する専門的な知識や技術を持つコーディネーターを学校等に派遣し、外国人児童生徒教育の充実に向けた総合的な取組の推進を図ります。
- (6) 初期適応指導教室の運営や外国語が話せる支援員の配置等、市町の取組を支援し、外国人児童生徒の受入体制を充実していきます。
- (7) 外国人生徒やその保護者を対象とした「進路ガイダンス」を市町教育委員会と連携して、引き続き、開催します。
- (8) 外国人生徒等に係る特別枠入学者選抜を、引き続き、17校21学科・コースで実施します。
- (9) 地域の状況や生徒・保護者のニーズを踏まえながら、特別枠入学者選抜実施校や募集枠について検討していきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (キャリア教育の充実と就労支援)</p> <p>(8) 平成 22 年 7 月末現在の県内新規高等学校卒業予定者の求人状況は、就職希望者数 4,389 人に対し、県内の求人数は 2,810 人となっており、非常に厳しい雇用状況となっている。</p> <p>引き続き、各教育委員会等との連携を一層密にし、小・中・高等学校の各段階に応じたキャリア教育を推進し、勤労観、職業観の育成を図られたい。</p> <p>また、不安定就労者や就職未内定者が増加していることから、就職支援相談員等を活用し、就労支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(学校教育分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) キャリア教育の充実</p> <p>ア キャリア教育推進地域を指定し、小・中・高における各学校段階を通じた系統的なキャリア教育の実践研究を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四日市地域、津地域、多気地域、松阪地域、大台地域、伊賀地域、東紀州地域 <p>イ 各高校の特色に応じた多様なキャリア教育を支援している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップ 38 校、「日本版デュアルシステム」の推進 5 校 ・各学科の専門性を活かし、地域や産業界等と連携した学習活動 7 校 ・外部人材を活用したキャリアデザインサポート講習 24 校 <p>ウ キャリア教育推進のリーダーとなる教員を養成する講習を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎講習 232 名参加 専門講習 17 名参加 <p>(2) 就労支援</p> <p>ア 外部人材の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職支援教員 7 名、就職支援相談員 4 名、就労支援総合マネージャー 6 名 <p>イ 就職対策支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職対策の事業所訪問に係る旅費の支援 41 校 ・合同就職面接会 (5 回)、就職情報交換会 (2 回)、企業展の開催に係る会場費等を支援 <p>ウ 高校生内定獲得緊急支援事業 (新事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就活ゼミ 69 名、就業サポート 26 名 <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 県内 7 地域の市町等教育委員会、小・中・高が連携し、各地域の実情に応じたキャリア教育の充実を図るとともに、生徒の変容や成果・検証を行った。</p> <p>(2) 各高校の特色に応じたキャリア教育に取り組むことにより、生徒の職業や仕事についての理解、自己の可能性や適性の理解、働くことへの動機づけが深まり、自立できる力の育成につながった。</p> <p>(3) 県内全ての公立小中学校・高校から、本年度までの 4 年間に延べ 800 名を超える教員がキャリア教育推進の研修に参加し、キャリア教育の意義を理解するとともに、キャリアカウンセリングスキルを向上させた。</p> <p>(4) 就職支援や求人開拓に課題を抱える県立高校に、企業等で人事部門等の経験を有する外部人材を配置し、生徒のニーズにあった求人開拓や面接指導等を行い、就職希望者の就職内定につなげた。</p> <p>(5) 平成 23 年 2 月末現在、県立高等学校卒業予定者の就職内定率は 94.3%と、前年同期に比べ 2.0 ポイント上昇しましたが、就職未内定者は 231 人となっており、厳しい雇用状況となっています。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>児童生徒が、勤労観・職業観や主体的に進路を選択する能力・態度を身につけ、将来、自立した社会人として、人生設計し、積極的に社会参加できるようにするため、各学校段階を通じた系統的なキャリア教育の取組を推進する県立学校及び小・中学校の実践を支援するとともに、地域等との連携を図りながら、県立高校の特色に応じた多様なキャリア教育の実践を拡充していきます。</p> <p>また、引き続き厳しい雇用情勢が続くことが予想される中、就職に係る外部人材の増員や求人開拓</p>

のための事業所訪問を拡充することで、就職を希望する高校生の進路実現が図られるよう支援していきます。さらに、高校生一人ひとりの適性と職業のマッチングを図るとともに、着実に内定が得られるよう、教職員の就職指導のスキルの向上を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (教育相談体制等の充実)</p> <p>(9) 総合教育センターでの教育相談件数は、平成 21 年度 7,537 件で前年度の 8,673 件から 1,136 件の大幅な減少となっている。</p> <p>相談内容が複雑化・多様化しているなか、対象外の相談を減らしていったことと、一次的教育相談を受ける各学校等での初期対応が適切に行われ、教育相談員専門研修を実施している効果が表れてきている結果であるが、今後も引き続き、当センターが教育相談の中核的役割としての機能を発揮して、学校の教育相談体制を支援していくために、より高度で専門性を備えた体制の充実を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">(研修分野)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 21 年度に引き続き、臨床心理相談専門員を 6 人配置し、学校や地域の相談機関において解決困難な二次的教育相談を中心に、プレイセラピーやカウンセリングを通して子どもや保護者を直接支援するとともに、教職員やスクールカウンセラー、教育支援センター担当者等への心理臨床的視点からの指導・助言を行いました。また、臨床心理相談専門員を校内研修会等へ派遣することを通して、学校支援を行いました。</p> <p>学校の教育相談体制の充実を目指して、教育相談の専門性を有する教職員を養成するため教育相談専門研修(基礎講座 3 日間 2 講座、中級講座 5 日間 2 講座、上級講座 5 日間 2 講座)を実施するとともに、上級講座修了者等を対象とする教育相談継続的支援研修会(ケース・カンファレンス 6 回、サプリメント講座 6 回)を実施しました。また、心理臨床的視点からの子ども理解を進めるために教育相談講演会(2 回)、教育相談地域支援研修会(6 回)等の研修会も実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>教育相談件数は 7,293 件でした。昨年度の後半より、特に電話相談における対象外の相談を積極的に整理してきた経緯から、244 件減少しているものの、依然として教育相談のニーズは高く、より一層ニーズに応えていく必要があると考えられます。</p> <p>平成 22 年度の教育相談専門研修上級講座の修了者数は 46 人、教育相談継続的支援研修会は 454 人、教育相談講演会は 368 人の参加者があり、一次的教育相談を受ける学校等の支援が引き続き進んでいると考えられます。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>依然として高い教育相談のニーズに応えるため、引き続き臨床心理相談専門員を 6 人配置し、学校等では解決困難な二次的教育相談を実施するとともに、臨床心理相談専門員の校内研修会等への派遣等、学校等の教育相談体制を支援できる総合教育センターの相談体制を維持していきます。</p> <p>学校等の教育相談体制の中核を担う教職員を養成するために、引き続き教育相談専門研修を実施するとともに、より多くの教職員のニーズに応える教育相談テーマ別研修を構築します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (教職員研修参加状況の検証と研修に参加しやすい環境の整備)</p> <p>(10) 研修を通して教職員の資質向上を図るため、教職員一人あたりの研修参加回数を目標として掲げており、平成 21 年度実績で 2.52 回 (目標 2.65 回) となっている。</p> <p>教職員が学校現場を離れての研修が年々困難になってきていることから、IT を活用したネット DE 研修や長期休業期間中の研修講座の充実を図っているところである。</p> <p>全教職員に研修機会を確保し、教職員全体の資質向上を図ることが重要であることから、教職員一人ひとりの研修の参加状況を検証し、より研修に参加しやすい環境を整備されたい。</p> <p style="text-align: right;">(研修分野)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>校長等との対話を通じて個々の教職員が身につけるべき資質が明らかになり、それに対応して一人ひとりの教職員が主体的・計画的に資質能力を向上させることができるよう、以下のとおり研修機会の確保に努めました。</p> <p>(1) 教職員の資質の向上に向けた研修講座案内の作成と周知 個々の教職員が自らの資質の向上に必要な研修講座を適切に選択できることを目的とした研修案内を作成し、総合教育センターの Web ページに掲載するとともに、各学校に配布し活用を促しました。さらに、教職員一人ひとりの資質の向上を促すための研修のメニューがわかるように、メール通信で研修講座に関する新しい情報を流すとともに、案内チラシを作成し、様々な会議や研修講座、訪問先の学校で配布しました。</p> <p>(2) e-ラーニングシステムを活用したネット DE 研修の活用 メール通信での PR を行ったり、メール送信時の署名欄に PR を添えたりするなど周知に努めています。さらに、新たな講座の充実とともに、状況の変化により内容が古くなった講座についてはリニューアルを行うなど、常に教職員のニーズにあった内容になるよう努めました。平成 22 年度末で、192 講座が受講できるようになっています。</p> <p>(3) 集合研修における長期休業期間中への集中化による機会の確保 子どもたちが学校にいる間に学校を離れて研修に出ることが難しくなっている現状をふまえ、長期休業中への研修の集中を実施しました。(平成 21 年度 57.0% 平成 22 年度 60.6%)</p> <p>(4) 地域分散型研修の充実による研修機会の確保 総合教育センター以外で実施する研修(地域分散型研修)を充実させることで、津市から離れた地域の教職員の参加意欲を高めました。さらに、市町等の教育委員会や教育研究所等との連携で実施するブロック別研修については、電子黒板の使用法など各地域の課題に応じた研修も実施しています。(平成 21 年度 150 講座 平成 22 年度 137 講座)</p> <p>(5) 教職員の研修参加状況の検証 初任者研修、教職経験 5 年研修、教職経験 10 年研修では、受講対象者一人ひとりの研修参加状況を各回ごとに把握するとともに、所属校から提出される実施報告書や本人の「振り返りシート」等により研修効果の検証を行っています。内地留学や教員研修センターで行われる中央研修などの派遣研修に参加した教職員については、研修履歴をもとに学校内での教育の推進役を任せたり、県教育委員会が実施している講座の講師を依頼したりするなど研修の効果的な活用を図ってきました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) e-ラーニングシステムを活用したネット DE 研修の活用 ネット DE 研修については、勤務校を離れることなく研修できることや、時間の制約がなく自分の都合の良い時間に研修できること等の利点があり、集合研修と組み合わせて実施することにより効果を上げています。平成 22 年度は、13,354 人の利用者がありました。平成 23 年度においても、今日的な課題を中心に、12 講座を加える予定です。</p> <p>(2) 集合研修における長期休業期間中への集中化による機会の確保 長期休業期間中の研修が定着しつつあり、今年 7 月 21 日から 8 月 31 日までの受講者数は、約 9,300 人となっています。</p> <p>(3) 地域分散型研修の充実による研修機会の確保 平成 22 年度、137 講座の地域分散型研修を計画することができました。この数値は 5 年前(平成 18 年度)の 107 講座と比較しても増加しています。</p>

(4) メール通信の発行や、研修案内チラシによる研修情報の提供

校長が教職員の人材育成を行う際にアドバイスできるための研修情報を送ることで、学校における人材育成支援をより行いやすいようにすることができたと考えます。

メール通信や研修案内チラシ等を通じて学校に様々な研修情報を提供しました。その結果、校長が、教職員の育成支援を行う際、個々の教職員の資質向上に必用な研修について指導・助言しやすい環境を整えることができました。

(5) 教職員の研修参加状況の検証

段階を踏んで繰り返し受講することにより、レベルアップを図ることが求められる専門性の高い研修講座については、各回の参加者と参加状況を所属長に伝え、学校における人材の活用と研修効果の波及を促進しました。教育相談専門研修においては、このような手だてを講じることにより、600人以上が講座を修了しています。

平成 23 年度以降（取組予定等）

今後、学校内で校長等との対話が進み、各教職員が身につけるべき資質が一層明確になってきます。このことに対応して、Web ページやメール通信の活用により、教職員が自ら必要とする研修をより適切に選択できるよう情報提供に努めます。また、教職員がより興味を持って受講できるような学校配布一覧表や個々の研修の案内チラシを活用することにより実施講座の周知に努めます。

さらに、ネットDE研修や地域分散型研修などにより、総合教育センターでの集合研修に参加するのが困難な教職員の研修機会の確保・拡充を図っていきます。また、長期休業期間中への研修の集中については、平日に実施する集合研修とのバランスを考えることで、より多くの教職員が参加できるようにします。

なお、一部の講座において行っている参加状況の把握とその活用について、さらに検討を加えるとともに、一人ひとりの研修の参加状況を把握するために、抽出でアンケートを実施することの検討を始めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

ア 本庁分

三重県高等学校等修学奨学金返還金等の収入未済額が、82,220,719円（対前年度比129.0%）あり、前年度と比べて18,501,011円増加している。各奨学金などの返還金については、滞納整理に関する要綱などに基づき、引き続き、その収納促進及び発生防止に一層努められたい。

- ・ 三重県高等学校等修学奨学金返還金 (経営企画分野)
- ・ 雑入（教職員恩給及び退職年金過払い分） (教育支援分野)
- ・ 進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金 (学校教育分野)
- ・ 三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金 (学校教育分野)
- ・ スクールカウンセラー通勤手当返還金 (学校教育分野)

講じた措置

平成22年度

1 実施した取組内容

(三重県高等学校等修学奨学金)

① 平成17年度に本格的な返還が始まってから、貸与者が返還する額が増加していく中で、昨今の経済状況の悪化等の影響もあり、未収金についても増加しています。このことから、「三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、滞納の段階に応じて下記のとおり返還指導を行いました。

- ・ 返還依頼書及び督促状の送付や電話督促のほか、長期滞納者の自宅訪問
- ・ 長期滞納者の連帯保証人に対する代位弁済請求

② ①の取り組みを効果的に実施するため、未収金対策を担当する嘱託員2名により、毎週時間差勤務による電話督促や定期的な個別訪問をしました。

③ 県外在住の返還者等からの円滑な返還を図るため、ゆうちょ銀行に返還金受入専用口座を開きました。

④ 県による返還指導では改善がみられない長期延滞債権について、回収業務の民間委託を行い回収体制を強化したところ、平成21年度に比べて回収額が増加しました。

- ・ 平成21年度 平成21年当初委託額10,025,676円、回収額2,032,276円、回収率20.2%
- ・ 平成22年度 平成22年当初委託額14,880,842円、回収額3,548,885円、回収率23.8%

⑤ ④の民間委託を行っても回収が見込まれない債権を対象に、支払督促等の法的措置の実施に向けた準備を進めています。

(雑入：教職員恩給及び退職年金過払い分)

教職員恩給及び退職年金の過払いについては、受給者の死亡連絡が遺族からなされなかったことから発生するので、事件後直ちに教育委員会の職員が「住民基本台帳ネットワーク」を閲覧することができるよう担当部に取扱いの改正を求め、以降、支払時ごとに受給者の生存を確認し、過払いが発生しないようにしております。

現在、過払い状態となっている3件のうち悪質である1件については、平成21年11月6日に津警察署に告訴（平成22年1月26日起訴）したことから、平成22年5月11日懲役2年4月の実刑判決が出され、現在本人は服役中であります。また、これと平行して平成22年1月14日、津地方裁判所に訴えの提起（民事訴訟）を行い、債権を認めた勝訴判決が平成22年8月14日に確定しました。その後も本人と協議するも、返還について芳しい状況になく、平成23年1月28日付けで13金融機関23支店に対し債権差押命令の申立を行い、そのうち3金融機関3支店に債権があることを確認し計107,900円の預金差押を執行しました。

なお、残る2件のうち1件については、徴収努力により全額回収したところですが、あと1件については全く資力が無く、分納誓約に従って自宅訪問により督促等を行い、着実な債権回収に努力しました。

(三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金返還金)

当該の未収金については、修学奨励金を貸与した生徒が修学を継続できず退学に至ったため、返還が発生したものです。当該滞納者に対しては「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励

金の滞納整理等に関する要綱」に基づき督促を行うとともに、滞納者が貸与を受けていた当時の在籍校と連携し、滞納者の現状把握等を行うなどの債権管理に努めました。過去から引き続き滞納している者に対しては、家庭訪問を試みましたが既に転居しており、その後、改めて転居先に督促状を送付しましたが、住居の特定はできませんでした。また、新たに滞納した者については保護者と交渉して納付書を送付するなど、未収金の回収に努めました。

(進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金)

- ① 「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づいた体系的な債権管理に取り組むとともに、平成 22 年度から専任の嘱託員を配置し、収納促進に努めました。
- ② 納期限までに納付しない債務者に対して、返還依頼書(4・7・10・1月)により返還を促しました。
- ③ 返還依頼書に応じない債務者に対して、電話(5・8・11・2月)により督促しました。
- ④ 返還依頼書及び電話による督促に応じない債務者に対して督促状(5・8・11・2月)により返還を督促しました。

(スクールカウンセラー通勤手当返還金)

当該の未収金については、債務者との協議の結果、平成 17 年 6 月 14 日に、平成 17 年 6 月から平成 18 年 3 月までの間で分割納付するとの承諾を得ました。しかし、一度も履行されないため、平成 18 年 2 月 13 日付けで当時の南勢志摩教育事務所長から督促状を送付しましたが、平成 18 年 2 月 22 日に債務者から南勢志摩教育事務所長に対して、納付に応じられない旨の連絡がありました。

その後、各教育事務所が廃止されたことから教育委員会事務局が当該未収金を引き継ぎ、平成 18 年 12 月 27 日付け、平成 20 年 2 月 18 日付け、平成 21 年 2 月 12 日付けで、再三債務者に対して督促状を送付しましたが、納付がありませんでした。その後、債務者が転居したため、確認のために公用で照会を行ったところ転居先の住所が判明しました。平成 22 年 5 月 25 日付で、現住所に督促状を送付しましたが、不在のため返送されました。

平成 22 年 6 月 14 日には、時効の発生の起算日(平成 17 年 6 月 14 日)から 5 年が経過し、時効が成立しました。(公法上の債権)

2 取組の成果

(三重県高等学校等修学奨励金)

- ① 未収金対策を担当する嘱託員 2 名による、定期的な個別訪問の実施、電話等によるきめ細かい返還指導等の結果、過年度未収金の回収率が向上しました。
- ② 返還金受入専用口座(ゆうちょ銀行)を開設した結果、県外在住や金融機関の営業時間内に納められない返還者からの返還金を受け入れることが可能となり、収納促進が図られました。
- ③ 長期延滞債権については、債権回収を民間委託した結果、県による指導では改善がみられなかった返還者から定期的に収納されるようになりました。

(雑入：教職員恩給及び退職年金過払い分)

事件発覚以降、「住民基本台帳ネットワーク」により受給者の生存確認を行っていることから以後の過払いは皆無となっています。なお、津警察署に告訴した件については、平成 22 年 5 月 11 日に懲役 2 年 4 月の実刑判決(求刑 3 年 6 月)が出され確定しています。こうした一連の裁判活動と法的措置により、今年度は 1,767,900 円を徴収しました。次に、残る 2 件のうち、1 件については、平成 22 年 12 月に過払い分全額を回収しました。あと 1 件についても、自宅訪問を実施するなど分納の履行について厳格に対応しています。こうした取組の結果、平成 23 年 3 月末現在の合計収納状況は、平成 22 年度収納額 1,892,466 円、未済額は 9,867,287 円となりました。

(三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金)

再三にわたり督促を行ってきましたが、現時点で新たな返還金は得られていません。

(進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金)

- ・高等学校等進学奨励金返還金の未収金のうち 357,250 円を収納しました。
- ・大学等進学資金貸付金返還金の未収金のうち 581,000 円を収納しました。

(平成 23 年 3 月末現在)

(スクールカウンセラー通勤手当返還金)

口頭・文書による督促を定期的に行ってきましたが、平成 22 年 6 月 14 日に時効が成立したため、不納欠損手続きを行いました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

（三重県高等学校等修学奨学金）

- ① 「三重県高等学校等修学奨学金返還金の滞納整理等に関する要綱」に基づき継続的に返還業務に取り組み、専任の嘱託員によるきめ細かい返還指導等を行っていきます。
- ② 県による返還指導では改善がみられない長期延滞債権について、継続的に回収業務の民間委託を行い、回収体制の強化を図ります。
- ③ ②の民間委託を行っても回収が見込まれない債権については、支払督促等の法的措置を実施します。
- ④ 奨学金申請の際に、返還の意識付け、重要性等の周知徹底を図るため、受付担当の学校関係者をはじめ申請者に対し、説明会等機会あるごとに周知を図っていきます。

（雑入：教職員恩給及び退職年金過払い分）

教職員恩給及び退職年金過払い分のうち勝訴した 1 件については、強制執行（差押え）による積極的な回収を図るとともに、残り 1 件についても訪問等による督促、分割収納を進め未収金の解消に努めていきます。

（三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金）

今後も、「三重県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金の滞納整理等に関する要綱」に基づき、債務者が在籍していた高等学校とも連携しながら返還金の回収に努めていきます。

（進学奨励金返還金、大学等進学資金貸付金返還金）

引き続き、「三重県高等学校等進学奨励金返還金等債権管理事務取扱要綱」に基づき、収入未済のある債務者に対して、文書・電話による督促を行うことにより収納促進に努めていきます。

（スクールカウンセラー通勤手当返還金）

今後も、再発防止に向けて適切な事務処理の執行に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 県立学校分</p> <p>(ア) 高等学校授業料等の収入未済額が 16,211,932 円（対前年度比 123.9%）あり、前年度と比べて 3,130,374 円増加しているため、引き続き、三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱などに基づき、その収入未済額の減少と発生防止に一層努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等学校授業料 (該当県立高等学校 43 校) ・ 弁償金 (該当県立高等学校 1 校) ・ 学校開放事業電気使用料等 (該当県立高等学校 5 校)
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(高等学校授業料)</p> <p>① 平成 22 年 4 月から県立高校の授業料は無償となりましたが、過年度の未収については、「三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱」（平成 16 年 1 月策定）に基づき、学校全体で未収の解消に取り組みました。</p> <p>② 平成 21 年度に引き続き平成 22 年度は、卒業生や退学者に対する授業料の未収金解消に向けた統一的な取組を行い、校長・教育長名による督促、弁護士名による督促、弁護士名による内容証明郵便督促など、収納の促進を図りました。</p> <p>③ 資力があるにもかかわらず支払いに応じない者に対しては、弁護士や学校関係者と協議して支払督促を実施するなど、各学校において未収解消への取組みが円滑に進められるよう統一的な対策を講じました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年度支払督促・・・6 件申立て (債権総額 472,267 円、回収総額 303,943 円、未回収 168,324 円) <p style="margin-left: 40px;">(内訳) 4 件：完納 (計 288,867 円)</p> <p style="margin-left: 80px;"> 2 件：債務名義を取得し預金差押等 (計 12,076 円)。納付依頼継続中</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 22 年度支払督促・・・2 件申立て (債権総額 29,400 円、回収総額 0 円、未回収 29,400 円) <p style="margin-left: 40px;">(内訳) 1 件：債務名義取得 (19,600 円) 1 件：手続中 (9,800 円)</p> <p>(弁償金)</p> <p>自宅訪問や文書による督促を行い、未収金の解消に取り組みました。</p> <p>(学校開放事業電気使用料等)</p> <p>当該未収金のうち、県立学校体育施設開放事業に係る光熱水費負担金については、来校時あるいは電話にて、当該利用団体の代表へ納付に関する周知を行うように努めています。また、自動販売機等光熱水費負担金については、自動販売機の使用に係る光熱水費を算出し、設置者に納入の通知を行い、期限内納付を遵守させるように努めています。</p> <p>収入未済となった原因は、未収となった利用団体に適正な納付意識が薄かったこと、学校と利用者側との連絡・利用者側における内部の連絡が行き届かなかつたことなどによるものであり、再三にわたり納付勧告・督促を行ったものの未収となったため、未収金の状況を早期に把握して適切に対処していくことが重要と考えます。</p> <p>平成 22 年度においても、引き続き未収金の解消に取り組むとともに、納期限が近づいてきた案件については、収納状況を把握して納期限が来ていない場合であっても、納付を忘れていないかを相手方に確認し、未納である場合は早期に納付することを促しました。また、収入事務と学校施設開放利用承認事務について、同じ職員が担当するなど、承認から光熱水費負担金の収納までの事務の一体的な処理を図る中で、承認にかかる書類のやりとり、電話連絡等での収納の働きかけも効率的に行い、収入未済が発生しないように努めました。</p>

2 取組の成果

(高等学校授業料)

授業料の未収金解消に向けた統一的な取組を行った結果、過年度未収金の平成 22 年度回収額は 8,881,276 円（平成 23 年 2 月末現在）となりました。

(弁償金)

自宅訪問や文書による督促を行いました。現在のところ納付はない状況です。

(学校開放事業電気使用料)

光熱水費負担金の収入未済額については、全額収納しました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

(高等学校授業料)

平成 22 年 4 月からの授業料無償化の影響から滞納件数の減少が予想されるものの、未納期間が長期化することで、対応困難な債権の増加が懸念されます。

こうしたことから次の措置を講じていきます。

① 引き続き学校において電話及び文書等による督促を行うとともに、県教委としても授業料未収対策の年間スケジュールを策定することで学校における滞納整理の進捗状況を適格に管理し、滞納期間の長期化を防止します。

② 困難案件については、弁護士等専門家の助言のもと、随時、法的措置を講じていきます。

(弁償金)

学校と連携しつつ、弁護士等専門家と相談しながら収納に努めていきます。

(学校開放事業電気使用料等)

県立学校体育施設開放事業の光熱水費負担金については、利用団体に対して利用申請時に三重県立学校体育施設開放要綱等の遵守を徹底するよう、周知に努めていきます。

また、自動販売機等光熱水費負担金を含め、平成 22 年度と同様に収納状況を定期的に確認し、収納されていない場合は、電話による督促等を行っていきます。特に 3 月分については納期限を前倒しするなどして年度内納付の徹底を図り、未納がある団体に対しては必要に応じて施設利用時にも督促を行っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(1) 収入に関する事務

イ 県立学校分

(イ) 収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 現金納付された授業料の収納処理が遅延していた。 (桑名西高等学校)
- (2) 指定金融機関等への払込当日にまとめて現金受入票及び現金収納票を起票しているため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。 (桑名西高等学校)
- (3) 学校開放事業光熱水費負担金について、納付期限を過ぎた納付が散見された。 (桑名西高等学校)
- (4) 授業料減額対象者1名分の調定減額及び口座振替額の変更を失念したため、6か月分過大徴収となり、歳入戻出を行っていた。 (桑名工業高等学校)
- (5) 現金納付された授業料の収納処理が遅延していた。 (川越高等学校)
- (6) 生産物売払代金の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表の受入額が二重に計上されていた。 (四日市農芸高等学校)
- (7) 授業料の現金受入れに際し、受入れた日の翌日等に「現金受入票」の処理を行っていたため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。 (四日市商業高等学校)
- (8) 授業料の現金収納に係る納付書の領収印欄に押印がされていなかった。 (亀山高等学校)
- (9) 情報公開文書複写料の現金収納にかかる財務会計システムの入力誤りにより、現金日計表の受入額が二重に計上されていた。 (津西高等学校)
- (10) 授業料の現金受入れに際し、受入れた日の翌日等に「現金受入票」の処理を行っているため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。 (みえ夢学園高等学校)
- (11) 学校開放事業光熱水費負担金について、納付期限を過ぎた納付が散見された。 (松阪高等学校)
- (12) 入学料の収入証紙の消印を押印していないものがあつた。 (松阪高等学校)
- (13) 授業料の現金受入れに際し、受入れた日の翌日等に「現金受入票」の処理を行っているため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。 (松阪商業高等学校)
- (14) 現金納付された授業料等の収納処理が遅延していた。 (松阪商業高等学校)
- (15) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (宮川高等学校)
- (16) 授業料滞納整理記録簿の整理が一部行われていなかった。 (伊勢まなび高等学校)
- (17) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (伊勢まなび高等学校)
- (18) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (明野高等学校)
- (19) P T A会費等を県の歳入として受入れたことにより歳入戻出を行っていた。 (南伊勢高等学校)
- (20) 授業料の減免申請手続きについて、6月以降決裁が行われておらず、申請者に対し減免審査結果通知書が送付されていなかった。 (水産高等学校)
- (21) 平成21年4月17日に授業料の調定変更が行われた以後、授業料減免や退学、休学に伴う減額調定変更が行われていなかった。 (水産高等学校)
- (22) 他校へ転学した生徒から誤って授業料を徴収したことにより歳入戻出を行っていた。 (水産高等学校)
- (23) 授業料滞納整理記録簿の整理が行われていなかった。 (水産高等学校)
- (24) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (あけぼの学園高等学校)
- (25) 授業料、雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (上野高等学校)
- (26) 授業料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (名張高等学校)
- (27) 目的外使用に係る使用料の収納が遅延していた。 (尾鷲高等学校)
- (28) 授業料の現金受入れに際し、受入れた日の翌日等に「現金受入票」の処理を行っているため、現金日計表における受入日が実際の領収日と合致していなかった。 (木本高等学校)

- | | |
|-----------------------------------|------------|
| (29) 授業料の事務処理誤りにより歳入戻出を行っていた。 | (木本高等学校) |
| (30) 雇用保険料、授業料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 | (紀南高等学校) |
| (31) 現金納付された物品売払代金の収納処理が遅延していた。 | (西日野にじ学園) |
| (32) 雇用保険料の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 | (熊野少年自然の家) |
| (33) 授業料等の事務処理誤りにより歳入戻出を行っていた。 | (書面監査 11校) |

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

平成 22 年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 22 年 10 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。

一方、県立学校においては、自主的な取り組みとして学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループを平成 22 年度に計 8 回開催し、学校における会計事務の問題点と改善について検討を進めました。具体的な取組は次のとおりです。

また、内部牽制の充実及び指導監督の徹底を図るためにチェックを強化するという観点から、県立学校の事務長向け会計事務勉強会を県内 6 地区（北勢、中勢、松阪、伊勢、伊賀、紀州）において計 7 回開催し、対象者 71 名のうち 66 名が出席しました（出席率 93%）。勉強会では出納局職員をアドバイザーとして招き、出納検査や定期監査における指導事項の内容や会計事務におけるチェックポイントを説明するとともに、他校における事例の共有や共通する課題の整理なども行いました。

さらに、県立学校事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を充実するため、自主的な取組として事務職員の有志により立ち上げた「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」を県庁内の統合サーバーに移設し、プロジェクトメンバーを募って運営体制の強化及び内容の充実を図りました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) (5) (8) (14) (31) 授業料等の現金収納にかかる事務処理誤り（処理遅延、領収印もれ）

受け入れた現金の収納処理が遅延しないよう、校内の連絡体制の強化と事務書類の確認体制の強化を図り、現金納付後速やかに正確な収納処理を行うよう努めました。

- (2) (6) (7) (9) (10) (13) (28) 現金日計表における事務処理誤り（受入日と実際の領収日の不一致、受入額の二重計上）

現金受入の有無及び日計表を随時確認することにより、再発防止に取り組みました。また、時間外に現金を受け入れた場合は、現金受入票を手書き処理するなど、事案に対応して適切な事務処理に努めました。

- (3) (11) 学校開放事業光熱水費負担金の期限後納付

債権者（学校体育施設開放事業の利用団体）が納期限を失念していたことが原因ですが、収納状況の把握が十分でなかった面もあるため、定期的に収納状況を確認し、未収となっている場合は来校時あるいは電話により当該利用団体への督促を行って早期に収納されるよう努めました。

- (4) (15) (17) (18) (19) (22) (24) (25) (26) (29) (30) (32) (33) 授業料、雇用保険料等の事務処理誤りによる歳入戻出

授業料については登録事務誤りや学校内で生徒在籍状況の把握が不十分であったことに原因であると思われるため、複数による確認を徹底するとともに、教職員の情報共有を密にするよう努めました。また、雇用保険料については率の改定についての認識不足が原因であると思われるため、制度改正等において見落としのないよう細心の注意を払うとともに、複数名によるチェック体制を強化しました。

- (12) 入学料の収入証紙の消印もれ

担当者が押印の確認を怠ったために生じたことから、押印後、再度消印の有無を確認することにしました。

- (16) (20) (21) (23) 授業料の減免、滞納整理に係る事務処理誤り

授業料減免申請者あて減免審査結果通知、授業料減免や退学・休学者に伴う減額調定変更

及び授業料滞納整理記録簿の整理については、各種要綱やマニュアルに基づいて適切な事務処理を行いました。また、事務室における会計事務の情報共有に努め、会計事務研修の受講等に参加するなど再発防止に向けて取り組みました。

(27) 目的外使用に係る使用料の収納遅延

土地使用料の収納管理が不十分であったことから、収納が遅延する結果となったため、平成 22 年度は毎月収納状況を確認し、収納未済となっている債務者に対し電話により納付を促しました。

2 取組の成果

(1) (5) (8) (14) (31) 複数名によるチェックと担当教員と事務室との連携が強化され、適切な収納処理事務が確保されました。

(2) (6) (7) (9) (10) (13) (28) 現金受入については適切に処理し、誤りは発生していません。

(3) (11) 収納状況の確認と未納者への催告に取り組んだ結果、速やかに納付されるように改善されました。

(4) (15) (17) (18) (19) (22) (24) (25) (26) (29) (30) (32) (33) 収入事務について、より適切な事務処理が行われるよう改善されました。

(12) 再度確認を行うことにより、証紙消印を含めてより正確に事務処理が行われるようになりました。

(16) (20) (21) (23) 各種規定や事務取扱要綱等、遵守すべき規定を確認し、チェックを強化することで適切な事務処理が行われるよう改善されました。

(27) 平成 22 年度はすべて、納期限内に納付されています。

平成 23 年度以降（取組予定等）

ワーキンググループによる取組の結果、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、出納局に対して「出納局ポータルサイトの充実」「新任会計事務職員への重点的な支援」などを要請し、現行における各所属の要望を受けた相談・支援に加えて、会計事務を担当する職員の習熟度に対応した O J T（職場内研修）研修を含め、必要に応じた支援の充実を図っていきます。

(1) (5) (8) (14) (31) 今後も再発防止に向けて、チェックの継続と校内の情報共有に努めていきます。

(2) (6) (7) (9) (10) (13) (28) 現金を受領した場合は、速やかに適切な収納処理を行うとともに、時間外における処理についても十分か確認のうえ行うよう努めていきます。

(3) (11) 引き続き毎月ごとの納付を周知するほか、未収金の確認回数を増やし、未納者が早期の納付と期限内納付の遵守について理解するよう努めていきます。また、年度初めに利用団体へ期限内納付についてのお知らせを行うなどの方策についても検討していきます。

(4) (15) (17) (18) (19) (22) (24) (25) (26) (29) (30) (32) (33) 引き続き財務会計システム及び現金受入複数名によるチェック・確認を徹底し、適切な事務処理を行うよう努めていきます。

(12) 今後も、事務処理後の確認を徹底していきます。

(16) (20) (21) (23) 引き続き複数によるチェックを行い適切な事務処理に努めるとともに、担当の教職員とも連携を密にし、より円滑に事務が処理できるよう努めていきます。

(27) 毎月収納状況を確認し、収納未済となっている債務者に対し督促を行っていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 業務委託

- (1) 【三重県教職員人事管理システム仕様変更業務委託】 (教育支援分野)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (2) 【教員免許管理システム運営管理業務委託】 (教育支援分野)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (3) 【県立学校児童生徒健康診断心臓検診及び学校健康状態調査事業委託】 (学校教育分野)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (4) 【栄養教諭を中核とした食育推進事業委託】 (学校教育分野)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (5) 【就学支援等に関する研修支援事業業務委託】 (学校教育分野)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (6) 【平成 21 年度競技力向上特別事業委託】 (社会教育・スポーツ分野)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (7) 【桑名西高等学校消防用設備等点検・報告業務委託】 (桑名西高等学校)
請求書の相手方住所や職氏名が契約書記載のものと異なっていた。
- (8) 【一般廃棄物の収集及び運搬委託】 (桑名西高等学校)
契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。
- (9) 【桑名北高等学校管理普通教室棟耐震補強改修に伴う構内電話仮設業務委託】 (桑名北高等学校)
・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
・契約書、仕様書に定める業務完了報告書、現場代理人、着工及び竣工の届出が徴取されていなかった。
- (10) 【防火・排煙設備点検及び不良箇所調査業務委託】 (桑名北高等学校)
契約書に定める業務完了報告書が徴取されていなかった。
- (11) 【消防用設備等点検業務】 (桑名工業高等学校)
契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。
- (12) 【2 棟エレベーター点検保守業務委託】 (亀山高等学校)
執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (13) 【消防用設備点検・保守業務委託】 (亀山高等学校)
予定価格が誤って記載されていた。
- (14) 【一般廃棄物収集運搬処理委託業務】 (亀山高等学校)
契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。
- (15) 【廃棄物収集及び処理業務委託】 (津工業高等学校)
・契約書に契約金額の記載がされていなかった。
・予定価格の積算根拠が明確となっていない。
- (16) 【浄化槽及び汚水処理装置の維持管理委託】 (津工業高等学校)
予定価格の積算根拠が明確となっていない。
- (17) 【一般廃棄物収集運搬等業務委託】 (みえ夢学園高等学校)
・契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。
・仕様書に基づく産業廃棄物処理にかかるマニフェストが受託者から交付されていなかった。
- (18) 【理科の廃薬品・廃液処理の委託】 (白山高等学校)
随意契約理由が具体的に記載されていなかった。
- (19) 【学籍ソフトのカスタマイズ等の委託にかかる契約】 (白山高等学校)
委託業務完成時に、委託業者から完成報告書を徴取していない。
- (20) 【一般廃棄物、産業廃棄物収集運搬処分業務委託】 (松阪高等学校)
・予定価格の積算根拠が明確となっていない。
・契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかった。
- (21) 【消防用設備等点検・報告業務委託】 (松阪工業高等学校)

- 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。
- (22) 【浄化槽維持管理委託】 (松阪商業高等学校)
 契約準備行為を行っているが、見積通知に「落札決定の効果は、予算執行時において生じる。」旨の条件が記載されていなかった。
- (23) 【学校用地測量業務】 (相可高等学校)
 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (24) 【浄化槽清掃・保守点検業務委託】 (宮川高等学校)
 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
 ・予定価格が設定されていなかった。
- (25) 【廃棄物処理業務委託】 (宮川高等学校)
 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (26) 【学校医に関する業務にかかる委託契約】 (昴学園高等学校)
 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
 ・随意契約の理由が記載されていなかった。
- (27) 【快刀乱麻のメンテナンス業務及びこれに付帯する業務委託契約】 (昴学園高等学校)
 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (28) 【平成21年度 介護福祉系列の授業科目「社会福祉実習」に伴う校外実習】 (昴学園高等学校)
 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (29) 【県立学校消防用設備等・報告業務】 (宇治山田高等学校)
 契約書に定める実施責任者の設置について、書面で提出されていなかった。
- (30) 【消防用設備等点検・報告委託業務】 (明野高等学校)
 ・電子入札の条件として、落札候補者には必要な技術者の資格確認の書類の提出を求めているが、提出されていた書類は、下請（予定）業者の技術者のものであった。
 ・再委託について書面による承認をしていなかった。
- (31) 【合併浄化槽維持管理業務（度会校舎）】 (南伊勢高等学校)
 業者作成の仕様書を契約書に添付しているが、事務処理の経緯が不明確であった。
- (32) 【合併浄化槽維持管理業務】 (鳥羽高等学校)
 ・業者からの入札書の提出期間に誤りがあった。
 ・当初委託仕様書の水質検査項目等に記載もれがあり、契約変更を行っていた。
- (33) 【エレベータ保守点検業務委託】 (鳥羽高等学校)
 業者からの見積書の提出時期に誤りがあった。
- (34) 【電話設備保守点検】 (水産高等学校)
 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
 ・契約準備行為の旨の記述が執行伺起案に記載されていなかった。
 ・契約事務において、業務委託内容の仕様書が作成されておらず、見積書提出期限の記述もなく、見積書提出依頼文書もなかった。
- (35) 【消防用設備点検・報告委託業務】 (水産高等学校)
 契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。
- (36) 【レクリエーション講座実技指導及び講義業務委託】 (あけぼの学園高等学校)
 予定価格が記録されていなかった。
- (37) 【成績管理システムソフトウェア保守業務委託】 (尾鷲高等学校)
 ・執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
 ・契約書に個人情報の保護に関する事項が添付されていなかった。
- (38) 【福祉実習委託】 (尾鷲高等学校)
 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。
- (39) 【消防用設備等点検・報告業務委託】 (木本高等学校)
 契約書に定める委託業務履行確認書が受託業者あて交付されていなかった。
- (40) 【2学年修学旅行（引率教員分）入場料取り扱い委託】 (木本高等学校)
 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
- (41) 【中継ポンプ槽及び分離槽清掃】 (盲学校)
 「執行伺い」と「契約締結伺い」とで、記載されている随意契約理由にかかる適用条号が相違していた。
- (42) 【昇降機（エレベーター）保守点検業務委託】 (度会特別支援学校)

執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかった。
(43)【平成21年度「青少年劇場小公演」実施委託契約】
随意契約の理由が具体的に記載されていなかった。

(東紀州くろしお学園)

講じた措置

平成22年度

1 実施した取組内容

平成22年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成22年10月25日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。

教育委員会事務局における取組としては、平成22年4月8日に学校から異動し会計事務の経験がない教員籍の職員向け会計実務研修を、また、平成23年2月21、22日に出納局職員を講師とした契約事務担当者向けの会計事務研修を実施したほか、出納局による支出後検査で指導のあった事項について該当所属を含めた事務局内に対し、以後の事務処理において適切な執行に努めるよう周知するなど、会計実務のレベルアップに取り組んでいます。また、業務委託において、出納局が実施する事前検査の対象案件のうち、当該検査を受けずに契約締結を行った案件が散見されたことを受けて、事前検査の制度やその対象案件に関する認識が十分でないと考えられることから、事前検査を徹底するよう契約事務に携わる職員に対して再度周知を図りました。また、事前検査の対象で検査を受けていなかった案件について、事後であっても出納局のチェックを受けて、指導事項がある場合は今後の契約事務の参考とするよう努めました。

一方、県立学校においては、自主的な取り組みとして学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループを平成22年度に計8回開催し、学校における会計事務の問題点と改善について検討を進めました。具体的な取組は次のとおりです。

内部牽制の充実及び指導監督の徹底を図るためにチェックを強化するという観点から、県立学校の事務長向け会計事務勉強会を県内6地区（北勢、中勢、松阪、伊勢、伊賀、紀州）において計7回開催し、対象者71名のうち66名が出席しました（出席率93%）。勉強会では出納局職員をアドバイザーとして招き、出納検査や定期監査における指導事項の内容や会計事務におけるチェックポイントを説明するとともに、他校における事例の共有や共通する課題の整理なども行いました。

また、県立学校事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を充実するため、自主的な取組として事務職員の有志により立ち上げた「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」を県庁内の統合サーバーに移設し、プロジェクトメンバーを募って運営体制の強化及び内容の充実を図りました。

業務委託を含む契約事務について、起案文における誤りが多く見受けられることから、総合文書管理システムにテンプレート（定型書式）機能が追加されることに着目し、事務提要ウィキのプロジェクトメンバー及び事務局職員が作成した起案文例を事前登録することで、より多くの県立学校事務職員が活用して適切な事務処理を行うための環境づくりに努めました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- ① 執行伺い決裁後の出納局事前検査を受けていなかったことについては、事前検査を含めた契約事務の流れについて再度確認を行うとともに、契約事務に携わる職員に対して改めて周知徹底を図りました。再発防止のため、契約事務を計画的に実施し複数の職員で的確に確認するなどチェック機能の強化に努めました。
- ② 契約書に個人情報の適正管理に関する条項がなかったことについては、委託契約で個人情報の保護に関する事項の記載が必要な案件であるかの見極めが難しく、統一した取扱いが求められる状況が続いていました。平成22年12月24日付けで生活・文化部長から個人情報取扱事務を外部委託する際の講ずべき措置について通知されたことを受けて、教育委員会においても平成23年1月7日付けで個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託する際には、「三重県個人情報取扱事務委託基準」に基づき、適正な措置を講じるよう通知しました。また、個人情報取扱事務以外の委託についても、業務における守秘義務等の適正な措置を講じるよう併せて通知しました。
- ③ 契約書や仕様書に定める書類が徴取されていなかったことや、受託業者に交付されていなかったことについては、職員の会計知識が不足していたことや所属内のチェックが不十分であったことに

起因するため、会計事務に関する研修会に積極的に参加するなどして会計知識の向上を図るとともに、契約書の条項・仕様書を遵守し、委託業務契約を遂行するために必要な書類を徴取・交付するようチェックの強化に努めました。

- ④ 予定価格の積算根拠が明確となっていなかったことについては、明確な根拠をもって適切な予定価格を算定するよう改善を図りました。

また、予定価格が未設定、または誤って記載されていたことについては、契約締結に至るまでの確認を徹底し、会計規則及び運用方針を遵守して適切な契約事務を行うよう努めました。

- ⑤ 随意契約の理由が未記載、または具体的に記載されていなかったこと、執行伺いと契約締結伺いにおける適用条号が相違していたことについては、随意契約理由を含む契約事務の内容について、複数による確認を徹底して適切に記載するよう改善を図りました。
- ⑥ 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかったことについては、履行確認書の作成を省略できる契約において誤りが多く見られることから、支出の前提となる履行確認の重要性を再認識するなど、会計知識の向上に努めるとともに、検査結果が確実に記録されるよう、決裁におけるより一層のチェックの徹底を図りました。
- ⑦ 入札・見積及び契約に関する書類の誤りについては、事務処理における確認が不十分であったことが原因であるため、必要な事項は正しく記載することや、執行伺いから契約に至る事務処理について遺漏がないか複数名によるチェックを的確に行い、再発を防止することに取り組みました。

2 取組の成果

学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループによる取組の結果、県立学校事務長の会計事務に潜在するリスク管理への認識が深まり、チェック強化について一定の効果がありました。

- ① 検査要領に基づき、執行伺いの決裁後に出納局の事前検査を受けるよう確認を行い、適正な事務処理に努めるよう、職員の意識の向上が図れました。
- ② 個人情報取扱事務を外部委託する際には、適正な措置を講じるよう改善されました。
- ③ 契約書や仕様書に定める徴取や交付が必要な書類については、適切に処理するよう改善されました。
- ④ 予定価格の設定については適切な算定を行い、より一層確認のうえ事務処理が行うよう改善されました。
- ⑤ 随意契約理由の記載にあたっては、具体的な理由を含めて適切に処理することができました。
- ⑥ 契約の履行完了時の検査結果を適切に記録するよう、確認の徹底が図れました。
- ⑦ 執行伺いから入札（見積）、契約に至る事務処理について、各段階でのチェックを徹底し、会計規則等の規定を遵守するよう改善されました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

平成 23 年度以降も、契約及び支出に関する事務について適切な事務処理に努めるとともに、学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループによる取組の成果を受けて、事務局と県立学校が連携してより一層会計事務をレベルアップさせるための環境づくりに取り組んでいきます。

ワーキンググループによる取組の結果、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、出納局に対して「出納局ポータルサイトの充実」「新任会計事務職員への重点的な支援」などを要請し、現行における各所属の要望を受けた相談・支援に加えて、会計事務を担当する職員の習熟度に対応した OJT（職場内研修）研修を含め、必要に応じた支援の充実を図っていきます。

- ① 引き続き、事前検査対象となる案件を正確に認識し、執行伺いの決裁後において速やかに検査を受け、適切な事務処理の確保に努めていきます。
- ② 業務委託の契約については、個人情報取扱事務の可能性を勘案し、必要な場合は個人情報の保護に関する事項を契約書に明記していくなど事務を的確に執行していきます。
- ③ 契約書や仕様書の内容を正確に認識し、書類の徴取や交付にもれや誤りがないよう留意して事務処理に努めていきます。
- ④ 引き続き、予定価格の根拠となる積算を明確にするよう努めるとともに、予定価格の設定において適切な処理の徹底を図っていきます。
- ⑤ 引き続き、随意契約理由をより明確に記載するよう取り組みます。
- ⑥ 今後も、契約における履行確認を適切に行い、検査結果を正確に記録するよう努めていきます。
- ⑦ 必要な確認を怠らないよう注意し、適切な事務処理に努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>イ 補助金等</p> <p>(1) 【夜間定時制高等学校夜食費補助金】 (亀山高等学校) 交付先の「亀山高等学校給食会」の会則がなく、団体としての体制に不備があった。</p> <p>(2) 【夜間定時制高等学校夜食費補助金】 (みえ夢学園高等学校) ・実績報告書が期日までに提出されていなかった。 ・額の確定前に精算払いを行っていた。</p> <p>(3) 【夜間定時制高等学校夜食費補助金】 (松阪工業高等学校) 交付申請、交付決定、実績報告、額の確定がすべて同日になっていた。</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 22 年 10 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適切な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。</p> <p>定時制課程を設置する県立高等学校に対しては、平成 22 年 4 月 13 日の定通教頭会及び 5 月 6 日の定通校長会において、夜食費補助事業に係る適正な事務処理の徹底について周知を図りました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1) について 会則を作成し、団体としての適正な体制整備を行いました。</p> <p>(2) 及び(3) について 「夜間定時制高等学校夜食費補助金事業実施要領」に基づき、適切な事務処理に努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>指摘のあった未作成の書類については作成されるなど、いずれの学校においてもより適正な事務処理が行われるよう改善されました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>夜食費補助事業にかかる事務について、「夜間定時制高等学校夜食費補助金実施要領」に基づき、今後も適切な事務処理に努めていきます。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(2) 支出に関する事務

業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ウ 旅費

- (1) 【先進地視察】 (桑名西高等学校)
 ・自宅から駅までの経路が旅費請求内訳書に記載されていなかった。
 ・旅費の支給誤りがあった。(2件)
 ・復命書の記載が不十分であった。
- (2) 【第12回全国環境学習フェア】 (桑名西高等学校)
 旅費請求書に航空運賃の支払額を確認できる書類が添付されていなかった。
- (3) 【第57回全工協研究協議会北海道大会】 (桑名工業高等学校)
 ・旅行命令と実際の行程が一致していなかった。
 ・復命書の記載が不十分であった。
- (4) 【第14回全国高等学校総合学科教育研究大会】 (いなべ総合学園高等学校)
 旅費の支給誤りがあった。
- (5) 【第2回全国高等学校情報教育研究大会】 (いなべ総合学園高等学校)
 復命書の記載が不十分であった。
- (6) 【赴任旅費】 (いなべ総合学園高等学校)
 旅費の支給誤りがあった。
- (7) 【工業教員の技術向上のための講習講座(土木)】 (四日市中央工業高等学校)
 公務出張に使用する自家用車使用届出書が提出されていなかった。
- (8) 【企業訪問】 (四日市中央工業高等学校)
 公務出張に使用する自家用車使用届出書が提出されていなかった。
- (9) 【インターンシップ巡回】 (四日市中央工業高等学校)
 公務出張に使用する自家用車使用届出書が提出されていなかった。
- (10) 【ALT派遣】 (白子高等学校)
 旅行命令を受けた発着地と実際の発着地が異なっていた。
- (11) 【第40回日本吹奏楽指導者クリニック】 (白子高等学校)
 精算時のシステムへの入力誤りによる旅費の支給誤りがあった。
- (12) 【平成21年度子どもの体力向上指導者養成研修】 (津高等学校)
 事前に旅行命令権者の有料道路、駐車場利用料金の承認が得られていなかった。
- (13) 【平成21年度全国福祉高等学校長会第15回総会・研究協議会、福祉担当教員等研究協議会】 (みえ夢学園高等学校)
 復命書の記載が不十分であった。
- (14) 【第37回全国理数科教育研究大会】 (松阪高等学校)
 最も経済的な経路による行程となっていなかった。
- (15) 【第31回東海地区高等学校商業実務総合競技大会】 (松阪商業高等学校)
 旅行命令権者の「自家用車等による児童・生徒の輸送申請書」の承認が得られていなかった。
- (16) 【園芸福祉に関する研修】 (相可高等学校)
 ・事前に旅行命令権者に通常の経路以外の方法の特別承認が得られていなかった。
 ・復命書の記載が不十分であった。
- (17) 【全国校長会教育課程研究協議会】 (宮川高等学校)
 旅費の支給誤りがあった。
- (18) 【スクールカウンセラー連絡会議】 (宇治山田高等学校)
 公務出張に使用する自家用車使用届出書が提出されていなかった。
- (19) 【駿台予備校夏期教育研究セミナー】 (宇治山田高等学校)
 概算旅費の復命精算が遅延していた。
- (20) 【第34回全日本高等学校書道教育研究会埼玉大会】 (宇治山田高等学校)
 旅行命令書の用務先に記載もれがあった。
- (21) 【全国高等学校農場協会近東支部大会、近畿・東海地区高等学校農業教育研究大会】

- (明野高等学校)
出張用務の内容や必要性、参加の是非や参加人数を十分検討せず出張を行っていた。
- (22)【第 60 回近畿高等学校家庭科研究大会】 (明野高等学校)
復命書の記載が不十分であった。
- (23)【第 48 回学校体育研究大会】 (尾鷲高等学校)
最も経済的な経路による行程となっていなかった。

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

平成 22 年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 22 年 10 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認したとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、引き続き適正な事務処理に努めるよう周知しました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) (2) (4) (6) (11) (17) 旅費の支給誤りについては、過払い分は速やかに歳出戻入の処理を行うとともに、未払い分は追給の処理を行いました。また、航空運賃など実費額が支給される場合は、確認できる書類を添付するよう十分に留意し、職員に対しては旅費請求に関する意識を高めるため、旅費制度の内容について周知徹底を図りました。
- (1) (20) 旅費請求内訳書及び旅行命令書に記載もれがあったことについては、システム入力について、すべての用務地や正しい経路を入力するよう周知徹底しました。
- (1) (3) (5) (13) (16) (22) 復命書の記載が不十分であったことについては、復命書の記載について職員会議等で校内に周知を図り、不十分なものについては業務の内容や所感等の記載や関係資料を添付するよう個別に指導を行うなど、適切な事務処理が行われるよう取り組みました。
- (3) (10) 旅行命令と実際の行程の不一致、旅行命令の発着地と実際の発着地が異なっていたことについては、旅行者の旅行命令に対する認識が不十分であったことに起因するため、再発防止のため入力方法・旅費制度等を改めて指導しました。
- (7) (8) (9) (18) 公務出張に使用する自家用車使用届出書が所属長に提出されていなかったことについては、「自家用車による出張の承認等に関する基準」には年度ごとに改めて承認を受けることとされているが前年度以前に承認されたものから車種変更等がなければ引き続き承認されているものと誤って認識していたものです。このため職員全員分の届出書を点検し、前年度の提出しかなない者は届出書を提出させました。
- (12) (15) (16) 事前に旅行命令権者の承認が必要な事項については、旅行命令時に旅行行程や特別承認等について充分確認を行い、適正な事務処理を行うよう努めました。
- (14) (23) 県外出張先での乗り換えについて、複数経路が考えられる事案でありましたが、最も経済的な通常の経路を選択せずに旅費の支給を受けていたため、適切な経路により再計算し、戻入を行いました。
平成 22 年度から総務事務システムで旅費の精算請求が行われていますが、旅費請求は最も経済的な経路による精算が原則であることを周知徹底するとともに、事務職員による入力支援等を行い、再発防止に努めています。
- (19) 旅行者と旅費担当者の両者が復命精算は完了したものの思い込みにより発生した事案であるため、旅行前と旅行後に、復命精算速やかに行うよう注意喚起を行いました。
- (21) 当該出張については過去の慣例により参加していたため、必要性を再検討しました。

2 取組の成果

- (1) (2) (4) (6) (11) (17) 職員の旅費支出に対する責任意識が高まり、請求誤りによる戻入の事例は発生していません。また、旅費請求書に添付すべき書類について、不備や疑問点がある場合は総務事務室が確認を行い、修正や追加提出等の処理を適切に行ったうえで旅費の支払が行われています。
- (1) (20) 旅費請求については総務事務システムによる処理に移行し、請求額に対する疑問点等があれば、その都度照会があり支払前に確認、対処が図られています。また、旅行命令の用務先をすべて記載することにより、旅行経路が明確になり出張状況を十分に把握することができるようになりました。

- (3) (4) (13) (16) (22) 復命書の記載内容や添付資料について、適切に処理されるとともに、職員間の情報共有の促進にも役立つなど、意識の向上も図ることができました。
- (3) (10) 平成 22 年度から総務事務システムが稼働したことにより、入力が適切に行われるよう、職員の意識が向上しました。
- (7) (8) (9) (18) 受検年度(H21)分においては、自家用車を公務出張に使用する者全員分の届出書が整理されました。平成 22 年度からは総務事務システムが稼働し、自家用車使用に際してはシステム登録が必須となり、登録後直ちに届出書を提出するよう職員に周知したため、対象者全員分の届出書が提出されています。
- (12) (15) (16) 必要な事項が承認され、旅費事務が適切に処理されました。
- (14) (23) 適切な旅費精算が行われるように改善しました。また、平成 22 年度から総務事務室で旅費審査が行われることも関連し、職員の旅費事務への関心が高まりました。
- (19) 同様の復命精算の遅延は発生していません。
- (21) 必要最小限の参加者とするとともに、参加者はそれぞれ別の分科会に参加するよう見直しを行いました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) (2) (4) (6) (11) (17) 引き続き、総務事務室と連携を図りながら旅費の適切な支出に努めていきます。
- (1) (20) 今後も、旅行命令及び旅費請求に関するシステム入力を適切に行うよう周知していきます。
- (3) (4) (13) (16) (22) 引き続き復命書の内容については詳細に記載するよう、職員に対して周知徹底を図っていきます。
- (3) (10) 総務事務システムでの入力が定着しつつありますが、入力方法、旅費制度等について正しく認識するように努めていきます。
- (7) (8) (9) (18) 今後も、年度初めての自家用車使用出張の際に行う総務事務システム登録時に出力される届出書を、確認書類とあわせて直ちに事務室担当者に提出させ、承認を行うことを徹底していきます。
- (12) (15) (16) 引き続き、旅行命令の際は旅行行程や内容等のチェックを行い適正に執行されるよう取り組みます。
- (14) (23) 今後も、旅費について服務（命令・復命）を中心に周知を徹底するとともに、総務事務システムにおける精算について入力支援や情報提供等を行っていきます。
- (19) 引き続き、旅行後は速やかに復命精算するよう周知していきます。
- (21) 出張については、その必要性に鑑み、最小限の人数とするよう努めていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>エ 物品等購入</p> <p>(1) 予定価格の積算根拠が明確となっていなかった。 (桑名西高等学校)</p> <p>(2) 年度末の消耗品購入において、早期に計画調整を行わなかったため入札を行えず、見積合せを実施しているものが一部あった。 (四日市商業高等学校)</p> <p>(3) 年度末に集中して物品購入を行っていた。 (亀山高等学校)</p> <p>(4) 支出負担行為日を遡って処理していた。 (松阪高等学校)</p> <p>(5) 年度末に集中して物品購入を行っていた。 (宇治山田高等学校)</p> <p>(6) 支出負担行為日を遡って処理していた。 (伊勢工業高等学校)</p> <p>(7) 契約事務（物件関係）に係る事業者選定取扱要領に基づくローテーション表が作成されていなかった。 (木本高等学校)</p> <p>(8) 支出負担行為日を遡って処理していた。 (紀南高等学校)</p> <p>(9) 校舎等の修繕について、比較的短期間に複数件数を同一の事業者に発注している例が見られた。 (紀南高等学校)</p> <p>(10) 支出負担行為日を遡って処理していた。 (埋蔵文化財センター)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成 22 年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 22 年 10 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。</p> <p>一方、県立学校においては、自主的な取り組みとして学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループを平成 22 年度に計 8 回開催し、学校における会計事務の問題点と改善について検討を進めました。具体的な取組は次のとおりです。</p> <p>内部牽制の充実及び指導監督の徹底を図るためにチェックを強化するという観点から、県立学校の事務長向け会計事務勉強会を県内 6 地区（北勢、中勢、松阪、伊勢、伊賀、紀州）において計 7 回開催し、対象者 71 名のうち 66 名が出席しました（出席率 93%）。勉強会では出納局職員をアドバイザーとして招き、出納検査や定期監査における指導事項の内容や会計事務におけるチェックポイントを説明するとともに、他校における事例の共有や共通する課題の整理なども行いました。</p> <p>さらに、県立学校事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を充実するため、自主的な取組として事務職員の有志により立ち上げた「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」を県庁内の統合サーバーに移設し、プロジェクトメンバーを募って運営体制の強化及び内容の充実を図りました。</p> <p>物品購入を含む契約事務について、起案文における誤りが多く見受けられることから、総合文書管理システムにテンプレート（定型書式）機能が追加されることに着目し、事務提要ウィキのプロジェクトメンバー及び事務局職員が作成した起案文例を事前登録することで、より多くの県立学校事務職員が活用して適切な事務処理を行うための環境づくりに努めました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>① 予定価格の積算根拠が明確でなかった案件については、起案から決裁に至る段階での見落としや不注意に起因するものであることから、各段階でのチェックを徹底し、予定価格の設定の根拠となる積算が適正に行われるよう努めました。</p> <p>② 年度末の消耗品購入において、早期に計画調整を行わなかったために入札を行えず、見積合せをしたものが一部あったことについては、物品が必要となる時期を早期に把握するとともに、年度末</p>

までの発注目標を策定し（2月末までに90%以上）、物品購入が年度末に集中することなく適正な契約事務を行うよう努めました。

- ③ 年度末に集中して物品購入を行っていたことについては、年度当初から校内における購入要望をとりまとめ、計画的な購入を行うよう努めました。
- ④ 支出負担行為日を遡って処理していたことについては、支出負担行為日に財務会計システムに入力した内容に誤りがあり、取消して再度入力したことが原因であるため、複数の職員によるチェックを徹底するよう取り組みました。また、複数の職員が支出事務を行う所属については、物品等購入の支出処理方法が統一されていなかったため、今年度から簡易伺を使用できるものは支出負担行為整理兼支出命令書により処理する方法に統一することにしました。
- ⑤ 契約事務（物件関係）にかかる事業者選定取扱要領に基づくローテーション表が作成されていなかったことについては、平成22年4月に制定された三重県少額物品・役務等調達基準（地域機関）に基づき、事業者選定ローテーション表を作成しました。
- ⑥ 校舎等の修繕において、比較的短期間に複数件数を同一の業者に発注していたことについては、平成22年度から緊急を要する理由があるものを除き、計画的に修繕を行い特定の業者に発注が集中しないよう努めました。

2 取組の成果

学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループによる取組の結果、県立学校事務長の会計事務に潜在するリスク管理への認識が深まり、チェック強化について一定の効果がありました。

- ① 予定価格の設定については、根拠となる積算を明確にするよう改善しました。
- ② 物品の購入について必要となる時期を把握し、発注が年度末に集中しないよう、適正な執行に留意しつつ発注目標の達成に努めているところです。（2月8日現在 約73%）
- ③ 購入の要望と必要性を的確に把握し、計画的に物品購入を行いました。
- ④ 財務会計システムにおける支出負担行為整理事務については、入力にあたって誤りがないよう留意し適切に処理しました。また、物品等購入の支出処理方法が統一されたことにより、適切な事務処理が行われるように改善しました。
- ⑤ 事業者選定ローテーション表を作成し、適正に事業者を選定して物品を購入するよう改善しました。
- ⑥ 同一の業者に発注が集中しないよう、計画的な修繕の執行に努めて適正な事業者選定を行いました。

平成23年度以降（取組予定等）

ワーキンググループによる取組の結果、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、出納局に対して「出納局ポータルサイトの充実」「新任会計事務職員への重点的な支援」などを要請し、現行における各所属の要望を受けた相談・支援に加えて、会計事務を担当する職員の習熟度に対応したOJT（職場内研修）研修を含め、必要に応じた支援の充実を図っていきます。

- ① 今後も、予定価格の設定については根拠となる積算内容を明確するよう努めていきます。
- ② 引き続き、物品の購入時期について早期に要望を把握し、適正な調達を行うよう取り組みます。
- ③ 引き続き、年度末に物品購入が集中しないよう、計画的な執行に努めていきます。
- ④ 支出負担行為整理事務については、今後も発注後速やかに財務会計システムに入力するよう努め、適切な整理事務が行われるよう取り組みます。
- ⑤ 事業者選定については、今後も三重県少額物品・役務等調達基準（地域機関）によるローテーション表に基づき適切に行っていきます。
- ⑥ 引き続き、校舎等の修繕については緊急を要する理由がある場合を除き、計画的に執行して適切な事業者選定を行うよう努めていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(3) 人件費

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 勤務地の異動に伴い年度途中で通勤届を変更しているが、異動後も前勤務地までの通勤手当（定期代・2ヶ月分）を誤って支給していた。 (教育支援分野)
- (2) スクールカウンセラーの報酬について、勤務実績報告に記載された勤務日・勤務時間数と出勤簿に押印された日時が一致していない事例があった。 (白子高等学校)
- (3) 通勤手当の通勤距離の測定が誤っていた。 (亀山高等学校)
- (4) 住居手当の認定誤りがあった。 (津高等学校)
- (5) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。 (津工業高等学校)
- (6) 通勤手当の通勤距離の測定が誤っていた。 (津工業高等学校)
- (7) 賃金の単価改正による計算誤りにより歳出戻入を行っていた。 (久居農林高等学校)
- (8) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。 (白山高等学校)
- (9) 特殊勤務手当が休暇取得日に支給されていた。 (松阪商業高等学校)
- (10) 扶養手当の戻入手続きが遅延していた。 (鳥羽高等学校)
- (11) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。 (水産高等学校)
- (12) 通勤手当の支給について、経済的かつ合理的な通勤経路に基づき支給されていない案件があった。 (あけぼの学園高等学校)
- (13) 通勤手当の認定誤りにより歳出戻入を行っていた。 (尾鷲高等学校)
- (14) 通勤手当の認定誤りにより追給を行っていた。 (尾鷲高等学校)
- (15) 通勤手当の認定に誤りがあった。 (盲学校)
- (16) 扶養手当の事後確認書類が添付されていなかった。 (城山特別支援学校)
- (17) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁がまとめて行われていた。 (西日野にじ学園)
- (18) 通勤手当の認定誤りにより歳出戻入を行っていた。 (西日野にじ学園)
- (19) 賃金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (西日野にじ学園)
- (20) 扶養手当の認定誤りにより歳出戻入を行っていた。 (東紀州くろしお学園)
- (21) 通勤手当の認定誤りによる歳出戻入を行っていた。 (東紀州くろしお学園)
- (22) 扶養手当の認定時書類が添付されていなかった。 (熊野少年自然の家)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

平成 22 年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 22 年 10 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

(1) 諸手当及び賃金の支払に関する事務処理誤り

平成 22 年度は基本的な事務処理が総務事務システムに移行したことにより、所属における認定等の事務処理はなくなりましたが、事案の多くが職員の誤った認識や処理の遅れに起因したものであることから、不明な点やシステムの操作については総務事務室やコールセンターへ確認を行うよう周知しました。

(2) スクールカウンセラーの勤務実績と出勤簿との不一致

当該校のカウンセラーは月に 2～3 回の来校で、時間数も相談の内容により毎回一定ではなく確認が不十分なまま、出勤簿の押印欄や時間を間違えて実績報告を行いました。報酬の支給額に誤りはありませんでしたが、カウンセラーに出勤簿と実績報告を確認するよう求めるとともに、支払担当も支出時に確認するように改善しました。

(3) 特殊勤務手当の特殊勤務実績簿の決裁

1ヶ月分をまとめてパソコンで作成していた事案がありました、手書きで毎日決裁を得るよう
に改善しました。特殊勤務手当は、平成22年4月から総務事務システムによる申請となり、必ず
申請のある度に電子決裁を行うこととなりました。

2 取組の成果

- (1) 人件費に関する事務処理全般について、教職員が適切に入力すること及び決裁におけるチェッ
クの重要性に関する認識が高まりました。
- (2) 平成22年度から出勤簿の処理は総務事務システムに移行しましたが、勤務実績と報告の内容が
一致するよう確認を行い、誤りがないよう改善されました。
- (3) 本人が総務事務システムを使って自己申請することになったため、システムの入力方法等をサ
ポートすることにより、申請誤りが少なくなるよう努めて、適正に処理されるようになりました。

平成23年度以降（取組予定等）

- (1) 諸手当の認定、事後確認、実績簿等の事務処理について、総務事務室と調整・協議を行い、教
職員が処理できる環境づくりを支援していきます。
- (2) 引き続き勤務実績と報告の内容について誤りのないよう確認していきます。
- (3) 総務事務システムによる処理について、教職員が適宜・適切な入力を行うとともに決裁時のチ
ェックを徹底するよう努めていきます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 財産管理状況

- (1) 菰野高等学校の学校用地の一部について、使用にかかる権利関係が未整理であり、さらに菰野町との確約書に基づく国有地の払い下げが履行されていない。(教育支援分野)
- (2) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が作成されていなかった。(教育支援分野)
- (3) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(桑名西高等学校)
- (4) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(四日市中央工業高等学校)
- (5) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(神戸高等学校)
- (6) 建物等の解体撤去された分について、公有財産台帳に計上されていなかった。(亀山高等学校)
- (7) 学校が把握している津市排水路にかかる占用面積と市の申請面積が異なっていた。(津工業高等学校)
- (8) 重要物品のうち使用されていないものがあつた。(津工業高等学校)
- (9) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が作成されていなかった。(みえ夢学園高等学校)
- (10) 破損したパソコン2台を在庫のまま保管していた。(松阪高等学校)
- (11) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が作成されていなかった。(松阪商業高等学校)
- (12) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(相可高等学校)
- (13) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が作成されていなかった。(昴学園高等学校)
- (14) 教育財産目的外使用許可にかかる手続きについて、使用料の免除理由が起案に明記されていなかった。(宇治山田高等学校)
- (15) 教育財産目的外使用にかかる自動販売機の光熱水費の請求先が使用許可者となっていなかった。(宇治山田高等学校)
- (16) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(宇治山田高等学校)
- (17) 重要物品のうち使用されていないものがあつた。(尾鷲高等学校)
- (18) 教育財産に係る定期報告が行われていなかった。(尾鷲高等学校)
- (19) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(木本高等学校)
- (20) 教育財産目的外使用許可にかかる建物使用料の算定誤りがあつた。(紀南高等学校)
- (21) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(盲学校)
- (22) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(埋蔵文化財センター)
- (23) 教育財産目的外使用許可にかかる公有財産使用許可(貸付)台帳が整理されていなかった。(熊野少年自然の家)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

平成 22 年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 22 年 10 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) 菰野高等学校の学校用地については、菰野町に対して、地権者からの用地取得の検討を進めるとともに、権利関係の明確化を図るよう働きかけを行いました。
- (6) (18) 公有財産台帳、定期報告書の一部に不備があったことについては、適切に整理、報告が行われるように事務処理に努めました。
- (2) (3) (4) (5) (7) (9) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (19) (21) (22) (23) 教育財産目的外許可関係の一部に不備があったことについては、財産管理について職員の理解を図り、適正な事務処理に努めました。
- (20) 教育財産の目的外使用許可に係る建物使用料算定誤りについては、再算定を行い相手方に通知しました。
- (8) (10) (17) 破損したパソコンは廃棄しました。また、使用しない重要物品は、物品の確認を行い、不用物品等の処分を進めていきます。

2 取組の成果

- (1) 菰野町は、当該用地を買い取ることについて、現在の財政状況から困難な状況であるとしています。
- (6) (18) 一部に不備のあった書類については作成され、適切な事務処理が行われるよう改善されました。
- (2) (3) (4) (5) (7) (9) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (19) (21) (22) (23) 未作成、一部不備のあった書類については作成され、適切な事務処理が行われるよう改善されました。
- (20) 建物使用料は納付され完納となりました。
- (8) (10) (17) 不用な物品はなくなりました。また、産業振興備品などの重要備品は、今後の使用を考慮し適切に対応していきます。

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) 菰野高等学校の学校用地について、無償での借り受け分は継続するとともに、地権者からの用地取得の検討及び地権者との権利関係の整理に向けて、菰野町と協議していきます。
- (6) (18) 台帳管理について、財産の異動に対応した適正な事務処理を行います。
- (2) (3) (4) (5) (7) (9) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (19) (20) (21) (22) (23) 財産管理等にかかる事務について、今後も職員の理解を図り、適切な事務処理に努めます。
- (8) (10) (17) 物品の管理状況について、定期的に確認・整理を行います。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

イ 金品亡失

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| (1) 公用車フロントガラスの損傷 (修理費 109,109 円) | (研修分野) |
| (2) パソコンの損傷 (修理費 73,500 円) | (桑名西高等学校) |
| (3) 校舎内トイレでの火災の発生 (修理費 92,400 円) | (いなべ総合学園高等学校) |
| (4) 溶解炉の損傷 (修理費 299,985 円) | (四日市工業高等学校) |
| (5) パソコンの損傷 (修理費 82,950 円) | (四日市商業高等学校) |
| (6) パソコンの損傷 (修理費 82,950 円) | (四日市商業高等学校) |
| (7) パソコンの損傷 (修理費 78,750 円) | (津高等学校) |
| (8) 公用車の損傷 (修理費 13,020 円) | (津西高等学校) |
| (9) パソコンの損傷 (修理費 78,750 円) | (松阪高等学校) |
| (10) パソコンの損傷 (修理費 76,650 円) | (相可高等学校) |
| (11) 公用車フロントガラスの破損 (修理費 48,800 円) | (宮川高等学校) |
| (12) パソコンの損傷 (修理費 21,000 円) | (上野高等学校) |
| (13) パソコンの損傷 (修理費 73,500 円) | (名張高等学校) |
| (14) パソコンの損傷 (修理費 21,000 円) | (木本高等学校) |
| (15) 公印の破損 (取得価格 6,300 円) | (稲葉特別支援学校) |
| (16) パソコンの損傷 (8台 修理費 575,400 円) | (書面監査 7校) |
| (17) 窓ガラスの破損 (4枚 修理費 53,855 円) | (書面監査 2校) |

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

金品の適正な管理については、かねてから注意喚起しているところですが、依然として金品亡失(損傷)が多数発生していることを踏まえて、平成 22 年 6 月 14 日付け文書により、改めて教育委員会事務局各所属及び県立学校あてに現金及び物品の適正な管理について指導監督を徹底し、職員の自覚を促すよう通知しました。

また、平成 22 年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成 22 年 10 月 25 日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。

なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。

- (1) 公用車の使用にあたっては日頃より交通安全意識の徹底を図るとともに、適正な使用に向けて一層の注意喚起を促しておりました。フロントガラスの損傷については、指定の駐車区画への駐車中に発生したものであり、事前の予見は困難であったと考えますが、出張先での公用車の駐車についてより一層注意するよう職員に促しました。
- (2) (5) (6) (7) (9) (10) (12) (13) (14) (16) パソコンの損傷については、職員の不注意により飲料をキーボード上にこぼしたり、ふた閉じの際にマウスを端末上に置いてあったことなどにより発生したものです。教職員に対しては、これまででもパソコンの管理及び周辺環境の整理に努め、飲料などこぼさないように注意喚起を行ってきましたが、依然として同様の事案が発生していることから、改めて職員会議等でパソコンの使用に当たっては常に細心の注意を払うとともに、机上の整理整頓を行うことなどを周知し、再発防止の徹底を図りました。
- (3) 校舎内トイレでの火災発生については、職員による見回りを強化するとともに、生徒に対し集会・防災訓練等の機会において防火意識を高める指導を行いました。また、職員に対し火元後始末の確認徹底を促しました。
- (4) 溶解炉の損傷については、実習中に炉内が高温になったことにより発生したものです。耐火

壁を修復し、電極と接合部が高温でも緩まないよう修繕を行いました。また、実習機器の取扱いを適正に行うよう、溶解炉を使用する全教職員が操作手順の再確認を行いました。

- (8) (11) 公用車の損傷については、臨時労務員の校内草刈り作業中に、草刈機回転刃による飛び石が公用車（軽四輪トラック）後部ガラスにあたり破損したものです。関係職員に注意喚起のうえ、車輛に関しては機具・資材等の運搬時でのガラス破損予防を含め、金網を取り付けるなど再発防止策を講じました。また、フロントガラスの破損については、案件発生時に職員会議、ガルーン等で注意喚起を行い、それ以降も他所属からの金品亡失の事案が周知されるたびに、同様の方法等で物品の管理について職員の注意が持続するように努めました。
- (15) 公印の破損については、職員の体が机上に置かれた公印箱に触れ、公印箱ごと落下して公印が損傷したもので、机横の通路幅が狭いことが原因と考えられます。そのため、事務室内を整理整頓するとともに、一定の通路幅が確保できるよう、職員の机配置を大幅に変更しました。
- (17) 窓ガラスの破損については、何者かが校内に侵入するために窓ガラスを割ったものと思われます。防犯対策を充実するため、被害のあった県立学校では窓ガラスや一般道からの出入口に防犯対策工事を施したほか、侵入感知式のブザーやセンサーライトの設置などに取り組みました。また、校長から教職員全員に対して、防犯意識の一層の向上を促すとともに、生徒に対しては部室の使用及び施錠確認の徹底（ドア・窓）と部室の施錠管理について周知徹底を図りました。同時に、貴重品や私物等の保管についても再度管理を徹底するよう指導しました。

2 取組の成果

- (1) 以後同様の事例は発生していません。
- (2) (5) (6) (7) (9) (10) (12) (13) (14) (16) パソコンを含めた物品の適正管理について、注意喚起と指導を行ってきた結果、当該校における職員の意識は向上していますが、平成 22 年度においても各県立学校で不注意によるパソコンの損傷事案が発生しています。このことから、平成 23 年 1 月 24 日の県立学校長会議において、パソコン損傷の防止と適正な管理に努めることについて、改めて教職員に周知徹底するよう通知しました。
- (3) 学校内で防火意識が高まり、以後火災に類する事案の発生は起こっていません。
- (4) 実習機器は操作手順に従い適正に取扱われており、支障なく実習が行われました。
- (8) (11) 日常的な意識が向上したことにより、以降の公用車の損傷はありません。
- (15) 取組の結果、余裕ある通路幅が確保できたとともに、併せて職場環境も改善した。
- (17) 防犯に関する取組により、部外者の侵入に対する物理的な抑止力と、教職員の防犯意識が高まりました。しかし、平成 22 年 10 月 17 日に格子を破壊され、窓ガラスを割り侵入された事案が発生しました。昨年の盗難被害を踏まえ、貴重品や私物等は鍵をかけて保管していたため被害はありませんでした。更なる取り組みとして、面格子復旧時にアングルを入れ補強するなど、外部からの侵入対策の充実に努めました。併せて、警察へ夜間等の安全パトロールの強化を依頼しました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) 引き続き県有財産の適正な管理・使用の徹底に努めます。
- (2) (5) (6) (7) (9) (10) (12) (13) (14) (16) 平成 23 年度以降も、不注意による損傷をなくしていくため、適正な物品管理を行うよう、随時、注意喚起を行うなどして周知していきます。物品の損傷等は注意意識が低下した時に生じることが多いため、今後も職員に対し「公費で購入した財産は適正な管理に行う必要がある」という意識を日頃から持つように高めていきます。特にパソコンの保管方法及び管理、取り扱いには十分注意を払うように、再発防止の徹底を図っていきます。
- (3) 引き続き防火啓発と見回り等の継続により、校内での防火体制の強化を図っていきます。
- (4) 実習機器の取扱いは操作手順に従い適正に行われるよう、機器を使用する教職員は実習の前に操作手順の再確認を行います。
- (8) (11) 今後も、公用車に限らず物品全般の適正管理について、管理職等から適時注意喚起を行っていきます。また、草刈作業時の飛び石対策として、作業時間の工夫、作業用セーフティネット等の調達にて安全対策の向上を図っていきます。
- (15) 引き続き整理整頓に努めていきます。
- (17) 設備面での防犯機能強化と、教職員の防犯意識向上に引き続き取り組んでいきます。

<p>監査の結果</p>
<p>2 財務等に関する意見</p> <p>(5) 事務管理体制</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 誤って県費で支出したことにより歳出戻入を行っていた。 (桑名北高等学校)</p> <p>(2) 消耗品費の二重払いにより歳出戻入を行っていた。 (四日市中央工業高等学校)</p> <p>(3) 公印使用について、起案文書の公印、校合欄に公印取扱主任者、校合者の認印がないものがあつた。 (四日市商業高等学校)</p> <p>(4) 負担金の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (四日市商業高等学校)</p> <p>(5) 報償費、旅費の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。 (北星高等学校)</p> <p>(6) 公印使用について、起案文書の「公印、校合」欄に公印取扱主任者、校合者の認印がないものがあつた。 (白子高等学校)</p> <p>(7) 起案文書に、決裁日、文書の日付が記載されていなかった。 (白子高等学校)</p> <p>(8) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (亀山高等学校)</p> <p>(9) 消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (津高等学校)</p> <p>(10) 使用料及び賃借料等の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (みえ夢学園高等学校)</p> <p>(11) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (白山高等学校)</p> <p>(12) 会計事務自己検査要綱に基づく、会計事務自己検査が1期分しか行われていなかった。 (宇治山田高等学校)</p> <p>(13) 光熱水費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (上野高等学校)</p> <p>(14) 光熱水費の支払方法の誤りにより歳出戻入を行っていた。 (名張桔梗丘高等学校)</p> <p>(15) 個人情報等が流出する事態が発生していた。 (西日野にじ学園)</p> <p>(16) 事務処理誤り等により歳出戻入を行っていた。 (書面監査15校)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>平成22年度定期監査結果報告については、各県立学校長及び地域機関の長あて平成22年10月25日付け文書により、監査の結果及び意見の指摘内容を確認了知するとともに、該当所属については、指摘事項の再発防止や改善などの措置を講じるよう通知しました。また、該当所属以外においても、監査結果における指摘を参考とし、引き続き適正な事務の執行、内部牽制の充実に努めるよう通知しました。</p> <p>一方、県立学校においては、自主的な取り組みとして学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループを平成22年度に計8回開催し、学校における会計事務の問題点と改善について検討を進めました。具体的な取組は次のとおりです。</p> <p>内部牽制の充実及び指導監督の徹底を図るためにチェックを強化するという観点から、県立学校の事務長向け会計事務勉強会を県内6地区（北勢、中勢、松阪、伊勢、伊賀、紀州）において計7回開催し、対象者71名のうち66名が出席しました（出席率93%）。勉強会では出納局職員をアドバイザーとして招き、出納検査や定期監査における指導事項の内容や会計事務におけるチェックポイントを説明していただくとともに、他校における事例の共有や共通する課題の整理なども行いました。</p> <p>さらに、県立学校事務職員に対する具体的な支援として、会計事務をはじめとした学校事務全般の情報共有を充実するため、自主的な取組として事務職員の有志により立ち上げた「事務提要ウィキ（職員が自由に編集を行い、自己の責任において情報を活用するイントラネット内サイト）」を県庁内の統合サーバーに移設し、プロジェクトメンバーを募って運営体制の強化及び内容の充実を図りました。</p> <p>なお、個別の監査結果に対する取組内容は次のとおりです。</p> <p>(1)(2)(4)(5)(8)(9)(10)(11)(13)(14)(16) 事務処理誤り等により歳出戻入を行っていたことについては、支払相手先や請求書の内容確認が不十分であったことや、県費負担に関する認識や支出金額の算定方法が誤っていたことなどによるものです。いずれの事案についても、会計規則等に定めるとおり歳出戻入の処理を行いましたが、今後、同様の事案が発生しないようチェック機</p>

能を強化するとともに、支出に関して必要な事項が経理担当者に伝達されるよう、校内における情報共有の徹底を図りました。

- (3) (6) (7) 起案文書の公印、校合欄に公印取扱主任者、校合者の認印がないまま公印を使用していたことについては、事務室内で公文書の取扱に関して確認が不十分であったことが原因であるため、公印の押印にかかる重要性を再度認識し、校合印、公印取扱主任者の認印がもれていないか確認の徹底を図りました。また、起案文書について総合文書管理システムで決裁日、文書の日付を登録したものの、起案文書に記載するのを失念して決裁日、文書の日付が記載していなかったため、起案文書における日付の確認を徹底することにしました。
- (12) 会計事務自己検査要綱遵守の徹底を図るとともに、未実施であった自己検査2期分を行いました。
- (15) 当該校の教諭宅に侵入盗の被害にあい、現金等とともに本校生徒の個人情報等の入ったハードディスクと印刷物が盗難されたため、生徒の個人情報等が流出する事態が発生しました。
このため、当該校において危機管理対応を行うとともに、次の再発防止措置の取組を行いました。
- ・全職員に対し、個人情報の取り扱い及び一元管理の方法について改めて周知徹底しました。
 - ・全職員、各分掌等において個人情報の管理状況を点検しました。
 - ・規程の遵守の徹底ならびに情報管理体制の見直しに努めるとともに、個人情報保護及び危機管理に関する研修を実施しました。

2 取組の成果

学校諸課題（会計事務適正化）にかかるワーキンググループによる取組の結果、県立学校事務長の会計事務に潜在するリスク管理への認識が深まり、チェック強化について一定の効果がありました。

- (1) (2) (4) (5) (8) (9) (10) (11) (13) (14) (16) 再発防止に向けた取組の結果、歳出入が発生する事態を未然に防止するとともに、事務職員と教員の連携が強化され、適切な事務処理が確保されるようになりました。
- (3) (6) (7) 公文書取扱事務の取扱いを再確認して、公印の押印、決裁日や文書の日付を含めた起案文書の処理にあたっては誤りがないよう改善しました。
- (12) 会計事務自己検査を要綱に定める時期に遅滞なく実施しました。
- (15) 個人情報保護及び危機管理に関する職員の意識が向上しました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

ワーキンググループによる取組の結果、県立学校には少人数により会計事務処理を行う所属が多く、きめ細かな支援が必要な状況にあることから、出納局に対して「出納局ポータルサイトの充実」「新任会計事務職員への重点的な支援」などを要請し、現行における各所属の要望を受けた相談・支援に加えて、会計事務を担当する職員の習熟度に対応したOJT（職場内研修）研修を含め、必要に応じた支援の充実を図っていきます。

- (1) (2) (4) (5) (8) (9) (10) (11) (13) (14) (16) 支出に係る事務について、今後も支出命令書を含めた事前チェック及び支出内容や債権者に関する情報共有を徹底し、適切な事務処理を図っていきます。
- (3) (6) (7) 起案文書についてはチェックを徹底するとともに、文書事務について研修をするなどの取り組みにより、より一層適切な事務処理に努めていきます。
- (12) 引き続き、会計事務自己検査要綱を遵守し、適切に自己検査を実施していきます。
- (15) 今後も、個人情報保護及び危機管理に関する職員の意識向上を図っていきます。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(6) 交通事故</p> <p>公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。</p> <p>(2) 人身事故 (負担割合：県 90%・相手 10%) (物損額 : 県 268,644 円・相手 892,500 円) (治療費等 : 県 0 円・相手 1,637,888 円) (昴学園高等学校)</p> <p>(2) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 0 円・相手 261,242 円) (明野高等学校)</p> <p>(3) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 0 円・相手 80,955 円) (明野高等学校)</p> <p>(4) 自損事故 (損害額 49,350 円) (明野高等学校)</p> <p>(5) 自損事故 (損害額 50,000 円) (埋蔵文化財センター)</p> <p>(6) 物損事故 (負担割合：県 100%・相手 0%) (物損額 : 県 31,500 円・相手 266,238 円) (熊野少年自然の家)</p>
<p>講じた措置</p> <p><u>平成 22 年度</u></p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 教職員の綱紀肅正及び服務規律の確保についての通知 (7 月、11 月) の中で、交通事故に対する注意喚起を呼びかけ、各校の研修会や職員会議等において全職員へ周知し、その徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>(2) 県立学校校長会議や教頭会議、市町等教育長会議において、交通事故の件数や事例をもとに、交通事故防止についてあらためて周知徹底を図ることを依頼しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 通知や事例紹介をもとに全職員で話し合う機会を持つことによって、安全意識が高揚したと思われる。</p>
<p><u>平成 23 年度以降 (取組予定等)</u></p> <p>本年度の取組内容を継続して実施し、機会あるごとに注意喚起することで職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図り、教育に対する県民の信頼を確保します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 支出に関する事務 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 旅費 旅費請求書に航空運賃の支払額を確認できる書類が添付されていなかった。</p> <p>(2) 事務管理体制 事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。 社会保険料の過払いにより歳出戻入を行っていた。 海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）事務局</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 経理担当者及び出納員が出納局主催の新任会計職員研修、会計事務説明会、出納員研修に参加し、会計事務に関する知識の習得に努めています。</p> <p>(2) 支出命令等の確認時には制度等を理解し、先入観を持つことなく確認するよう心がけています。</p> <p>2 取組の成果 今年度の支出において誤払いはありませんでした。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き会計事務に関する研修には積極的に参加し、会計事務に関する知識の習得に努めます。 ・支出命令等の確認には誤払い等が生じないように常に意識をもち確認していきます。

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等においては、債権回収マニュアルを定め、債権者の財産調査や長期滞納者への法的措置、債権回収の委託などに取り組んでいるが、今後さらに、債権分類を徹底し、個々の事案の状況に応じた対応方針を十分に検討、整理するとともに、弁済能力があると判断される場合については厳正な管理、回収に努められたい。 (警務部 会計課、交通部 交通指導課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>債権の分類毎に対応方針を整理し次のように行いました。</p> <p>【放置違反金】</p> <p>車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、督促状を発出し、放置違反金の納付を催促しました。</p> <p>督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を发出するとともに、専従班により電話又は車両使用者宅を訪問面接して納付の催促をしました。最終督促状によっても納付されない未納者に対し、専従班により滞納処分を行い強制徴収をしました。</p> <p>【弁償金】</p> <p>関係者に対し、電話による催促を複数回実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>放置違反金については、未済額のうち、平成 23 年 3 月末現在、5,942,000 円が納付され、収入未済額は 32,942,000 円となりました。</p> <p>弁償金については、現年度分 (48,607 円) については、平成 22 年 6 月に納入され収入未済額は、247,800 円となりました。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>【放置違反金】</p> <p>文書、電話、訪問等による催促をより強化するとともに、担当者による滞納処分を行い、収入未済額の減少及び発生の防止に努めます。</p> <p>【弁償金】</p> <p>今後も関係所属と連携を密にして、債務者等に対する働き掛けを継続して実施し、未収金の納付に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見] (収入未済)</p> <p>各部局等の債権回収にかかるノウハウを情報共有するなど、収入未済の収納促進に係る全庁的な仕組みづくりについて検討されたい。 (警務部 会計課、交通部 交通指導課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>収入(放置違反金)は、道路交通法に基づくものであるから、その性質上、全庁的な仕組みづくりが困難であるが、債権回収に関する会議等に参加し、他部局等の債権回収にかかるノウハウを吸収するとともに、警察本部内では、会計課・交通指導課を軸に債権回収の情報を共有し、債権を適正かつ確実に管理・回収することに努めました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>適正かつ確実な債権管理・回収を行うために必要となる基本的な法的知識から債権回収の実務まで、債権管理をテーマとした講演型法務研修に出席しました。</p> <p>また、放置違反金の対策については、全国的に取組が行われています。</p>
<p>平成 23 年度以降 (取組予定等)</p> <p>警察本部内における債権管理の情報共有と債権管理・回収に関する会議等に参加することはもとより、他部局との連携を図り、債権回収のノウハウについて情報交換を行い、収入未済に係る収納促進を図っていきます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>[共通意見]</p> <p>(公益法人制度改革)</p> <p>平成 20 年 12 月に公益法人制度改革三法が施行され、従前の公益法人は、施行日から 5 年間の移行期間内に一般社団（財団）法人になるか、公益社団（財団）法人になるかの選択が必要となっている。</p> <p>本県においては、22 年 4 月 30 日現在、2 法人が新制度に移行しているが、従前の公益法人が 274 団体存在していることから、今後これらの法人が円滑に新制度へ移行できるよう、制度の円滑な運用及び支援に努められたい。 (警務部 警務課)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公安委員会の所管する公益法人（特例民法法人）は 9 法人であり、各法人に対し、公益法人又は一般法人への移行に向けた指導等を行っています。平成 21 年度に 1 法人が公益社団法人に移行し、平成 23 年度に 1 法人が公益法人への移行を予定しています。</p> <p>残り 7 法人は、公益法人又は一般法人への移行申請に向け、準備を行っており、助言等を行っています。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>公安委員会の所管する公益法人（特例民法法人）9 法人のうち、1 法人は、既に公益社団法人に移行（平成 21 年度）しており、1 法人は、平成 23 年度から公益財団法人に移行する予定です。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>引き続き、公安委員会の所管する公益法人（特例民法法人）に対し、公益法人又は一般法人への移行に向けた指導等を実施し、迅速な移行を促進します。</p>

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (犯罪の抑止と検挙率の向上)</p> <p>(1) 平成 21 年の刑法犯認知件数は 25,540 件であり、第二次戦略計画の施策目標項目「刑法犯認知件数」の目標値 24,000 件であることから、その達成状況は 0.94 にとどまっている。 また、凶悪犯の検挙率についても、21 年は 70.8%と、前年と比べて 17.4 ポイント低下している。 このため、地域との連携を密にし、犯罪の抑止と検挙率の向上により一層取り組まれたい。 (生活安全部 生活安全企画課、刑事部 刑事企画課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 街頭活動の強化 制服警察官によるパトロールのほか、警笛を活用した指導・警告を積極的に実施するなど、街頭活動を強化するとともに、緊急雇用創出事業を活用して、警備員による顕示性のあるパトロール活動や広報啓発活動等を実施しました。</p> <p>(2) 防犯ボランティア活動の活性化と定着化 地域住民等による防犯ボランティア活動の活性化と定着化を図るため、新たに結成された、大学生等で構成される防犯ボランティア団体等と連携した防犯パトロール活動や広報啓発活動等を実施しました。</p> <p>(3) 企業等と連携した防犯ネットワークの構築 車上ねらいや、部品ねらい等、多発する自動車関連犯罪の被害防止を図るため、三重県自動車販売協会との間で、「「大事なクルマをまもろう！運動」推進の店に関する協定」を締結したほか、警察官を騙るオレオレ詐欺等が発生した場合に、金融機関との間の迅速な情報共有により被害を防止する、「振り込め詐欺金融機関即応ネットワーク」を構築しました。</p> <p>(4) 犯罪抑止バトンリレーの実施 警察署をブロック別に分け、「みんなでつなGO！地域の絆」をスローガンに、期間を定めてリレー形式で、犯罪抑止のための広報啓発活動等に集中的に取り組む「犯罪抑止バトンリレー」を実施するとともに、市町長に対し、生活安全部長及び管轄警察署長連名の書簡を手交し、自治体と連携した取組みを促進しました。</p> <p>(5) 捜査支援システムの整備 県民しあわせプラン第二次戦略計画における重点事業の一つとなる捜査支援システムの整備事業において、平成 22 年度中、新規に 2 基の整備を計画し、警察活動基盤の強化を図りました。</p> <p>(6) 刑事指導室の新設及び捜査技能伝承官の運用 大量退職期を迎え、多くのベテラン捜査員が退職し、経験が少ない若手捜査員が増加している現状から、様々の技能やノウハウを若手捜査員に伝承し、捜査能力向上を図るために、刑事企画課に刑事指導室を新設し、再任用警察官による現場指導係を運用して警察活動基盤の強化を図りました。 また、再任用警察官以外にも、退職したベテラン捜査員 2 名を捜査技能伝承官として任用し、捜査技能・手法の伝承を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 制服警察官や、緊急雇用創出事業を活用した警備員による街頭活動を強化したほか、防犯ボランティア団体等地域との連携を密にした対策を強化したところ、平成 22 年中の刑法犯認知件数は、23,425 件と、前年比で 2,115 件（約 8.3%）減少しました。その結果、第二次戦略計画の施策目標項目「刑法犯認知件数」の目標値 24,000 件以下を達成することができました</p> <p>(2) 捜査支援システムを平成 21 年度当初予算で 2 基の整備を行ったほか、刑事指導室の新設や捜査技能伝承官等のベテラン捜査員等による伝承教養、実戦的総合訓練、実戦塾等の実施により、若手警察官を始めとした警察官の捜査技能・知識の向上、現場執行力等の向上など警察活動基盤の強化を図ったところ、平成 22 年中の刑法犯検挙率は 27.7%であり、前年と比べ 1.8 ポイント増加しま</p>

した。

特に、平成 22 年中の凶悪犯検挙率は 80.7%で、前年と比べ 9.9 ポイント増加し、県民しあわせプラン第二次戦略計画で示した目標数値 80%以上を達成しました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

- (1) 平成 23 年街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進
管内の犯罪発生状況をきめ細かく分析した上で、街頭犯罪及び侵入犯罪を抑止するための警察活動を強化するとともに、情報発信活動等各種支援を積極的に推進し、地域住民等による自主的な防犯活動の定着を図ります。
- (2) 緊急雇用創出事業を活用した「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」の実施
地域住民の安全・安心を図るため、警備業者に委託し、青色回転灯を装備した車両による防犯パトロールやコンビニエンスストア等における駐留警戒及び広報啓発活動を行う「青色回転灯犯罪抑止パトロール事業」を実施し、各種犯罪の防止を図ります。
- (3) 三重県警察認定「子ども安全・安心の店」の運用
子どもが危険を感じて駆け込んできた場合の保護活動のほか、通学路等における子どもの見守り活動や警察と事業所間における情報伝達ネットワークの構築等を行う事業所等を「子ども安全・安心の店」として警察が認定する制度を運用して、地域住民による子どもの見守り活動の活性化を図り、子どもの安全・安心を促進します。
- (4) 科学捜査力を活かした、より客観的証拠重視の捜査を展開するため、捜査支援システムの拡充整備の取組、IT 技術を駆使した「新通信指令システム」の構築・整備による警察活動基盤の強化を図り、犯罪抑止及び検挙の向上を図ります。
- (5) 引き続き、刑事指導室及び捜査技能伝承官を効果的に運用するほか「新任専務員育成プログラム」を積極的に活用して、若手捜査員の捜査能力向上を図ります。
- (6) 実戦的総合訓練等の指導体制や内容を改善・整備して、現場対応措置訓練、事件捜査指揮訓練などの各種教養訓練の強化を進めるほか、既存警察官を効果的に配置・運用するなど、警察活動の人的基盤を強化して、刻々と変化する現場状況に的確に対処する現場執行力の向上を図ります。

<p>監査の結果</p> <p>1 事業の執行に関する意見 (交通事故の発生防止)</p> <p>(2) 平成 21 年の交通事故死者数は 112 人で、過去最少の水準で推移したものの、前年に比し 2 人増加しており、また、人口 10 万人当たりの死者数も、全国ワースト第 10 位(都道府県別)であり、過去 10 年を見ても常にワースト上位にある。</p> <p>今後は、従前の発生防止策の取組効果を検証のうえ、県内における交通死亡事故の特徴である高齢者死亡事故が多いこと、シートベルト非着用死者が多いこと、飲酒運転などの悪質危険違反が多いことなどの実態を踏まえ、より効果的な発生防止対策に一層取り組まれない。</p> <p style="text-align: right;">(交通部 交通企画課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>交通事故、とりわけ交通死亡事故の特徴等を踏まえて、高齢者の交通事故抑止対策、シートベルト着用促進対策、速度抑制対策及び飲酒運転根絶対策を重点に交通事故抑止対策を推進しました。</p> <p>(1) 交通安全教育・啓発活動</p> <p>ア 警察署ごとに協議会を設立し、地域ぐるみで交通安全教育を行う「高齢者交通安全教育ステップアップ事業」を推進しました。</p> <p>イ 子どもや高齢者を重点対象として、交通安全アドバイザーにより交通教室などを行う「民間委託による交通安全教育・啓発活動事業」を推進しました。</p> <p>ウ 緊急雇用創出事業を活用して高齢者宅への交通安全訪問指導を強化するとともに、高齢ドライバー安全運転大会を開催するなど、高齢者の交通事故防止対策を推進しました。</p> <p>(2) 交通安全施設の整備</p> <p>高齢者等に配慮した交通安全施設の整備に努め、高齢者利用施設周辺等において、横断歩道の設置や信号機の整備を推進しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 信号機の整備 40 基 ○ 横断歩道の設置 166 本 <p>(3) 交通指導取締り等の実施</p> <p>飲酒運転、最高速度違反などの悪質危険違反や被害を軽減するためのシートベルト着用義務違反の取締りを推進したほか、毎月 21 日を「高齢者の交通安全の日」として設定し、高齢者に対して集中的な街頭指導活動を行いました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>平成 22 年中の交通事故死者数は 135 人で、死傷者多数の重大事故が連続したことなどから、前年と比べてプラス 23 人と大幅に増加しました。特に高齢死者は 71 人(前年比+6 人)で、全交通事故死者数に占める割合も約 53%と高くなりました。しかし、交通人身事故発生件数や負傷者数は前年と比較して減少し、県民しあわせプランの取組目標である「交通事故死傷者数 15,200 人以下」を達成しました。</p>
<p>平成 23 年度以降(取組予定等)</p> <p>高齢死者が多く、全交通事故死者数に占める割合も高いことから、引き続き高齢者対策を重点に、次のとおり総合的な交通事故抑止活動を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通安全教育・啓発活動 ○ 交通安全施設の整備 ○ 交通指導取締り

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 本庁分</p> <p>(1) 放置違反金の収入未済額が、38,884,000 円（対前年度比 88.1%）あり、前年度と比べて 5,244,000 円減少しているものの、今後も、その収入未済額の減少と発生の防止に努められたい。</p> <p>また、過年度分にかかる放置違反金の収入未済額については、前年度と比べて 8,984,000 円（対前年度比 151.3%）増加しており、徴収すべき延滞金も増大している。道路交通秩序を維持する観点からも、一層取組みを強化されたい。</p> <p>さらに、公用車損傷による賠償金としての弁償金の収入未済額が 296,407 円あり、今後、その収入未済額の減少と今後の発生防止により一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（交通部 交通指導課、警務部 会計課）</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>【放置違反金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 車両の使用者に対し、放置違反金未納の場合は、車検拒否・車両使用制限命令を受けることがあることを記載した放置違反金納付命令書を発出しました。それでも納付されない場合は、車検拒否・滞納処分（財産の差押え）を行うことを記載した督促状を発出し、放置違反金の納付を催促しました。</p> <p>(2) 督促状によっても納付されない場合は、再度、滞納処分を行うこと等を記載した最終督促状を発出するとともに、専従班により電話又は車両使用者宅を訪問面接して納付の催促をしました。</p> <p>(3) 最終督促状によっても納付されない未納者に対し、専従班により滞納処分を行い強制徴収をしました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>放置違反金の未済額は、38,884,000 円ありましたが、平成 23 年 3 月末現在、上記取組みにより 5,942,000 円が納付され、収入未済額は 32,942,000 円となりました。</p> <p>【弁償金】</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>公用車の損傷に係る関係所属と連携を図り、関係者に対し、電話による催促を複数回実施しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1) 現年度分（48,607 円）については、平成 22 年 6 月に納入されました。</p> <p>(2) 過年度分については、債務者が所在不明となっており、納入には至っていません。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>【放置違反金】</p> <p>文書、電話、訪問等による催促をより強化するとともに、担当者による滞納処分を行い、収入未済額の減少及び発生の防止に努めます。</p> <p>【弁償金】</p> <p>今後も関係所属と連携を密にして、債務者等に対する働き掛けを継続して実施し、未収金の納付に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>イ 地域機関分</p> <p>収入事務において事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 駐在所電気代の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (いなべ警察署)</p> <p>(2) 駐在所電気代の徴収誤りにより歳入戻出を行っていた。 (四日市西警察署)</p> <p>(3) 歳入額の誤りにより歳入戻出を行っていた。 (亀山警察署)</p> <p>(4) 光熱水費等の分担金の積算誤りにより歳入戻出を行っていた。 (鈴鹿警察署)</p> <p>(5) 消耗品費等の分担金の積算誤りにより歳入戻出を行っていた。 (鈴鹿警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)、(2)は、駐在所の電気代私費分の計上を誤ったため、駐在所光熱水費分担金の過納となったものです。</p> <p>書類点検を複数の者が行い、チェック機能の強化に努めました。</p> <p>(3)は、払出済の拾得保管金を誤って歳入としてしまったものです。</p> <p>拾得物の受入・払出について、複数の職員により確認点検を行い、適正な収入事務に努めました。</p> <p>(4)、(5)は、行政財産の目的外使用許可に係る光熱水費及び消耗品費の分担金の積算を誤り、過納となったものです。</p> <p>複数職員による実効のあるチェック機能の確保に努め、内部牽制機能の強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5)とも、複数職員によるチェック機能の重要性が再認識されるとともに、職員相互間の牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めたことで、その後、同様の事案の発生はありません。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)、(2)、(3)、(4)、(5)とも、引き続き、複数職員によるチェックを確実に実施することにより、職員相互間の牽制機能を強化し、適正な事務処理に努めます。</p>

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(2) 支出に関する事務 業務委託契約等の執行について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>ア 業務委託</p> <p>(1) 【一般廃棄物収集運搬業務委託】 契約の履行完了時の検査結果が記録されていなかった。 (津警察署)</p> <p>イ 旅費</p> <p>(1) 【中部管区警察学校巡査部長任用科（第70期）教養】 復命書の記載が不十分であった。 (交通部 交通機動隊)</p> <p>(2) 【捜査用務】 旅行命令書に用務先が記載されていなかった。 (四日市北警察署)</p> <p>ウ 物品購入等</p> <p>(1) 【契約事務（物件関係）に係る事業者選定取扱要領の運用】 選定及び見積り合わせの結果が、契約事務（物件関係）に係る事業者選定取扱要領に規定されたローテーション表に記録されていなかった。 (警務部 会計課)</p>
<p>講じた措置</p>
<p>平成22年度</p> <p>ア 業務委託</p> <p>1 実施した取組内容 廃棄物収集の委託業務は、履行されていたものの、確認結果の記録がもれていたものです。 廃棄物収集の委託業務が完了した際には、業務担当者と会計課担当者が立会し、業務検査記録調書に双方が履行を確認した後に、担当者印を押印することを徹底しました。</p> <p>2 取組の成果 双方が立会し、担当者が押印することにより、双方に履行確認の義務を課すこととなり、契約業務のより確実な履行及び履行確認を促すことができました。</p> <p>イ 旅費</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1) 中部管区警察学校巡査部長任用科（第70期）教養 中部管区警察学校への入校（旅行）に際し、復命書に帰宅時間の記載もれがあったものです。 職員に対し、確実な記載を徹底するとともに、担当者を始め、複数の職員によるチェックの強化を図りました。</p> <p>(2) 捜査用務 職員の県外への出張に際し、旅行命令書に用務先の記載もれがあったものです。 確実な記載を徹底するとともに、複数の職員によるチェックの強化を図りました。</p> <p>2 取組の成果 職員の意識高揚が図られるとともに、担当者等による旅費支出に係るチェックが強化されるようになりました。</p> <p>ウ 物品購入等</p> <p>1 実施した取組内容 業者の選定については、均等発注していたものの、ローテーション表の記録をしていなかったものです。 業者選定情報をローテーション表に記録しました。</p> <p>2 取組の成果 記録されたローテーション表に基づき業者選定を行うことで、より公平性・透明性が担保できるようになりました。</p>

平成 23 年度以降（取組予定等）

ア 業務委託

引き続き、履行確認を徹底し、契約業務の適正な執行に努めます。

イ 旅費

(1)、(2)とも、今後とも、確実な記載を徹底するとともに、旅行者等と綿密なやりとりを行い、チェック機能の強化を維持し、適正な事務処理に努めます。

ウ 物品購入等

引き続き、ローテーション表に記録された情報に基づく、適正な業者選定による発注業務を実施します。

<p>監査の結果</p> <p>2 財務等に関する意見</p> <p>(3) 人件費</p> <p>事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。</p> <p>(1) 通勤手当の認定通勤経路が複数認められていた。 (交通部 運転免許センター)</p> <p>(2) 報償費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (四日市北警察署)</p> <p>(3) 報酬の誤払いにより歳出戻入を行っていた。 (津南警察署)</p> <p>(4) 住宅手当の事後確認が不十分であった。 (大台警察署)</p>
<p>講じた措置</p> <p>平成 22 年度</p> <p>1 実施した取組内容</p> <p>(1)は、同一区間における認定経路について、複数の経路を認定していたものです。複数の認定をしていた経路の見直しを行い、統一したものとしました。</p> <p>(2)は、報償費の支給の規定が廃止されたが、誤ってそのまま支給していたものです。必要な書類とその内容について、複数の職員で精査し、誤りのないよう徹底しました。</p> <p>(3)は、会議出席者に対する報酬にいて、急遽の欠席者に対して誤って支払っていたものです。関係部門間の緊密な連携を図るとともに、事前及び事後確認の徹底に努めました。</p> <p>(4)は、住居手当の事後確認について、関係書類の確認が不十分となったものです。関係書類を複数の職員で精査し、誤りのないことを確認しました。</p> <p>2 取組の成果</p> <p>(1)、(2)、(4)とも、手当の認定等に係る支給要件について再認識し、複数の職員による確認を徹底することにより、チェック機能の強化を図ることができました。</p> <p>(3)は、関係部門間の連携が強化されるとともに、確認の徹底が図られました。</p>
<p>平成 23 年度以降（取組予定等）</p> <p>(1)、(2)、(4)は、引き続き、職員の意識の高揚を図り、チェック機能の強化を維持し、適正な事務を推進します。</p> <p>(3)は、今後も関係部門間の緊密な連携に努め、会議出席者の事前・事後の出欠の確認を徹底します。</p>

監査の結果

2 財務等に関する意見

(4) 財産管理等の状況

財産管理等について、事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

ア 金品亡失

(1) 公用車の損傷(修理代	119,490円)	(四日市南警察署)
(2) 公用車の損傷(修理代	91,266円)	(鈴鹿警察署)
(3) 公用車の損傷(修理代	68,727円)	(津警察署)
(4) 公用車の損傷(修理代	18,795円)	(松阪警察署)
(5) 公用車の損傷(修理代	92,809円)	(松阪警察署)
(6) 公用車の損傷(修理代	117,690円)	(鳥羽警察署)
(7) 公用車の損傷(修理代	130,452円)	(鳥羽警察署)
(8) 公用車の損傷(修理代	71,421円)	(熊野警察署)
(9) 公用車の損傷(修理代	10,500円)	(伊賀警察署)
(10) 公用車の損傷(修理代	6,825円)	(名張警察署)

講じた措置

平成22年度

1 実施した取組内容

(1)は、警察署駐車場に駐車していた公用車のフロントガラス等が何者かに損壊されたものです。公用車の管理の徹底について指導しました。

(2)は、駐車場内において、不審者に対して職務質問を行おうとしたところ、車両で逃走を図った相手により、駐車中の公用車の助手席ドアに衝突され、損傷したものです。

適正な警察業務の遂行に努めるとともに、公務中における交通事故防止について指導しました。

(3)は、車両で逃走中の被疑者の進路をふさぐため、公用車を路上に停車していたところ、当該車両により、公用車の右前部に接触され、損傷したものです。

適正な警察業務の遂行に努めるとともに、公務中における交通事故防止について指導しました。

(4)は、台風が接近している際に公用車で警戒警備中のところ、強風で飛んできた看板が公用車に当たり、前照灯等が損傷したものです。

適正な警察業務の遂行に努めるとともに、公用車の管理の徹底について指導しました。

(5)は、不審者に対して職務質問を行おうとしたところ、車両で逃走を図った相手により、駐車中の公用車に衝突され、後部ボディー等を損傷したものです。

適正な警察業務の遂行に努めるとともに、公務中における交通事故防止について指導しました。

(6)は、警察署駐車場に駐車中の公用車に、台風の強風により飛んできた物件が当たり、フロントガラス等が損傷したものです。

公用車の管理の徹底について指導しました。

(7)は、警察署駐車場に駐車中の公用車に、台風の強風により飛んできた物件が当たり、フロントガラス等が損傷したものです。

公用車の管理の徹底について指導しました。

(8)は、交通事故処理を終え、公用車で帰署途中、台風の強風により飛んできた浜石が当たり、フロントガラス等が損傷したものです。

適正な警察業務の遂行に努めるとともに、公用車の管理の徹底について指導しました。

(9)は、警察署駐車場に駐車していた公用車の前照灯が何者かに損壊されたものです。

公用車の管理の徹底について指導しました。

(10)は、小型警ら車で警ら中、助手席の窓ガラスが突然粉砕したものです。(原因不明であるが、飛び石等が考えられる。)

適正な警察業務の遂行に努めるとともに、公用車の管理の徹底について指導しました。

2 取組の成果

公有財産の管理に対する意識が高まったほか、公用車の交通事故防止の意識が高まるとともに、防

衛運転の心掛けが図られました。

平成 23 年度以降（取組予定等）

引き続き、警察職員としての自覚と公有財産の管理意識の高揚を図るとともに、交通事故防止及び防衛運転に関する指導・教養を実施します。

監査の結果

2 財務等に関する意

(5) 事務管理体制

事務処理上不適切な事案が見受けられたので、留意のうえ、今後、適正な事務処理に努められたい。

- (1) 消耗品費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(桑名警察署)
- (2) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(桑名警察署)
- (3) 光熱水費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(桑名警察署)
- (4) 燃料費等の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(いなべ警察署)
- (5) 請求書の誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。(いなべ警察署)
- (6) 消耗品費の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。(四日市北警察署)
- (7) 燃料費の支払先誤りにより歳出戻入を行っていた。(四日市北警察署)
- (8) 通信運搬費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(四日市南警察署)
- (9) 委託料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(四日市南警察署)
- (10) 使用料及び賃借料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(四日市南警察署)
- (11) 旅費の行程誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。(四日市西警察署)
- (12) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(亀山警察署)
- (13) 使用料及び賃借料の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(津警察署)
- (14) 消費税分の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(松阪警察署)
- (15) 支払先の誤りにより歳出戻入を行っていた。(伊勢警察署)
- (16) 委託料等の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(伊勢警察署)
- (17) 旅費の行程誤りによる誤払いにより歳出戻入が散見された。(鳥羽警察署)
- (18) 旅費の出張の取りやめの手続きを行わなかったことによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。(鳥羽警察署)
- (19) 光熱水費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(紀宝警察署)
- (20) 旅費の誤払いより歳出戻入を行っていた。(紀宝警察署)
- (21) 旅費の行程誤りによる誤払いにより歳出戻入を行っていた。(伊賀警察署)
- (22) 旅費の誤払いにより歳出戻入を行っていた。(名張警察署)

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

(1)は、消耗品の購入において、仕様の記載が誤っていたため、これを取り消して、再度支出負担行為を行うべきところ、取り消しを失念したため、誤って二重の支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(2)は、赴任旅費の支給に当たり、4/1 付け赴任の職員に対し、前年度でもって廃止された旅費日当を誤って支払ったものです。

関係規定の研鑽に努めるとともに、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(3)は、電気料金の支払いに当たり、3 枚の請求書の合計金額の計算を誤り、支出命令を行ったものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(4)は、燃料費について、消費税の計算を誤った請求書により、支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(5)は、印刷物の作成契約において、契約単価と異なる単価で計算された請求書により、誤って支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(6)は、消耗品の契約先が変わったものの、以前の契約先のまま支払い手続を行い、誤った債権者に支払いしていたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(7)は、燃料費の契約先が変わったものの、以前の契約先のまま支払い手続を行い、誤った債権者

に支払いしていたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(8)は、盗難車両の引上げ代について、後日所有者が判明し、同人がこの代金を負担したため代金の戻入を行ったものです。

関係者との緊密な連携を図り、適正な手続に努めました。

(9)は、留置人診療費について、相手方からの請求が重複してされたため、誤って二重の支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(10)は、E T Cの利用料金について、財務端末の入力ミスのため、誤って支払いをしたものです。担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(11)は、県外への出張に際し、経路を誤って、支払いをしたものです。

関係規定の研鑽に努めるとともに、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(12)は、通訳人依頼旅費について、旅行回数を錯誤し、支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(13)は、私有車の公務使用において、関係書類への走行距離の転記を誤ったため、使用料及び賃借料を誤って支払いをしたものです。

職員に対し、適正な書類の作成について指導するとともに、担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(14)は、留置人診療費について、消費税の計算を誤った請求書により、支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(15)は、留置人診療費について、債権者を誤り、支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(16)は、消耗品について、消費税の計算を誤った請求書により、支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(17)は、県警察学校への入校に際しての旅費について、出発地及び帰着地を誤り、支払いをしたものです。

関係規定の研鑽に努めるとともに、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(18)は、出張を取りやめたものの、旅行命令の取り消しを失念したため、誤ってそのまま支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(19)は、光熱水費について、契約単価と異なる請求書により、誤って支払いをしたものです。

担当者を始め、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(20)は、旅費（赴任旅費等）について、J R閑散期の調整もれにより、誤って支払いをしたものです。

関係規定の研鑽に努めるとともに、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(21)は、県警察学校への入校に際しての旅費について、経路を誤り、支払いをしたものです。

関係規定の研鑽に努めるとともに、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

(22)は、依頼旅費について、夜間着との認識誤りから、加算額の支払いをしたものです。

関係規定の研鑽に努めるとともに、決裁時等における書類審査を徹底するなどチェック機能の強化を図りました。

2 取組の成果

(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(14)、(15)、(16)、(18)、(19)については、複数職員による確実なチェックの重要性が再認識されたことにより、チェック機能が強化され、より適正な事務手続が進められています。

(2)、(11)、(17)、(20)、(21)、(22)については、関係規定の研鑽による知識の涵養が図られるとともに、複数職員による確実なチェックの重要性が再認識されたことにより、チェック機能が強化され、より適正な事務手続が進められています。

(8)、(12)、(13)については、適正な会計業務の推進について認識されるとともに、複数職員によ

る確実なチェックの重要性が再認識されたことにより、チェック機能が強化され、より適正な事務手続が進められています。

平成 23 年度以降（取組予定等）

(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(9)、(10)、(14)、(15)、(16)、(18)、(19)については、引き続き、チェック機能の強化に努め、関係規定に基づいた適正な事務手続を進めます。

(2)、(11)、(17)、(20)、(21)、(22)については、引き続き、関係規定の研鑽により担当者のレベルアップを図るとともに、チェック機能の強化に努め、関係規定に基づいた適正な事務手続を進めます。

(8)、(12)、(13)については、関係職員との緊密な連携を図るとともに、チェック機能の強化に努め、関係規定に基づいた適正な事務手続を進めます。

監査の結果

2 財務等に関する意見

(6) 交通事故

公用車の交通事故、特に人身事故が発生しているので、自動車の運行管理について十分留意し、今後、より一層職員の安全意識及び県有財産管理意識の高揚を図るなど、発生防止の措置を講じられたい。

- | | |
|---|-----------|
| (1) 物損事故 (負担割合：県.. 20%・相手.. 80%)
(負担額：県.. 13,895 円・相手.. 425 円) | (警察本部) |
| (2) 物損事故 (負担割合：県.. 85%・相手.. 15%)
(負担額：県.. 26,350 円・相手.. 124,950 円) | (警察本部) |
| (3) 物損事故 (負担割合：県.. 100%・相手.. 0%)
(負担額：県.. 0 円・相手.. 139,450 円) | (警察本部) |
| (4) 物損事故 (負担割合：県.. 70%・相手.. 30%)
(負担額：県.. 76,091 円・相手.. 85,723 円) | (警察本部) |
| (5) 物損事故 (負担割合：県.. 25%・相手.. 75%)
(物損額：県.. 16,747 円・相手.. 42,250 円) | (桑名警察署) |
| (6) 自損事故 (損害額.. 60,606 円) | (桑名警察署) |
| (7) 物損事故 (負担割合：県.. 100%・相手.. 0%)
(物損額：県.. 0 円・相手.. 29,925 円) | (いなべ警察署) |
| (8) 物損事故 (負担割合：県.. 100%・相手.. 0%)
(物損額：県.. 0 円・相手.. 142,050 円) | (四日市北警察署) |
| (9) 自損事故 (損害額.. 166,280 円) | (津警察署) |
| (10) 物損事故 (負担割合：県.. 15%・相手.. 85%)
(物損額：県.. 14,878 円・相手.. 84,307 円) | (津警察署) |
| (11) 自損事故 (損害額.. 213,583 円) | (津警察署) |
| (12) 物損事故 (負担割合示談中) | (津警察署) |
| (13) 自損事故 (損害額.. 641,632 円) | (松阪警察署) |
| (14) 物損事故 (負担割合：県.. 20%・相手.. 80%)
(物損額：県.. 8,211 円・相手.. 9,444 円) | (松阪警察署) |
| (15) 物損事故 (負担割合：県.. 20%・相手.. 80%)
(物損額：県.. 36,925 円・相手.. 57,000 円) | (大台警察署) |
| (16) 物損事故 (負担割合：県.. 100%・相手.. 0%)
(物損額：県.. 13,461 円・相手.. 96,443 円) | (伊勢警察署) |
| (17) 物損事故 (負担割合：県.. 100%・相手.. 0%)
(物損額：県.. 0 円・相手.. 63,776 円) | (伊勢警察署) |
| (18) 自損事故 (損害額.. 133,535 円) | (鳥羽警察署) |
| (19) 物損事故 (負担割合：県.. 40%・相手.. 60%)
(物損額：県.. 1,323 円・相手.. 11,760 円) | (鳥羽警察署) |
| (20) 自損事故 (損害額.. 3,927 円) | (紀宝警察署) |
| (21) 物損事故 (負担割合：県.. 100%・相手.. 0%)
(物損額：県.. 49,610 円・相手.. 169,008 円) | (伊賀警察署) |
| (22) 人身事故 (負担割合：県.. 100%・相手.. 0%) (物損額：県.. 0 円・相手.. 336,696 円)
(治療費等：県.. 0 円・相手.. 172,049 円) | (名張警察署) |
| (23) 物損事故 (負担割合示談中) | (名張警察署) |
| (24) 自損事故 (損害額.. 235,922 円) | (名張警察署) |

講じた措置

平成 22 年度

1 実施した取組内容

警察の業務は、犯罪捜査、交通取締り等、車両を使用することが多く、警察本部が管理する車両は、年々、増加し、平成 23 年 3 月末現在、四輪車 988 台、二輪車 266 台、合計 1,254 台に及んでいます。また、現場臨場に際して地理不案内の場所や狭い道路を走行せざるを得ない現状にあることなどが公用車の交通事故の発生要因と考えています。

交通事故の防止対策としては、事故の発生実態を踏まえた上で、指導教養を徹底するなど、継続的に事故防止対策を実施しています。

具体的には、

- ・ 運転技能に応じた認定を行う車両運転技能認定制度の運用
- ・ 交通事故を起こした職員を対象に運転適正検査、運転シミュレーター講習等の実施
- ・ 交通事故防止意識の高揚を図るための実戦塾の開催
- ・ 運転技能訓練の反復実施
- ・ 同乗者による安全確認の徹底

などの施策を実施しています。

2 取組の成果

公用車による交通事故の発生件数は、ここ数年、横ばい傾向で推移していますが、損害賠償額が減少傾向にあることから、重大な事故が減少しているものと認められます。

平成 23 年度以降（取組予定等）

引き続き、交通事故の発生実態を踏まえた指導教養を継続するなど、交通事故防止対策を徹底します。